



DISCLOSURE OF SHIMANE BANK

しまぎんの現況2007

しまぎんの概要

(平成19年3月末)

創業年月日	大正4年5月20日
本店所在地	松江市東本町二丁目35番地
U R L	http://www.shimagin.co.jp
資本金	64億円
店舗数	34店(島根県 25、鳥取県 9)
従業員数	433名
預金残高	3,086億円
貸出金残高	2,321億円

目次

CONTENTS

ごあいさつ	1
経営の基本方針とその取組状況	
経営理念	2
中長期的な経営戦略	2
中期経営計画の実践状況	3
業績のご報告	
平成18年度の概況と業績	4
最近5年間の主要な経営指標等の推移	6
不良債権	7
企業の社会的責任(CSR)への取組み	
企業の社会的責任(CSR)に対する当行の考え方	8
行内態勢の確立に向けて	
コーポレート・ガバナンス	9
法令等遵守(コンプライアンス)態勢	11
リスク管理態勢	12
個人情報保護方針(プライバシーポリシー)	15
金融商品勧誘方針	16
環境問題への取組み	17
活力に満ちた職場環境の整備	18
地域の皆さまと共に	
「地域密着型金融推進計画」の実践について	19
地域への信用供与	20
地域振興への貢献	22
地域サービスの充実	24
社会貢献活動	26
お客さま満足度向上をめざして	27
お客さまへのお知らせ	28
営業のご案内	
主要業務の内容	29
預金業務	30
貸出業務	31
融資基本方針(クレジットポリシー)	
国際業務	33
証券業務	33
投資信託の窓口販売業務(商品ラインナップ)	34
保険商品の窓口販売業務	34
各種サービスのご案内	35
主な手数料のご案内	36
組織・ネットワーク	
ネットワークのご案内	38
本部組織図・役員一覧	40
資料編	
単体情報	42
連結情報	74
パーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示	91
索引(法定開示項目一覧)	108



当行のあゆみ

大正	4年 5月20日	松江相互貯金株式会社設立	
	4年 10月28日	松江相互無尽株式会社に商号変更	
	26年 10月20日	株式会社松江相互銀行に商号変更	
	26年 10月22日	松江市東茶町より本店を現在地へ移転	
	53年 10月12日	全店為替オンラインをスタート	
	54年 2月13日	全国銀行データー通信システムに加盟	
	55年 7月21日	融資オンラインが全店完了	
	56年 4月25日	松江リース株式会社(現・連結子会社)を設立	
	昭和	56年 11月16日	全国相互銀行CD(現金自動支払機)の全国ネットサービスを開始
		57年 6月14日	総合オンライン化が完成
58年 1月31日		長期国債等の窓口販売業務の認可	
58年 2月 7日		住宅金融公庫事務オンライン化が完成	
58年 9月22日		中期国債の窓口販売業務の認可	
60年 5月20日		まつぎん中小企業経営研究所を設置	
61年 2月19日		全額出資によるまつぎんビジネスサービス株式会社を設立	
62年 5月29日		ディーリング業務の認可	
平成		元年 8月 1日	普通銀行への転換、株式会社島根銀行に商号変更
		元年 8月 1日	まつぎんビジネスサービス株式会社をしまぎんビジネスサービス株式会社に商号変更
	元年 8月 1日	まつぎん中小企業経営研究所をしまぎん中小企業経営研究所に名称変更	
	元年 10月 2日	外国為替業務取扱開始	
	3年 1月 4日	新勘定系オンラインシステム稼働	
	5年 2月 8日	山陰労働金庫(現・中国労働金庫)との店舗外CDの提携	
	6年 4月27日	社債の受託業務の認可	
	9年 10月22日	しまぎんユーシーカード株式会社(現・持分法適用関連会社)を設立	
	11年 3月29日	郵貯とのATMの提携	
	12年 10月 1日	投資信託販売業務の開始	
14年 3月29日	松江リース株式会社の株式を追加取得し、同社を連結子会社化		
14年 4月 1日	損害保険販売業務の開始		
14年 10月 1日	生命保険販売業務の開始		
16年 7月30日	日本アイ・ビー・エム株式会社とシステムのアウトソーシング契約締結		
17年 10月 1日	しまぎんビジネスサービス株式会社を吸収合併		

本誌は、銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明書類)です。

本資料に掲載しております計数は、原則として単位未満を切捨てのうえ表示しております。

ごあいさつ

皆さまには、日頃より私ども島根銀行をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

さて、このたび「しまぎんの現況2007」を作成いたしましたので、ご案内いたします。本誌では、当行の経営方針や業績のほか、全行挙げて推進しております「企業の社会的責任（CSR）」への取組みなどについても広く取り上げ、皆さまに分かりやすくお伝えすることを心がけて作成いたしました。ぜひご一読いただき、当行に対するご理解を深めていただければ幸いです。

今後とも、お客さまへの金融サービスの充実に努め、地域経済の発展に貢献するべく地域金融機関の使命を果たしてまいりますので、引き続きご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月



取締役頭取 田頭基典

SHIMANE BANK

2007

経営の基本方針とその取組状況



経営理念

1. 地域社会の発展に貢献し、信頼され、愛される銀行となる

- (1) 地域社会との連帯を深め、豊かな発展に貢献する
- (2) 健全経営に徹し、収益力の高い銀行となる
- (3) お客様との温かい心のふれあいを大切にする

2. 常に魅力あるサービスを提供し、お客様のニーズに積極的に応える

- (1) 常にお客様の側に立って、魅力的なサービスを迫及する
- (2) 時代の変化を的確にとらえ、総合金融サービスの充実に努める
- (3) 正確で真心のこもったスピーディーな事務処理を行う

3. 創造力豊かで、活力にみちた、明るい人間集団をつくる

- (1) 失敗を恐れず、新しい課題に積極的に挑戦し続ける
- (2) 常に視野をひろげ、知的行動力を高め、効果的に対応する
- (3) お互いの理解を深め、明るい働きがいのある職場をつくる



中長期的な経営戦略

当行は平成元年8月1日の普銀転換にあたり、「地域社会の発展に貢献し、信頼され、愛される銀行となる」、「常に魅力あるサービスを提供し、お客様のニーズに積極的に応える」、「創造力豊かで、活力にみちた明るい人間集団をつくる」との経営理念を掲げ、経営ビジョンとして「お客様のリレーションシップの強化」、「株主の皆さまに対する安定したリターン」の確保、「行員が自己実現できる体制の構築」の実現により「企業価値の向上」を図ることとしております。

これらを具現化するため、中期経営計画「信頼と貢献 (Confidence & Contribution)」を策定し、経営の最重要課題として「コーポレートガバナンスの確立」、「コンプライアンスの高度化」、「リスク管理の高度化」、「収益性、健全性の向上」の四本柱を掲げ、その実践により、企業価値の更なる向上を図るべく鋭意取り組んでおります。

■計画期間

平成18年4月～平成20年3月(2力年)





中期経営計画の実践状況

当行は、平成18年度より、中期経営計画「信頼と貢献」を策定し、「営業の強化」、「財務の強化」、「人材の強化」、「組織の強化」の4つの項目毎に基本方針（具体的施策）を定め、鋭意取組んでいるところであります。

取組みの具体例といたしまして、「営業の強化」につきましては、営業推進に必要な営業ツール、商品ラインナップ、営業支援体制等を拡充すべく、新顧客情報自由検索システムの導入、住宅ローンの保証会社の追加、オリентコーポレーションとの業務提携による個人事業者向けローンの取扱開始、ビジネスマッチング業務の取扱範囲の拡充、住宅金融学校等のセミナーの継続開催、雲南支店の移転オープン等の諸施策を実施しております。「財務の強化」につきましては、リスクに見合った適正な金利の確保に向けて、「しまぎん基準金利」を設定し、信用コストを反映した金利体系を導入しております。「人材の強化」につきましては、研修体系に沿って、階層別の様々な研修を実施しております。「組織の強化」につきましては、業務効率化等に向け、電子帳票システム、新営業店端末の導入を決定し、現在導入作業を進めているところであります。また、適切な情報開示への取組みとして、しまぎん経営情報説明会・株主総会の開催、年間2回のディスクロージャー誌・年間4回のミニディスクロージャー誌の発行、東京証券取引所の適時情報開示規則に基づく情報の開示等を実施しております。

平成17年度からスタートした、「地域密着型金融推進計画」（計画期間：平成17年4月～平成19年3月）においては、主要経営基盤である山陰両県の特性、当行の現状等を踏まえ、選択と集中を通じて、より充実した計画となるよう立案し、本経営計画とあいまって、積極的に取組んでまいりました。

同計画は、本年3月をもって終了いたしました。今後においても、この計画の実践で培ったノウハウや知識を存分に生かし、リレーションシップの一層の強化に努めてまいることが、当行が経営理念において掲げております「地域社会の発展への貢献」につながるものと考えております。

今後も地域の一層の信頼・期待に応えるために、あらゆる課題に対して積極的に取組んでまいります。特に今年度は本経営計画の最終年度であり、その達成に向け、役職員一丸となって邁進する所存でございます。



雲南支店 平成18年10月10日（火）移転オープン



業績のご報告



平成18年度の概況と業績

■平成18年度金融経済情勢

平成18年度のが国の経済情勢は、輸出が概ね横這いで推移する中、企業収益の改善や需要の増加などを受けて、設備投資が増加し、生産も緩やかに増加するなど企業部門は堅調に推移いたしました。一方、家計部門では所得の伸びが鈍化したことなどにより、個人消費が緩やかな増加から横這いへと転じているものの、全体としては景気は着実に回復を続け、戦後最長のいざなぎ景気を超える景気拡大となりました。

こうした中、当地山陰の経済情勢は、公共投資や住宅投資が減少しているものの、製造業の生産は増加し、雇用・所得情勢も総じて緩やかに改善しているほか、個人消費も緩やかに持ち直しつつあり、景気は一部に弱い動きが続いておりますが、総じてみれば緩やかに回復してまいりました。しかしながら、全国ベースと比較すると景気回復の実感に乏しい状況にあります。

金融面では、このような経済情勢等を踏まえ、平成18年7月と平成19年2月の二度に亘り、政策的に誘導する無担保コール翌日物金利の誘導目標の引き上げが実施され、長期に亘った超低金利政策に終止符が打たれました。これを受けて、各金融機関においても、金利の見直しを行うなどの動きが見られました。

また、郵政改革、異業種の銀行業への算入、都市銀行のリテール分野への進出など金融環境が大きく変化する中で競争がさらに激化してきております。こうした環境のもとで各金融機関は創意工夫による商品開発や独自のサービスを展開するとともに利用者保護ルールの徹底と利便性の向上、事業再生・中小企業金融の円滑化およびリスク管理の高度化等に向けた各種取組みの実践に努めてまいりました。

■平成18年度(第157期)の業績

当行の平成18年度の業績につきましては、役職員一丸となって業績の向上と経営の効率化、顧客サービスの充実に努めてまいりました結果、次のようになりました。

《預金》

個人向け仕組預金や特別金利円定期預金の販売などにより個人預金が増加し、全体では期中74億円増加の3,086億円となりました。

《貸出金》

住宅ローンを中心とした個人向け融資が増加するなど全体では23億円増加の2,321億円となりました。

《有価証券》

国債や事業債を中心とした運用に努めた結果、全体では期中70億円増加の705億円となりました。

《損益》

資金の効率的調達、運用に努めてきた結果、経常収益が貸出金利息などの資金運用収益や役員取引等収益の増加などにより増収となりました。一方、経常費用が預金利息や不良債権処理費用の増加により増加したために、経常利益は前期比108百万円減益の522百万円となりました。当期純利益は、前期比64百万円減益の301百万円となりました。

《自己資本比率》

自己資本比率(国内基準)は、当事業年度より「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断する基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。その結果、当事業年度の自己資本比率(国内基準)は9.49%となりました。

《人員・設備》

人員につきましては、前期末比4名増加の433名(うち出向46名)となっております。

店舗につきましては、前期末比同様34か店であり、店舗外現金自動設備は48か所となっております。

《その他》

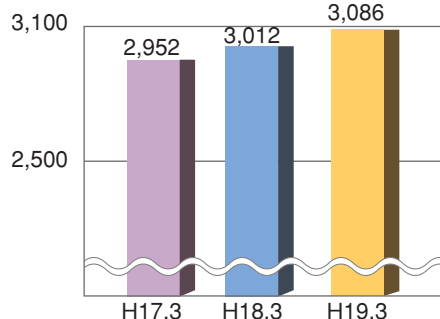
当行では、お客さまの情報が記録・記載されている資料等の適切な管理のため、定期的にその保存状況につきまして内部ルールに基づく自主的な点検を実施しておりますが、平成18年8月から9月にかけて実施した点検およびその後実施した点検内容の確認・調査等の結果、お客さま情報が含まれる資料等（資料等の種類数37種類、資料等に含まれるお客さまの数27,387件）を紛失していることが判明いたしました。

これは、平成17年度に実施した点検では、当初1種類22件のみを紛失したものとしておりましたが、今回、今年度の点検において当該内容に疑義が生じたため、再確認・調査を行った結果でございます。

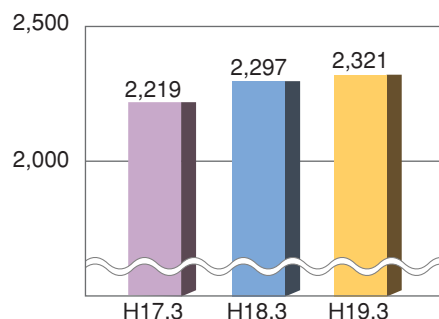
紛失した資料等は、内部調査の結果、保存期限を経過した書類に混入・誤入するなどして、誤廃棄した可能性が高く、外部へ情報が流出した懸念は極めて低いものと考えておりますが、当行としましては、今回の事態を重く受け止め、再発防止策の実施とともに、当行の財産であります「地域のお客さまの信頼」を得るため、情報管理態勢の改善と実践はもとより、コンプライアンス意識の醸成に全力を尽くしてまいります。

今後におきましても、金融商品取引法や電子登録債権法などの法規制への対応を含め、お客さまのニーズと保護を第一義とした取組みに努め、地域金融機関としての使命と役割を認識し、役職員一丸となって邁進する所存でございます。

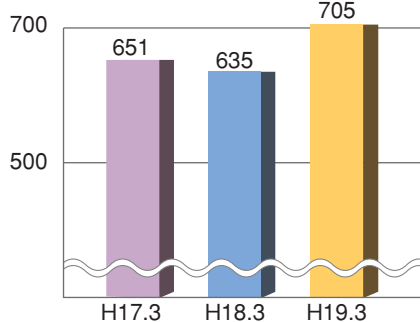
預金残高の推移 (億円)



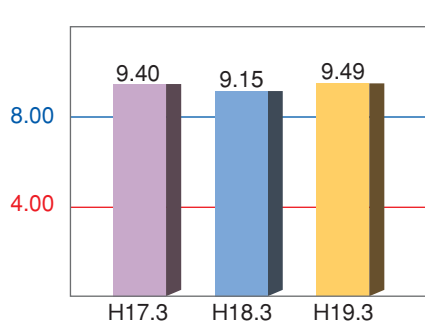
貸出金残高の推移 (億円)



有価証券残高の推移 (億円)



自己資本比率の推移 (%)





最近5年間の主要な経営指標等の推移

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)	(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
経常収益	百万円	7,330	7,419	7,169	7,483	7,785
経常利益	百万円	665	383	532	630	522
当期純利益	百万円	371	282	316	365	301
資本金	百万円	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
発行済株式総数	千株	46,560	46,560	46,560	46,560	46,560
純資産額	百万円	13,468	14,373	15,066	14,840	15,301
総資産額	百万円	314,873	316,042	319,935	324,847	331,401
預金残高	百万円	290,934	291,577	295,224	301,208	308,640
貸出金残高	百万円	222,743	223,186	221,951	229,771	232,111
有価証券残高	百万円	51,081	65,128	65,134	63,573	70,586
1株当たり純資産額	円	289.43	309.03	324.15	319.40	329.37
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)
1株当たり当期純利益	円	7.98	6.06	6.81	7.86	6.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.29	8.84	9.40	9.15	9.49
自己資本利益率	%	2.50	1.88	2.10	2.41	1.97
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	62.59	82.38	73.32	63.53	76.96
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	381 [36]	369 [34]	374 [37]	384 [37]	387 [36]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。また、有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、平成19年3月から相殺しております。
- 3 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成19年3月から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 4 第157期(平成19年3月)中間配当についての取締役会決議は平成18年11月20日に行いました。
- 5 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 6 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 7 自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は国内基準を採用しております。
- なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してしております。
- 8 株価収益率については、非上場・非登録のため記載しておりません。



不良債権

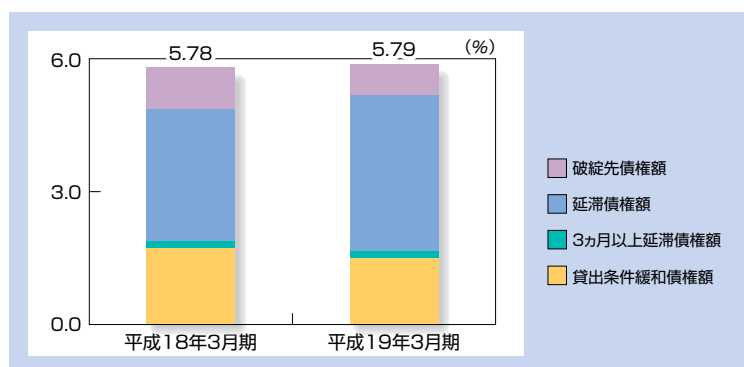
銀行の不良債権の開示については銀行法に基づくリスク管理債権と金融再生法に基づく資産査定結果の開示の双方が義務づけられています。

リスク管理債権と資産査定結果の開示基準のおもな相違は、対象となる債権が、前者は貸出金のみであるのに対して、後者は社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返を対象としていることとあります。

1. リスク管理債権額

（単位：百万円）

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
破綻先債権額	1,926	1,675
延滞債権額	7,625	8,273
3ヵ月以上延滞債権額	28	33
貸出条件緩和債権額	3,705	3,469
合 計 (A)	13,286	13,451
貸出金残高(末残) (B)	229,771	232,111
不良債権の割合 (A/B)	5.78%	5.79%



用語解説

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

③要管理債権

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

●3ヵ月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、3ヵ月以上延滞している貸出債権。

●貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権。

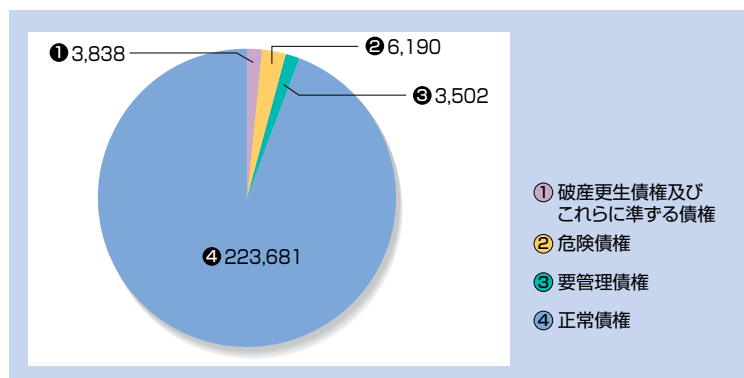
④正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

2. 資産査定開示額

（単位：百万円）

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,360	3,838
② 危険債権	5,209	6,190
③ 要管理債権	3,734	3,502
計 (C)	13,303	13,531
④ 正常債権	221,007	223,681
合 計 (D)	234,311	237,213
不良債権の割合 (C/D)	5.67%	5.70%



資産査定開示額に対する引当の状況は以下の通りです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

担保等(2,171百万円)を除く無担保・無保証部分に個別貸倒引当金(1,667百万円)を引当てて100%カバーしております。

②危険債権

担保等(2,880百万円)を除く無担保・無保証部分に個別貸倒引当金(2,391百万円)を引当てております。

③要管理債権

過去の貸倒実績率に基づき、546百万円の一般貸倒引当金を引当てております。

④正常債権

過去の貸倒実績率に基づき、236百万円の一般貸倒引当金を引当てております。

企業の社会的責任 (CSR) への取組み

企業の社会的責任 (CSR) に対する当行の考え方

近年、環境問題の深刻化や相次ぐ企業不祥事の発生を背景に、企業の社会的責任 (CSR) に対する関心がますます高まっております。

当行は、お客さま、株主の皆さま、従業員、地域社会などのステークホルダーの皆さまからのご期待にお応えできるよう、企業の社会的責任 (CSR) への取組みを経営の最重要課題として据え、地域への円滑な資金供給や金融サービスの提供といった本業である銀行業はもちろんのこと、社会貢献活動や環境問題への取組みなど、さまざまな形によって、地域金融機関としての社会的責任を果たすべく努めております。

また、企業の社会的責任 (CSR) への取組みにあたっては、ステークホルダーの皆さまとの繋がりが何よりも重要であると考え、「しまぎん経営情報説明会」の開催 (年1回)、ディスクロージャー誌 (年2回)・ミニディスクロージャー誌 (年4回) の発行等により、常に適時・適切な情報開示を行っております。

今後も、社会貢献活動や環境問題への取組みはもとより、地域金融機関の公共的使命を認識し、コーポレート・ガバナンス、法令等遵守 (コンプライアンス) 態勢、リスク管理態勢の一層の強化に努めながら、健全な業務運営を確保し、地域経済、地域社会の発展に貢献してまいります。



行内態勢の確立に向けて

当行はコンプライアンスやリスク管理などの適切な内部管理態勢の一層の充実・強化に努めることで、健全な業務運営を確保し、地域金融機関としての社会的責任を果たしてまいります。具体的には、以下の取り組みにより行内態勢の確立を図ってまいります。

S コーポレート・ガバナンス

■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行が経営理念に基づき、様々な経営施策を行っていく上においては、株主の皆さまやお客さまをはじめ、従業員等全てのステークホルダーと信頼関係を確立することが、重要であるという認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化に向け、取り組んでおります。

■会社の機関の内容

当行は、監査役制度を採用しており、委員会等設置会社制度は選択していません。

取締役会は、平成19年3月31日現在6名の取締役（社内取締役のみ）で構成し、当行の経営に関する重要事項について決議を行っております。毎月1回およびその他必要に応じて随時開催し、業務執行の監査として監査役も出席しております。

取締役の定めた経営方針に基づく主要事項の取り組みについて協議・意思決定を行う機関として経営会議を開催し、迅速な組織運営に努めております。同会議におきましても監査役が出席しております。

監査役会は、平成19年3月31日現在4名の監査役（うち3名は社外監査役）からなり、毎月1回およびその他必要に応じて随時開催し、監査に関する重要事項に関する報告を受け、協議・決定を行っております。

■内部統制システムの整備の状況

当行は、会社法における法令等遵守態勢および業務の適切性を確保するための具体である内部統制システムの構築に係る基本方針を取締役に於いて決議しております。そして、その基本方針に基づき、金融機関経営の原則である「信用」の維持・向上と、社会的責任を果たすため、コンプライアンス（法令等遵守）およびリスク管理を適切に行い、もって、経営の健全性および適切性の確保に努めております。

コンプライアンスにつきましては、確固とした企業倫理を確立すべく取り組んでおります。具体的な取り組みといたしましては、コンプライアンス態勢の基礎として「コンプライアンス規程」を制定し、実践に関わる具体的な手引書として「コンプライアンスマニュアル」を定め、すべての部署に備え置き、一部の内容を除き、全役職員に配付し、啓蒙に努めております。

コンプライアンスにおける内部管理については、コンプライアンスの実行性を高めるために、コンプライアンス態勢全体の統合的な運営計画として「統合プログラム」を、営業店および本部のコンプライアンスの具体的な運営計画として「個別プログラム」を年度毎に策定し、取締役会に諮っております。また、運営・管理状況については、全体的な運営状況を一元的に管理する統括部署を設置し、四半期毎に経営会議、半期毎に取締役会へ運営・管理状況を報告し、内部統制に努めております。また、平成18年4月より施行された公益通報者保護法に対応するため、「内部通報処理規程」を制定し、組織的または個人的な違法、不正、反倫理行為に関する内部通報の窓口を設け、不正行為等の早期発見と是正を図ることによって、コンプライアンス態勢の強化を目指しております。

リスク管理につきましては、リスク管理の取り組みを当行全体の活動の中に定着させ、役職員の各々が日々の業務活動の中でリスク管理を意識・実践していくことを基本方針としております。

リスク管理の取り組みにつきましては、リスクの適切な把握と管理のために、リスク管理態勢の基礎として「リスク管理規程」を制定し、各リスク管理の「統括管理部署」、「所管部署」および「リスク管理者」を置いております。また、リスク管理の実施につきましては、各リスクに応じた管理方針およびリスクの測定、モニタリングの手法を定めた「リスク管理マニュアル」を策定し、リスク管理を行っております。更に、各所管部署が管理しているリスクを統合的に管理するための「統合的リスク管理方針」を策定し取締役会に諮り、半期毎に経営会議ならびに取締役会に、運営・管理状況を報告し、内部統制に努めております。

平成15年3月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正により、任意の制度として導入された、有価証券報告書への「代表者確認書」の添付については、金融庁より地域金融機関に対し、「金融改革プログラム」の「工程表」を踏まえ、平成18年3月期より添付するよう要請され、当行では、規程等の改定を実施し、決算に関連する業務プロセスに関する体制および有価証券報告書等の作成に関する各プロセスチェックリストを定めるなどの整備を図り、「代表者確認書」を添付しております。

また、「財務報告に係る内部統制の評価および監査制度」への対応については、本部横断的な組織体制を編成し、外部コンサルタントの助言を受け、内部統制の文書化および有効性評価のための仕組みの構築を行っており、内部統制の評価を適切に実施する体制を整備してまいります。

■内部監査部門および監査役、会計監査の状況

内部管理態勢等の適切性および有効性の検証については、他の内部管理組織から独立した業務監査室がすべての業務と組織を対象として行っており、業務監査会議ならびに取締役会に報告しております。なお、平成19年3月31日現在、業務監査室の人員は6名であります。

監査役は、取締役の職務執行を監査するとともに、監査役会は会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適正性をチェックしております。

会計監査は、監査契約を結んでいるあずさ監査法人の監査を受けており、定期的な財務諸表監査のほか、会計上の課題についても随時確認を行うなど会計処理の適切性に努めております。

・内部監査部門と会計監査との連携状況

会計監査人による会計監査における指摘・指導事項の対応については、会計監査の統括部署と業務監査室が協議の上決定し、その結果を監査役にも報告しております。

・会計監査と監査役との連携状況

監査役は、会計監査人による会計監査への立会いを実施することで状況把握に努め、監査役会への報告により情報の共有化を図っております。また、会計監査人との間で報告会や意見交換会等を開催しており、現状認識の統一を図っております。

・監査役と内部監査部門との連携状況

常勤監査役は、業務監査室が主催する「業務監査会議」に毎回出席しており、付議・報告事項の内容を把握した上でその内容を監査役会に報告し、情報の共有化を図っております。また、常勤監査役は、業務監査室が実施している営業店拠点監査への立会いも適時実施しており、監査結果等についても監査役会に報告しております。

今後も内部監査部門および監査役と会計監査との連携を一層強化し、内部管理態勢の強化を図ってまいります。



法令等遵守(コンプライアンス)態勢

■取組方針

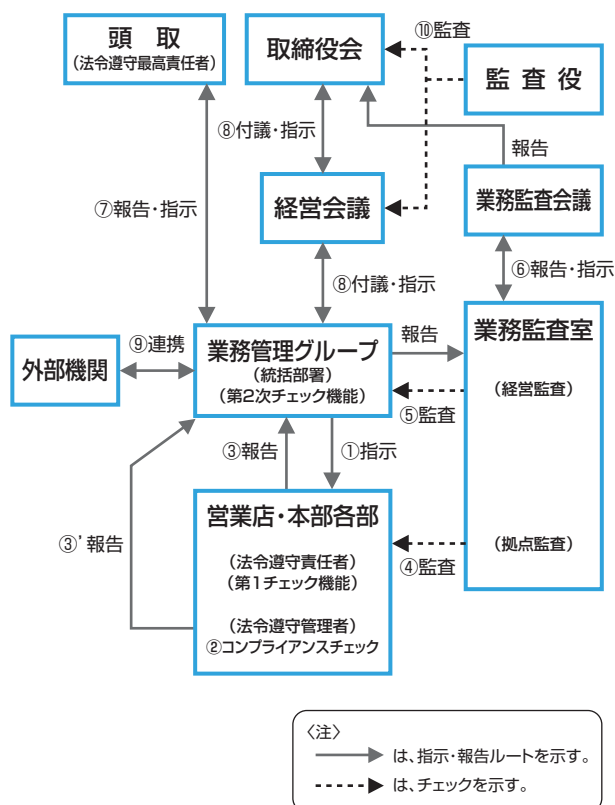
- 金融機関においては信用が最大の財産であり、当行は、経営理念によって目指す金融機関としての社会的責任を遂行し公共的使命を全うするため、経営の最重要課題の一つとして、経営トップの強いリーダーシップのもと、確固とした企業倫理を確立し、実践すべくコンプライアンスに取組んでおります。
- コンプライアンスに取組むための基本方針として「コンプライアンス規程」を制定し、当該規程に基づき体制および各種手続きや手順に関する説明、遵守すべき法令等基準とその解説、違法行為やコンプライアンスに係る事案に遭遇した場合の対処方法などを具体的に示すための「コンプライアンス・マニュアル」を定め、全ての部署に備え置き、一部の内容を除き、全ての役職員に配付しております。
- 役職員や、業務遂行にあたり常にコンプライアンスの意識を自覚し、日常生活においても信用維持向上に向け自らを厳しく律することとし、内部管理にあたっては常にリスク管理態勢とコンプライアンス態勢との連携をとりながら、さまざまなリスクに対応すべく両者の機能を十分果たすように努めております。

■取組体制

- 取締役会をコンプライアンスへの取組みの統合管理および意思決定機関とし、役員が率先垂範し、積極的に参画しております。そして、代表取締役頭取はコンプライアンスに関する最高責任者として、コンプライアンス態勢の整備および維持を図っております。また、コンプライアンスに関する全体的な運営状況を一元的に管理するために、統括部署(業務管理グループ)を設置しております。
 - コンプライアンスの実践については、統括部署が、コンプライアンス態勢全体の統合的な運営計画である「コンプライアンス統合プログラム」ならびに本部および営業店のコンプライアンス運営計画である「コンプライアンス個別プログラム」を年度毎に起案し、遵守すべき法令等の特定、チェック・監督体制、教育・研修の内容、実効性のフォロー体制、事故処理対策、各部門が所管する各種規定等の整備等を取締役会において決定し、その運営・管理全般の状況を四半期に1回経営会議に、半期に1回取締役会に報告しております。
- また、日々の業務運営のなかで着実にコンプライアンスを実践するため、本部・室長および営業店部長が「コンプライアンスチェック表」に沿って、毎日の業務遂行の全般をチェックしております。
- 取締役が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに、遅延なく取締役会に報告することとしております。

- 組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談および通報の適切な処理についての内部通報体制として、総括部署ならびに外部機関(弁護士)を情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報処理規程に基づきその運用を行っております。
- 監査役は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとしております。
- 経営上重大な危機(不正、法令違反等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築しております。

コンプライアンス態勢図



- ①コンプライアンスプログラムの運営指示・進捗管理
- ②日常業務を通じたコンプライアンス・チェック
- ③定例報告、異例な案件や顧客からの苦情・トラブル等の報告(③' 直接報告)
- ④業務監査室による拠点監査
- ⑤業務監査室による経営監査
- ⑥監査・検査結果の報告
- ⑦適時適切な実態報告、指示
- ⑧コンプライアンス管理運営に関する付議・指示
- ⑨外部機関との連携強化
- ⑩監査役による監査



リスク管理態勢

■リスク管理の基本方針

リスク管理態勢の整備・確立については、業務の健全性および適切性の確保のため、戦略目標、業務の規模・特性およびリスク・プロファイルを踏まえ、その重要性を認識し、主体的かつ能動的な取り組みが必要であると考えております。

当行では、リスク管理態勢が有効に機能するための適切な内部管理の観点から、各役職員および各組織が、それぞれの役割と責任を果たし、業務の健全性および適切性を確保することを目的とした「リスク管理規程」を定め、リスク管理の取り組みを当行全体の活動のなかに定着させ、役職員の一人一人が日々の業務活動のなかでリスク管理を意識・実践していくことを基本としております。

■リスク管理の実施態勢

各リスク管理の実践組織として「統括管理部署」および「所管部署」を置き、取り組みを行っております。

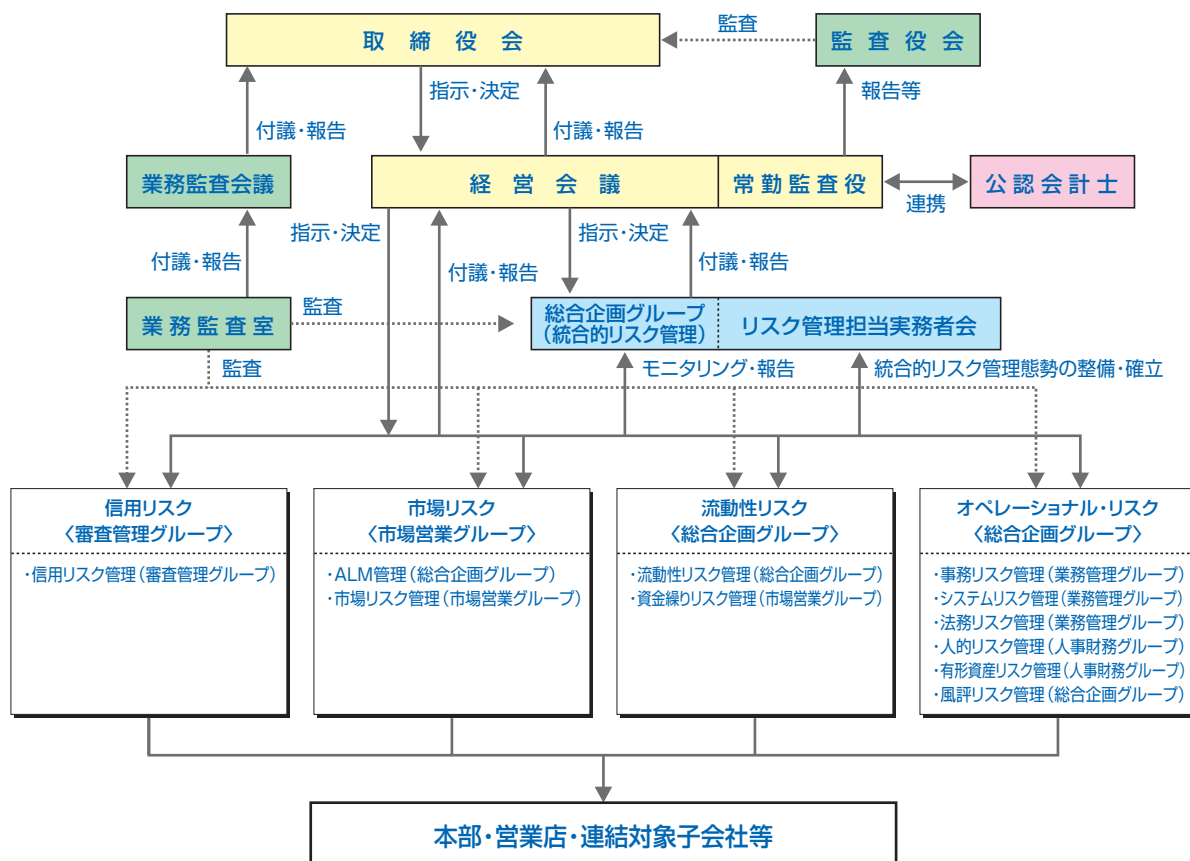
○統括管理部署

統括管理部署は、当行の組織と業務を対象とする、全ての範囲において発生するリスクの把握、リスク管理態勢の整備、リスク全般に関する報告および統合的リスク管理方針の企画・立案等を行います。

○所管部署

各所管部署は、「リスク管理規程」を根本規程とし、各リスクの管理手法等を定めた「リスク管理細則」に基づきリスク管理を行うとともに、関連する部署のリスクについても内在するリスクを認識し、適切なリスク管理を行います。

リスク管理態勢図



■信用リスク

不良債権に関しては、地域経済の動向、不動産価格の変動、融資先の経営状況の変動などにより不良債権および与信関連費用が増加し、資産の価値が減少するおそれがあり、当行および当行グループの経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

貸倒引当金に関しては、融資先の状況および差し入れた担保の価値等に基づいて計上しておりますが、実際の貸倒が貸倒引当金計上時における見積と乖離し、貸倒引当金が不十分となったり、担保価格の下落、またはその他の予期せざる理由により、貸倒引当金の積増しが必要となるおそれがあります。

融資については、融資基本方針に基づき信用格付を主体とした信用リスクの管理強化を行っております。また、信用リスク管理の厳格化を図るため、審査の徹底、事後管理の充実、担保の徴求および保証の取得などの手法により、厳正な審査基準に基づいて融資判断と取引先の管理を行っております。

■市場リスク

当行は、市場性のある株式および債券等の有価証券を保有しております。有価証券については、市況の変動による価格の下落により、減損または評価損が生じ、当行の経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、資金運用手段である貸出金の貸出金利、債券投資等の利回りおよび資金調達手段である預金の金利は市場金利の影響を受けております。このため、資金運用と資金調達との金額・期間のミスマッチが存在している状況において、市場金利が変動することによって、当行の経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行では、資金運用勘定、資金調達勘定のポジションや損益状況を把握し、今後の見通しを踏まえ、リスクを適切にコントロールしつつ、安定的な収益を確保することを目的として、市場リスク管理を行っております。

■流動性リスク

予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達や、商品によっては、市場規模や厚み・流動性が不十分なこと等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。

当行では、担当部署において運用予定額および調達可能額の把握を行い、安定した資金繰りを行っております。また、流動性危機時における対応策を策定し、危機管理体制を確立しております。

■オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいい、当行では、「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」および「風評リスク」に分けて捉え、それぞれに適切なリスク管理を行っております。

事務リスクについては、役職員が事務の基本を怠ったり、事故・不正等により、損失を被るあるいは信用が失墜する可能性があります。

当行では、業務や取引内容の多様化・複雑化および取引量の増加により増大する事務リスクに対し、事務のシステム化と併せ、正確かつ迅速な事務取扱いを行うためリスク管理を重視した事務取扱いに関する規程等を定め、遵守しております。

システムリスクについては、地震等の天災、ハードウェア・ソフトウェアの障害やコンピュータ犯罪などにより、システムのダウンまたは誤作動などのシステムリスクが発生する可能性があります。

当行では、危機管理計画（コンティンジェンシー・プラン）に基づいて、災害等不測の事態に備えて万全の体制をとっております。

法務リスクについては、法令規程等の違反および不適切な契約の締結や、その他法的原因により、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行では、法改正等を含め準拠法令等に対応した内部規程の整備を図るために、諸規程の制定・改定等を適切に行っております。

人的リスクについては、人事運営上の不公平・不公正および差別的行為から生じる損失・損害を被るあるいは信用が失墜する可能性があります。

当行では、各業務部門および営業店等の人的リスクの管理能力を向上させるための研修・教育などの方策を実施し、適切な管理を行っております。

有形資産リスクについては、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などが発生する可能性があります。

当行では、災害等により店舗建物やATM等のオンライン機器の毀損・損害が生じた場合には、当該店舗および関係業務部門との速やかな連携を図り、被害や影響が最小限になるよう適切な管理を行っております。

風評リスクについては、金融業界および当行に対する事実無根かつ否定的な噂が報道機関ならびにインターネットなどを通じて世間に流れることで、顧客やマーケット等において評判が悪化し、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行では、風評リスク対応規程を制定し、万一リスクが発生した場合の対応を定め、リスクに対して機動的な対応ができるように体制を整備しております。

■その他のリスクについて

●地域経済の動向に伴う影響を受けるリスク

地域金融機関である当行は、島根県、鳥取県の山陰地区を営業基盤としていることから、山陰地区の経済環境が悪化した場合、業容の拡大が見込めないこと、また、信用リスクが増加するなど、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行および当行グループでは、地域経済動向を常に注視しながら、お客さまの動向やニーズをいち早くキャッチし、迅速かつ的確な対応に努めております。

●地域金融機関との競争に伴う業績変動リスク

近年の金融制度の規制緩和に伴い、固有の金融業だけでなく異業種による新規参入などの競争は一段と激化しております。当行の営業基盤である山陰地区においても多数の金融機関が存在しており、他の金融機関との競争により優位性を得られない場合、当行および当行グループの経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行では、他の金融機関との競争で優位性を得られるように、お客さまのニーズに対して迅速かつ的確な対応に努め、地域社会の発展に貢献し、信頼され、愛される銀行となるよう邁進しております。

●自己資本比率に関するリスク

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、「銀行法第14条2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年3月27日 金融庁告示第19号)」の国内基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率および単体自己資本比率を4%以上に維持する必要があります。経営環境の悪化等による業績悪化や自己資本比率の算出基準・方法の変更等により、この要求される基準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けるとなります。

当行では、ここ近年9%台を維持してきており、資産の健全化を図りながら、より高い水準の自己資本比率を目指しております。

●退職給付債務に関するリスク

年金資産の時価が下落した場合や年金資産の運用利回りが低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性や、金利環境の変動その他の要因により年金の未積立債務および年間積立額にマイナスの影響を与える可能性があります。

●繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産の計算は、将来に関する様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がこの予測や仮定とは異なる可能性があります。将来の課税所得の予測に基づいて、繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産は減額され、その結果、当行および当行グループの経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

●情報漏えいリスク

平成17年4月に個人情報保護法が施行され、個人情報の取扱いが厳格化され、罰則規定が設けられました。多くのお客さまの個人情報や内部機密情報が、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入や役職員および委託先による人為的なミス・事故などにより外部へ漏えいした場合、企業信用が失墜し、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行および当行グループでは、情報管理に関する規程を整備し、情報漏えいが発生しないように体制の確立および情報の管理方法などのルール化を図り、最大限の管理徹底に努めております。

●規制および制度等の変更に伴うリスク

法令、規則、政策および会計基準等に従って業務を遂行しておりますが、将来にわたる規制および制度等の変更が、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行および当行グループでは、これに対処するため、規制および制度等の変更点について事前把握に努めており、法施行日に合わせて、必要対応事項およびメリット・デメリット(リスク)等を十分に分析・検討し、万全の体制を構築して法改正に対処しております。

●経営計画が未達となるリスク

当行では、平成18年度より、中期経営計画「信頼と貢献」〔Confidence&Contribution〕(平成18年4月～平成20年3月)を策定し、取り組んでおります。本経営計画では、目標とする経営ビジョンを掲げ、基本方針に基づいて諸施策を積極的に展開し、目標達成に向けて実践しております。

しかしながら、計画期間中に、競争の激化等経営環境の変化、経済環境の低迷およびお客さまの経営状態の悪化など、内的・外的要因により計画が未達成となる可能性が内在し、未達成に終わった場合はレピュテーションリスク等の影響が考えられます。

当行では、IR活動の実施や四半期毎のミニ・ディスクロージャー誌の発行など情報開示を実施することなどにより経営の透明性の確保に積極的に努めております。



個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当行は、当行のお客さま個人を識別し得る情報（以下「個人情報」という）ならびに当行の業務上の取引に関連して取得する個人情報についての重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、以下の事項を公表し適正かつ厳格に取り扱うことを宣言いたします。

1. 個人情報保護に関する法令等の遵守について

当行は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律施行令」、「個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月閣議決定）」、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン（平成16年12月金融庁告示）」、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成17年1月金融庁告示）」および全国銀行個人情報保護協議会制定の自主ルール等を遵守いたします。

2. 個人情報の取得および利用について

- (1) 当行は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得することはいたしません。また、機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する情報）については、金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で同情報を取得、利用または第三者への提供を行う場合、法令等に基づく場合等を除き、その取得、利用または第三者への提供はいたしません。
- (2) 当行は、個人情報の取得、利用にあたっては、その利用目的を特定し当行のホームページ等で公表することといたします。また、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合等を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。
- (3) 当行は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、当行のホームページ等で公表することといたします。なお、与信事業に際して個人情報を取得する場合には、その利用目的についてご本人の同意を得ることといたします。
- (4) 当行は、当行とご本人との間で契約を締結することに伴って、直接書面に記載されたご本人の個人情報取得する場合には、上記(2)の公表にかかわらず、その利用目的をご本人に明示することといたします。

3. 個人情報の第三者への提供について

- (1) 当行は、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合等を除き、取得した個人データ（注）を第三者に提供することはいたしません。
（注）個人データとは、個人情報のうち、個人情報データベース等（個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を電子計算機で検索できるような体系的に構成したもの等）を構成するものです。
- (2) 当行では、利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの取扱いを外部に委託することがありますが、その委託にあたっては、委託する個人データの適正な取扱いが確保されるための契約を締結し、定期的に取扱状況を点検いたします。また、当行では、当行の子会社等との間で個人データを共同利用することがありますが、その共同利用にあたっては、上記1の法令等に基づき、共同利用者の範囲等の必要事項を定め、当行のホームページへの掲載等により、ご本人が容易に知り得る状態に置くことといたします。

4. 個人データの正確性の確保と安全管理措置について

- (1) 当行は、取得した個人データを適切に管理するため、上記1の法令等に基づき、個人データを取り扱う部店ごとに管理者を設置する等、組織的・人的・技術的な安全管理措置を講じることといたします。このうち、個人データの漏洩等に対しては、不正アクセス対策、コンピュータウィルス対策等の適切なセキュリティ対策を講じることにより、その発生を防止することといたします。

- (2) 当行は、取得した個人データを正確かつ最新の内容にするよう常に適切な措置を講じるよう努めます。

5. 保有個人データの開示、訂正等のご請求等について

- (1) 当行は、上記1の法令等に基づき、ご本人からの保有個人データ（注）の開示、利用目的の通知、訂正等、利用停止等および第三者提供の停止（以下、「開示、訂正等」といいます）のご請求を受付いたします。当該ご請求をご希望の場合は、当行本支店にお申出いただければ、ご本人であることを確認させていただいたうえで、当行所定の書面をお渡しいたしますので、必要事項をご記入・押印のうえ、当行本支店にご提出ください。結果については、当行からご本人に対して書面によりご連絡いたします。なお、当該ご請求のうち、開示のご請求および利用目的の通知のご請求の際は、当行所定の手数料をご負担いただきます。

（注）保有個人データとは、当行が開示、訂正等を行う権限を有する個人データです。

- (2) 当行が行うダイレクトメールや電話によるご案内等のダイレクトマーケティングについて、ご本人が希望されない場合は当行本支店までお申出ください。ご本人であることを確認させていただいたうえで、直ちに取扱いを中止させていただきます。

6. 個人情報の取扱いおよび安全管理措置に関するご質問、苦情の窓口について

当行の個人情報の取扱いおよび安全管理措置に関するご質問、苦情については、下記の相談窓口で受付いたします。ご質問に対しては、速やかにご回答することとし、苦情に対しては、迅速に事実関係等を調査したうえで、誠意をもって対処することといたします。

〔個人情報の取扱いおよび安全管理措置に関する相談窓口〕
〒690-0842 島根県松江市東本町2丁目35番地
島根銀行 業務管理グループ
TEL.0852-24-1237 FAX.0852-24-1031
（受付時間：平日8時45分から17時15分）

7. 認定個人情報保護団体

- (1) 当行は、金融分野における認定個人情報保護団体である全国銀行個人情報保護協議会の会員です。全国銀行個人情報保護協議会の苦情・相談窓口（銀行とりひき相談所）では、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。
全国銀行個人情報保護協議会
<http://www.abpdpc.gr.jp>
【苦情・相談窓口】電話03-5222-1700又は、お近くの銀行とりひき相談所
- (2) 当行は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の証券あっせん・相談センターでは、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。
日本証券業協会 証券あっせん・相談センター
<http://www.jsda.or.jp/>
【苦情・相談窓口】電話03-3667-8008又は、お近くの証券あっせん・相談センターの各支部

8. 個人情報保護への取り組みの維持・改善について

当行は、適切な法令遵守体制を構築し、個人情報が上記の考え方・方針に基づき適正に取扱われるよう従業員への教育・監督を徹底し、取扱いの状況を点検するとともに、継続的に上記の考え方・方針を見直し、個人情報保護への取り組みを改善していくこととします。

2005年（平成17年）4月

島根銀行
頭取 田頭基典



金融商品勧誘方針

当行は、金融商品販売法9条（勧誘方針の策定）に則り、金融商品の勧誘にあたって、次のとおり遵守し、お客さまの利益を守ることに努めます。

1. お客さまの金融商品に関する知識、経験、購入目的および財産の状況を踏まえて適当と考えられる商品をお勧めいたします。そのため、お客さまの当該金融商品に関するご経験や財産の状況などをお伺いすることがあります。また、お客さまが希望される商品があった場合でもお断りすることがありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。
2. 商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によりお決めいただいております。そのため、商品をお勧めするにあたっては、お客さまの知識・経験等に照らし、適正な情報の提供、商品内容やリスク内容などのご説明に関し、書面の交付その他の適正な方法により、十分なご理解をいただくように努めます。
3. 販売する金融商品について次にあげる事項については、必ずその旨をお客さまにご説明いたします。ご購入の際は、これら重要事項をご確認いただきますようお願い申し上げます。
 - ・元本欠損のおそれ
 - ・預金保険の対象外であること
 - ・権利行使期間の制限や解約期間の制限
4. 常にお客さまの信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則を遵守することはもちろん、断定的判断のご提供、事実と異なる情報の提供など、誤解を招くような勧誘は行いません。
5. 電話や訪問による勧誘は、深夜や早朝などお客さまが迷惑となる時間帯には行いません。勧誘に際しご迷惑な場合は、その旨を担当者までお申しつけください。
6. 商品広告およびホームページ上の表示については、必ず当行の法務部門での内容の確認を行い、適切な表示を行っていくよう努めております。
7. お客さまに対する適切な勧誘を行うよう、内部管理体制の強化、研修体制の充実に努めております。また、お客さまの信頼と期待を裏切らないよう、常に商品知識の習得に努めております。
8. 本・支店にご相談窓口を設置いたしております。お取引や勧誘に関しまして、苦情、ご要望、ご不明の点がございましたら、お取引店のご相談窓口担当まで、ご遠慮なくお申しつけ下さい。

上記の勧誘方針は、平成13年4月1日の「金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）」の施行に伴い、《勧誘方針》を制定いたしました。この《勧誘方針》は、金融商品の販売における当行の姿勢を、広く公表するものです。



環境問題への取り組み

当行は、地域社会の持続可能な発展のためには環境への配慮が必須であるとの認識の下、以下のような取り組みを実施しております。

■省資源、省エネ活動

限られた資源を有効に活用するため、個人情報に十分配慮したうえでの用済み文書の裏面活用やリサイクル封筒の使用、および環境に配慮した事務用品の購入に努めるほか、四半期毎に発行いたしますミニディスクロージャー誌には、環境にやさしい大豆インクと古紙配合率100%再生紙を使用しております。

また、有効活用のみならず、紙の使用量の削減に向けた取り組みとして、行内ネットワークを利用したLANの構築等により文書のペーパーレス化も推進しております。平成19年度からは、電子帳票システムを導入し、行内還元帳票を削減することにより、文書のペーパーレス化をさらに促進してまいります。

さらに、省エネによる温室効果ガス削減に向けて、これまで本部のみで行っていた「クールビズ」の取り組みを、平成19年度より全店に拡充いたしました。冷房温度を本部28℃、営業店26℃(営業時間後28℃)に設定し、服装については原則ノーブレザー・ノーネクタイの軽装での勤務を実施しております。

■ISO認証取得を目指される企業へのサポート

地域一体となった環境問題への取り組みを推進するため、平成16年12月からビジネスマッチング業務の一環として、専門コンサルタントとの提携により「ISO認証取得支援サービス」を開始し、環境マネジメントシステム規格であるISO14001等の認証取得にご関心のある企業をサポートしております。

〈提携しているコンサルタント会社〉

株式会社エフアンドエム(大証ヘラクレス市場上場)

*詳細は最寄の店舗にお問い合わせ下さい。

■住宅ローン金利の優遇

環境に配慮されるお客さまを資金面でバックアップするため、住宅のご新築、ご購入に際し、「電化住宅」または「ガス化住宅」対象機器をご設置されるお客さまには、住宅ローン金利を優遇しております。

*詳細は当行のホームページ(http://www.shimagin.co.jp/syuhin/loan/kinri_yugu.html)をご覧ください。最寄の店舗にお問い合わせ下さい。

今後も、豊かな自然環境に恵まれた山陰を地盤とする金融機関として、環境負荷の軽減に積極的に取り組んでまいります。



活力に満ちた職場環境の整備

当行は、従業員の働きがいや組織の活力を生み、ひいてはお客さまへのサービス向上・CS（お客さま満足）向上につながるの考えの下、以下のような取り組みを実施しております。

■「ES（従業員満足）応援団」の設置

風通しの良い企業風土作りのために、平成18年度から、本部内に「ES（従業員満足）応援団」（従業員からの提案・要望・意見・相談・悩みを受け入れ、なんらかの解決・実現に向けて検討・行動を行うチーム）を設置し、従業員が気兼ねなく気軽に本部へ相談できる職場環境を整備しております。

■女性従業員の積極的な登用

女性従業員にとってより一層働きがいのある職場環境となるよう、各個人の能力、実績を評価し、管理職への登用を積極的に進めております。平成19年3月末現在では、女性従業員114名のうち16名が管理職として活躍しており、過去には2名が支店長として在籍しておりました。

また、平成18年度下期には、「女性従業員の効果的登用策」を決定し、本年度より、女性従業員を「しまぎんフィナンシャル・アドバイザリーセンター」の住宅ローン専担者として登用したほか、「しまぎん住宅金融学校」や「しまぎん資産運用セミナー」での関連商品のプレゼンター、「行内ロールプレイング大会」の選考委員などとしても、積極的に登用しております。



■業績優秀者の賞賛

活力ある職場環境作りのために賞賛制度を取り入れ、業績優秀者に対しては表彰や海外研修等の外部研修へ派遣等のインセンティブを付与することにより、目標意識の高揚を図っております。



今後も、お客さまへの更なるサービス向上・CS向上のため、活力ある組織づくりに取り組んでまいります。

地域の皆さまと共に

当行は、地域社会の一員として、本業である銀行業はもとより、社会貢献活動の取組みを通じて、地域の発展に貢献していくことで社会的責任を果たしてまいります。具体的には以下の取組みを行っております。

「地域密着型金融推進計画」の実践について

当行は、平成17年3月29日に金融庁より公表された「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」に基づき、主要経営基盤である山陰両県の実情、当行の現状等を踏まえ、選択と集中を通じて、より充実した計画となるよう「事業再生・中小企業金融の円滑化」、「経営力の強化」、「地域の利用者の利便性向上」、「人材の育成」を柱とした「地域密着型金融推進計画（計画期間：平成17年4月～平成19年3月）」を平成17年8月に策定し、地域のお役にたてるよう、本支店一丸となった活動を展開してまいりました。

本計画の最終年度に取組んだ主な内容は以下のとおりでございます。

■「事業再生・中小企業金融の円滑化」

- 創業・新事業支援機能等の強化
 - ・中小企業支援センターとの情報交換およびその活用
 - ・政府系金融機関との情報交換およびその活用
- 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
 - ・「しまぎんビジネス情報仲介制度」への「コンビニ事業へお取引先をオーナーとして紹介するサービス」の追加
 - ・「しまぎんビジネス視察ツアー」の開催
 - ・「しまぎんビジネススクラブ『経営アカデミー』」の開催
 - ・「しまぎん住宅金融学校」の開催
 - ・経営改善支援組み先のランクアップ
- 事業再生に向けた積極的取組み
 - ・中小企業再生支援協議会の活用
- 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等
 - ・ローンレビューの徹底
 - ・スコアリング評点による金利ガイドラインの制定
 - ・担保・保証に過度に依存しない融資商品である「しまぎんビジネスローン・プラス」および「しまぎんビジネスローン・サポートプラス」の取組推進
 - ・担保・保証に過度に依存しない融資商品である「しまぎんビジネスローン300（個人事業主向け）」の発売
 - ・担保・保証に過度に依存しない融資商品である「しまぎんビジネスローン300II」の開発
 - ・「知的財産権担保融資マニュアル」、「ABLマニュアル」*の制定
*ABLとは、企業の事業そのものに着目し、事業に基づく様々な資産の価値を見極めて行う融資手法であります。
- 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
 - ・お客さまからの相談・苦情情報の全店共有化のための「相談苦情データベース」の構築
 - ・与信取引の説明に関する苦情・相談についての再発防止策の検討・実践

■「経営力の強化」

- リスク管理態勢の充実
 - ・新BIS規制に基づく平成18年9月末自己資本比率の試算およびその検証
- 収益管理態勢の整備と収益力の向上
 - ・新たなALMシステムの導入
- ガバナンスの強化
 - ・内部統制評価・監査制度（J-SOX）対応プロジェクトの立ち上げおよび外部コンサルタント導入等による財務諸表の適切性の確保に向けた態勢整備
- 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化
 - ・新たな顧客データベースの導入による顧客情報管理、セキュリティ面等の強化
 - ・電子帳票システム導入方針の決定および導入作業の開始
- ITの戦略的活用
 - ・営業推進用携帯端末導入の検討
 - ・投資効率の検証および検証手法の見直し

■「地域の利用者の利便性の向上」

- 地域貢献等に関する情報開示
 - ・ディスクロージャー誌、中間ディスクロージャー誌、およびミニディスクロージャー誌の発行
 - ・「しまぎん経営情報説明会」の開催
- 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立
 - ・昨年度の「顧客アンケート」結果を踏まえた各種施策の実施（「資産運用セミナー」の開催、振込手数料の改定、インターネットバンキング月額契約料金の無料化等）
 - ・「顧客アンケート」の実施
- 地域再生推進のための各種施策との連携等
 - ・島根県内公立高校における金融教育の実施

■「人材の育成」

- 人材の育成
 - ・お取引先企業への工場見学の実施
 - ・融資審査能力の向上に向けた行内研修の実施
 - ・第二地方銀行協会等が主催する外部研修への参加による知識の習得
 - ・コンプライアンスに関する行内研修の実施
 - ・その他研修体系等に沿った取組みの実施

本計画は、本年3月をもって終了いたしました。今後においても、この計画の実践で培ったノウハウや知識を存分に生かし、リレーションシップの一層の強化に努めてまいります。当行が経営理念において掲げております「地域社会の発展への貢献」につながるものと考えております。

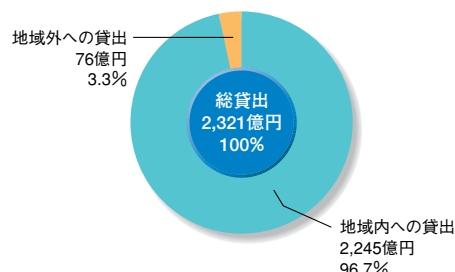


地域への信用供与

1. 地域内への貸出

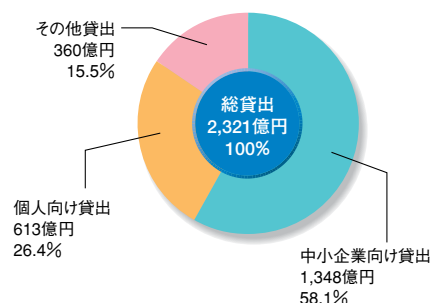
■ 地域内における貸出状況 (平成19年3月末)

地域のお客さまからお預かりした大切なご預金のほとんどを地域内の貸出に向けており、その残高は貸出金全体の96.7%を占めております。



■ 中小企業や個人のお客さまへの貸出状況 (平成19年3月末)

地域の中小企業や個人のお客さまへの貸出を積極的に行っており、その合計残高は貸出金全体の84.5% (うち、中小企業向け貸出58.1%、個人向け貸出26.4%) を占めております。



2. 中小企業向け貸出

■ ビジネスローンの取組状況 (平成19年3月末)

地域企業の資金ニーズに迅速かつ的確に対応するため、4つの事業性ローンを取扱っております。これらの融資商品は地域企業から好評をいただいております、その貸出残高は順調に推移しております。

■ ビジネスローン・サポート (取扱開始:平成15年3月~)

島根県・鳥取県信用保証協会による保証付でスコアリングモデルを活用した事業性ローン。

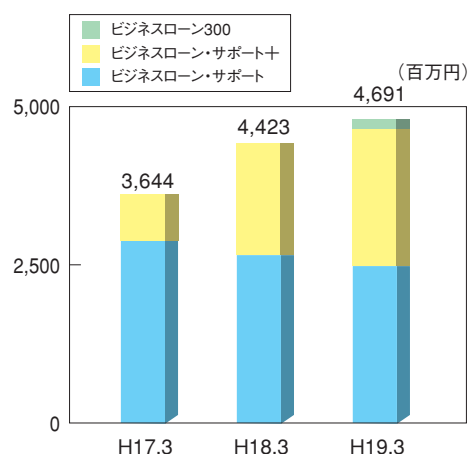
■ ビジネスローン・サポート^{プラス} (取扱開始:平成16年12月~)

担保・保証に過度に依存しないプロパー資金による事業性ローン。スコアリングモデルを活用した中国税理士協同組合との提携商品です。

■ ビジネスローン300 (取扱開始:平成18年11月~)

(株)オリエンコーポレーションによる保証付きの、個人事業者向けの事業性ローン。

貸借対照表が未作成の事業者の方や、白色申告の方もお申込みになれます。



なお、新たに **ビジネスローン300II** の取扱いも開始しました (平成19年4月)。ビジネスローン300IIは、無担保のプロパー資金による事業性ローンです。

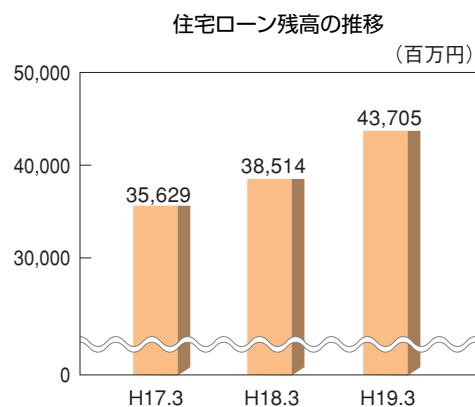
3.個人向け貸出

個人のお客さまの消費資金ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、各種ローン商品のラインナップを取り揃えております。(32頁参照)

■住宅ローンの取組状況 (平成19年3月末)

当地域における住宅取得等を一層促進・支援していくため、住宅ローン商品に対する「住宅ローン金利優遇基準」を平成17年11月より新設・導入しました。

この「住宅ローン金利優遇基準」は、当行が指定する項目におけるお取引の有無により3段階の優遇を行うもので、お客さまからご好評をいただいております。住宅ローン残高は順調に推移しております。



■優遇基準

区分	優遇基準	適用対象 住宅ローン
優遇基準項目3項目以上該当	基準金利▲1.2%	<ul style="list-style-type: none"> ● マイ・セレクト期間別固定金利 ● フリープラン固定金利
優遇基準項目2項目該当	基準金利▲0.8%	
優遇基準項目1項目該当	基準金利▲0.4%	

■優遇基準項目

- ① 当行指定業者の施工等取扱い案件 (本項目は、物件取得・増改築に伴う新規融資実行時のみに適用)
- ② 給与振込または年金受取 (年金受取は、同一世帯内取引も適用)
- ③ 定期性預金残高50万円以上または財形預金契約
- ④ しまぎんUCカード会員
- ⑤ 公共料金の口座振替契約2件以上
- ⑥ 消費者ローンの利用またはカードローン契約あり (消費者ローンは利用残高があること)
- ⑦ 18歳未満の子供が同居する世帯
- ⑧ 「電化住宅」または「ガス化住宅」対象機器の設置

詳しくは、お近くの本支店までご相談ください。



地域振興への貢献

1. 企業支援体制の構築

■「市場誘導業務」(証券会社への顧客紹介業務)の取扱いについて

地域企業の新規株式公開(IPO)や従業員持株会の設立等のニーズに対応するため、「新光証券」と業務提携を行い、導入実施にあたっての事務指導等の各種アドバイスを行う「市場誘導業務」を実施しております。

また、多様化するお客さまの資産運用ニーズに幅広く対応するため、株式や外国債券等での資産運用を希望するお客さま(個人のお客さまを含む)を新光証券へ紹介するサービスも実施しております。

■「ビジネスマッチング業務」(しまぎんビジネス情報仲介制度)について

地域企業の体質改善や営業力強化を狙いとして、本制度のスキームを活用して「ISO(国際標準化機構)認証取得サービス」および「Pマーク(プライバシーマーク)認定取得支援サービス」を実施しております。

■政府系金融機関との協働の取組み

当行と、政府系金融機関の持つ機能や特性を相乗的に発揮し、地域における中小企業の再生、創業・新事業支援、中小企業者への情報提供等により、地域経済の活性化に努めます。

提携先:商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、日本政策投資銀行、農林漁業金融公庫

2. 企業の育成・再生支援の状況

■中小企業の再生へ向けた取組み

地域経済振興の視点から、お取引先企業に対して企業再生・経営改善支援の各種取組みを行なっております。

支援が必要と判断された企業に対して、①財務体質強化のためのアドバイス、②事業計画のためのアドバイス、③事業計画の実行状況についてのフォローアップ等を実施しております。

この結果、「経営改善支援取組み先」のうち平成18年度中に7先の健全債権化(ランクアップ)に成功しました。

■経営者向けセミナー

「しまぎん経営アカデミー」の開催

平成18年度から、株式会社タナベ経営とのタイアップにより、当地の中小企業経営者・後継若手経営者・経営幹部等を対象とした経営者セミナーを(年6回)開催しております。

■平成18年度の開催状況

参加数	セミナーの基本テーマ
30社、32名	意識改革、財務経理、リーダーシップ、人材育成、営業販売等

平成19年度は、年間を通して経営の基本と先見性を磨く実践講座と位置付け、第1期生のアンケート結果(要望)等をふまえ、経営のスキルの主要項目である営業と財務に特に焦点を当てた内容としております。

■しまぎんビジネス視察ツアー

当行では、お取引先企業経営者の方を参加対象とした視察旅行を実施しました(平成18年11月)。

お取引先に、販路拡大・ビジネスパートナーの発掘・異業種交流の機会をご提供するため、また、ビジネスの最新動向を体感していただくため、日本最大級の商談イベントである「東京ビジネス・サミット」を視察したり、都内優良企業を見学したりするツアー内容です。



■法人向け「しまぎん住宅金融学校」の開催

地域企業の人材育成を支援する取組みとして、当地の建設業者を対象とした住宅関連のセミナーを定期的に開催しております(参加費無料)。

講師に経営コンサルタント等を迎え、住宅に関する専門知識や経営・営業についての講話を中心としたセミナーです。本セミナーは平成15年度からスタートし、これまでのべ611名の方にご参加いただきました。

平成18年度からは、女性行員による当行の住宅ローン商品説明も内容に盛り込みました。

■18年度 法人向け「しまぎん住宅金融学校」の開催概要

講義テーマ:住宅営業 究極のすごい仕組み、市場環境の変化等

	会場	参加数
第10期	松江	30
第11期	出雲	39
第12期	益田	33
第13期	米子	31
第14期	鳥取	20
合計		153



■私募債の受託状況

銀行保証付き私募債は、一定の財務基準を満たす「優良企業」が発行する社債であり、当行が社債の保証を行う社債の発行事務を行う財務代理人を担うもので、当地企業の資金調達ニーズにお応えしていきます。

■平成18年度発行状況

山陰両県の15企業、発行元本合計8億円

3.地方公共団体の事業との関係

■地方債の引受

■松江市

平成17年度に引き続き、平成18年度も松江市の公募公債、愛称「松江みらい債」を引受けました。

この「松江みらい債」は、市民参加型市場公募債といわれる地方債で、市政への関心を高めていただくことを目的に、特定の事業に対する資金を直接市民の皆さまから公募するもので、集まった資金は市内の3つの小学校の整備に活用されます。当行では、松江市内の本支店窓口全店(10カ店)にて販売いたしました。

■浜田市

平成18年度公募公債、愛称「浜田きらめき債」を引受けました。

この「浜田きらめき債」は浜田市民の皆さまから公募するもので、集まった資金は浜田駅北地区整備事業、CATV整備事業に活用されます。当行では、浜田支店にて販売いたしました。



地域サービスの充実

1. 資産運用サービスの充実

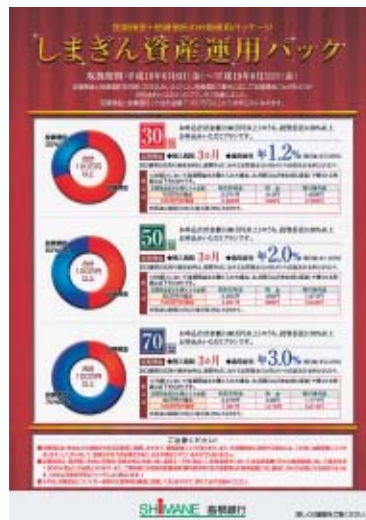
■運用商品の拡充

多様化するお客さまの資金運用ニーズにお応えするため、運用商品の開発に努めております。

■「しまぎん資産運用パック」

(取扱期間:平成19年6月8日(金)～平成19年8月31日(金))

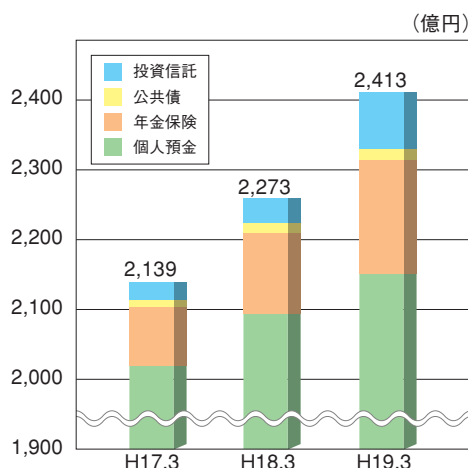
お客さまの多様化する資産運用ニーズにお応えするため、定期預金と投資信託を同時にお申込みいただくと、投資信託の割合に応じて定期預金(3ヵ月もの)が特別金利となるセット商品「しまぎん資産運用パック」を期間限定で取扱います。



■個人預り資産の状況(平成19年3月末)

投資信託や年金保険等の運用商品についても、特徴ある商品、市場動向をふまえた商品を取入れ、商品ラインナップの拡充に努めております。(34頁をご参照下さい。)

個人預金を含めた「個人預り資産」の残高は順調に推移しております。



2. 利便性の向上

■ATMネットワーク等の充実

ATMは店内・店外設置合わせて、79箇所84台設置しておりますが、日本郵政公社や鳥取銀行、島根中央信用金庫等との提携により、お客さまには、全国の郵貯ATMや他の提携金融機関のATMを他行利用手数料無料でご利用になれます。

(35頁 各種サービスのご案内、38～39頁 ネットワークのご案内をご参照下さい。)

■インターネットバンキング・モバイルバンキング(個人)の基本契約料無料化(平成19年3月)

これまでの月額105円の基本契約料を無料としました。

また、インターネットバンキング・モバイルバンキング(個人)による当行本支店宛振込手数料も無料といたしました。

(36～37頁 主な手数料のご案内をご参照下さい。)

■相談苦情窓口の設置

お客さまからの苦情・ご要望に関するご相談にお応えするため、各営業店に「相談窓口(みなさまの相談所)」を設置しております。

銀行業務に関するご相談事や、当行へのご意見・ご要望がございましたら遠慮なくお申しつけ下さい。お近くの「しまぎん」の連絡先は、38頁の「ネットワークのご案内」をご覧ください。

3.付加価値の高いサービスの提供

■「しまぎん住宅金融学校」(個人向け)の開催

外部講師を迎え、住宅や住宅取得に関する専門的な講話を住宅取得ニーズのある個人のお客さま向けに実施しています。法人向け開催と同様、参加料は無料です。

■18年度の個人向けセミナー概要

	講義内容	会場	参加人数
第1期	・住宅購入にあたってのお悩み解消	松江	62
第2期	・住宅購入にあたってのお悩み解消 ・住宅性能保証制度の概要	松江	43
第3期	・凶悪犯の住んでいた家とは? ・カビ・ダニ・毒ガス in my house ・資金計画とライフプランニング	松江	28
第4期	・凶悪犯の住んでいた家とは? ・カビ・ダニ・毒ガス in my house ・資金計画とライフプランニング	松江	28
第5期	・設計の安心と施工の安心を確保する法 ・地震に絶対自信のある住まいを見つける法 ・マンション購入時のチェックポイント	松江	18
		合計	179



■しまぎんFA(フィナンシャル・アドバイザー)センターによる相談業務、休日相談

しまぎんFAセンターは、お客さまに対して付加価値の高い金融サービスを提供するため、金融に関する専門知識を有した営業力のある人員を配置し、営業店とタイアップした機動的な営業活動・相談業務を行います。また、第2・第4土曜日の休日相談も行っております(相談料無料)。

■主な相談業務

- ・お客さまの資産形成に関するご相談(土地有効活用、資産運用)
- ・住宅ローンに関すること(手続き、経費、商品等)など、融資金全般に関するご相談

■場所

松江市朝日町485番地8 松江駅前支店ビル2階
JR「松江駅」から徒歩約2分、無料駐車場完備。

■相談時間

平日 9時～17時
休日 毎月第2・第4土曜日 10時～16時

■ご相談予約・お問合せ

フリーダイヤル(FAセンター)
0120-883-947まで(受付時間:平日9時～17時)

■資産運用セミナーの開催

平成19年度につきましては、「お金の上手な活かし方」をテーマにしたセミナーを定期的で開催します(年度中、27店舗で開催予定)。

■19年度のセミナーの主な内容

- ・身の回りから考えてみるお金の世界
- ・私たちを取り巻く環境
- ・資産運用の必要性
- ・運用商品の考え方



■年金相談会の開催

年金の専門家である社会保険労務士による「年金相談会」を定期的で開催しております。新たに年金をお受取りになられるお客さまを対象に、複雑な年金制度の解説や各種事務手続き等についてアドバイスを行っております。



社会貢献活動

■児童活動支援制度「しまぎんわんぱく応援団」

本制度は、地域の児童活動を応援する助成金制度です。これまでに、島根・鳥取両県の応募総数317団体からご応募をいただき、このうち144団体（1団体あたり10万円）を助成してまいりました。今後も、本制度を通じ、地域社会の発展に貢献できるよう努めてまいります。



■島根銀行杯 松江家庭婦人バレーボール大会の主催

第31回 島根銀行杯松江家庭婦人バレーボール大会を主催しました（平成19年6月）。



■島根銀行杯 松江レディース卓球大会の主催

第18回島根銀行杯 松江レディース卓球大会を主催しました（平成18年11月）。平成19年度も秋に主催する予定です。



■「一畑薬師マラソン」大会の協賛

第25回「一畑薬師マラソン」大会（出雲市）を協賛しました（平成18年10月）。



■各店による社会貢献活動・地域密着活動等

各店単位で、地域の特徴やニーズに合わせた地域行事（スポーツ大会、祭り等）への参加や協賛、奉仕活動（社会福祉施設等での奉仕活動、公園・観光地等の清掃活動）等を毎年度計画・立案し、実施しております。



お客さま満足度向上をめざして

当行は、お客さまの当行に対する満足度の向上をめざして以下のような取り組みを行っております。このような取り組みを通じ、お客さまから信頼され愛される銀行となるよう努めてまいります。

S お客さま満足度向上のための取り組み事例

■創業記念「全店統一感謝デーの実施」

お客さまへの日頃のご愛顧にお応えするため、当行創業日(5月20日)を記念して“全店統一感謝デー”として、各店毎にオリジナル企画を実施しました(平成19年5月18日(金))。



■店別「年金受給者向け企画」実施

日頃の感謝の気持を表した取り組みとして、主に当行年金受取先のお客さまを対象に、各店毎にゲートボール大会や和菓子作り教室などを行っています。



■接客マナー向上に向けて

平成18年度は、JALから講師を派遣いただき、入行1、2年目行員を中心に、対応・接客マナーの指導を受けました。また、窓口行員の対応・資質向上のため、行内ロールプレイング大会を実施しております。地区別予選から始動し、本戦には外部の方に審査に加わっていただき、ご指導いただいております。



■「お客さまアンケート」の実施、結果公表

当行の商品・サービス、対応等の満足度・評価等を調査項目としたアンケートを実施しました。(実施日:平成18年12月5日～12月19日、調査協力:株式会社 ベンチャーリンク)。

アンケート結果は、今後の当行の事業運営の参考とさせていただくとともに、結果の概要を当行ホームページ(<http://www.shimagin.co.jp/shimagin/n190508.htm>)に公表しております(平成19年5月)。

■店別「しまぎん実行宣言」ポスターの店頭掲示

お客さま満足度向上への取り組みを明確にし、実践するため、店毎に「しまぎん実行宣言」と題した職員写真付きポスターを店頭に掲示しております。



お客さまへのお知らせ

S 偽造・盗難キャッシュカード被害に係るお客さまへの補償について

当行では、お客さまに安心してキャッシュカードをご利用いただくため、偽造・盗難によってキャッシュカードを他人に不正使用された場合の被害について、原則として全額を補償させていただきます。

■キャッシュカードと暗証番号の管理についてのお願い

キャッシュカードと暗証番号は、厳重に保管してください。

キャッシュカードが手元から無くなる、身に覚えのない取引があるなど被害に遭ったと思われる場合には、すみやかに当行までご連絡ください。

なお、以下の事項をお守りいただかないと、補償されない場合もありますのでご注意ください。

- キャッシュカードの暗証番号を例えば生年月日、自宅住所・地番、電話番号、勤務先電話番号、自動車のナンバーなど、お客さま以外の方も知りえる番号にすることは絶対に行わないでください。
- キャッシュカードを自動車内などに放置すること、他人に容易に奪われる状況に置くことは絶対に行わないでください。
- キャッシュカードを他人に渡すこと、暗証番号を他人に教えること、暗証番号をキャッシュカード上に書くことは絶対に行わないでください。
- 暗証番号を書いたメモや、暗証番号を憶測させるような書類などを、キャッシュカードとともに携帯・保管しないでください。
- キャッシュカードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックス等、他の暗証番号として使用することは絶対に行わないでください。

■キャッシュカード盗難・紛失等の受付

下記により24時間365日受付けておりますので、カード盗難・紛失等の場合、すみやかにご連絡ください。

時間帯	受付電話番号
平日の午前9:00から午後5:00まで	各お取引店 ※38頁の「ネットワークのご案内」をご覧ください
上記受付時間帯以外 (平日の上記時間帯以外および休日の終日)	受付専用フリーダイヤル 0120-123-129

S 預金保険制度(ペイオフ全面解禁について)

当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者一人あたり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

ただし、1,000万円を超える預金等についても、破たん金融機関の財産の状況により払出しを受けることが出来るケースもあり、全てがカットされるわけではありません。詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。

預金等の分類		平成17年4月以降
決済用預金※	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てんのある金銭信託(ビッグなど)等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護
外貨預金・元本補てんのない金銭信託(ヒットなど)、金融債(保護預かり専用商品以外のもの)等		保護対象外

※「決済用預金」とは、①要求払い、②決済サービスを提供できる、③無利息という3つの要件を満たすものです。

〈決済用預金のご案内〉

- ・当行では、ペイオフ全面解禁後も全額が保護される「決済用預金」を取扱っています。
- ・「決済用預金」は、新規の口座開設のほか、現在ご利用中の普通預金からの変更も可能です。
- ・変更の場合、口座番号は変わりませんので、各種サービス(給与振込や年金振込、公共料金の自動振替、カードローン等)はそのままご利用いただけます。なお、取扱手数料は無料です。

営業のご案内



主要業務の内容

■預金業務

預 金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取扱っております。

譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

■貸出業務

貸 付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。

手形の割引

銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替の割引を取扱っております。

■国際業務

輸出・輸入および外貨の両替、海外送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

■証券業務

商品有価証券売買業務

国債等公共債の売買業務を行っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

社債受託および登録業務

担保附社債信託法による社債の受託業務、公共債の募集受託および登録に関する業務を行っております。

■内国為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を取扱っております。

■附帯業務

代理業務

- 日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
- 地方公共団体の公金取扱業務
- 株式払込金の受入代理業務および株式配当金・公社債元利金の支払代理業務
- 住宅金融公庫等の代理貸付業務

保護預りおよび貸金庫業務

有価証券の貸付

債務の保証（支払承諾）

公共債の引受

国債等公共債および証券投資信託の窓口販売

損害保険商品の窓口販売

生命保険商品の窓口販売

ビジネスマッチング業務

市場誘導業務（証券会社への顧客紹介業務）



預金業務

個人や企業のお客さまからお預かりした資金を安全にかつ有利にお預かりすることはもちろん、お客さまの豊かな暮らしをサポートする商品の提供に努力いたしております。

ご利用の目的や期間・金額など、お客さまのニーズにお応えするため、さまざまな商品を取りそろえております。お気軽に窓口へご相談くださいませ。

今後もより魅力のある商品の開発や機能・サービスの充実に努め、お客さまにご満足いただけるパートナーを目指してまいります。

■主な預金のご案内

種 類	特 色	期 間	金 額	
普通預金	出し入れ自由、家計簿がわりの預金です。公共料金の自動支払いなど幅広いサービスがご利用できます。	自由	1円以上	
当座預金	ご商用の代金決済になくなくてはならない預金です。小切手・手形利用にお使いください。	自由	1円以上	
総合口座	普通預金	1冊の通帳に「使う・貯める・借りる」をセットした便利な通帳です。給与振込み、自動支払い、自動受取りなど便利なサービスが利用できます。暮らしの家計簿としてご利用ください。自動融資もあります。	自由	1円以上
	期日指定定期預金	3年以内(据置期間1年)	100円以上300万円未満	
	スーパー定期預金	3・6カ月、1・2・3・4・5年	100円以上	
	自由金利型定期預金	1・3・6カ月、1・2・3・4・5年	1,000万円以上	
貯蓄預金	10型	一定の基準残高以上をお預けいただければ、普通預金より有利な金利が適用される預金で、基準残高により10万円型・30万円型の2種類があります。30型では、お預入れ金額に応じて利率が有利となる段階金利制が適用されます。定期預金のような満期日がなく、出し入れ自由な預金です(ただし、30型については、月間6回目以降のお引出しに対し、1回毎に105円(消費税込)の手数料がかかります)。普通預金から貯蓄預金へ自動振替するスイングサービスもご利用できます。	自由 (基準残高10万円)	
	30型		自由 (基準残高30万円)	
通知預金	短期間(最低7日)お使いにならない大口資金向きの預金です。	7日間以上	3万円以上	
納税準備預金	税金の納付資金のための預金で、利息非課税の特典があります。	入金は自由 引出しは原則として納税時	1円以上	
定期預金	変動金利定期預金 [※]	6カ月毎に金利を見直す定期預金です。	1年以上3年以内	100円以上
	期日指定定期預金	お利息は1年複利で計算します。据置期間の1年が過ぎますとお引出しもできます。	3年以内(据置期間1年)	100円以上 300万円未満
	スーパー定期預金 [※]	身近な金額からの定期預金です。“一部解約サービス”もできます(複利型のみ1年据置き)	1カ月以上5年以内	100円以上
	自由金利型定期預金 [※]	大口資金の運用に適した定期預金です。	1カ月以上5年以内	1,000万円以上
積立性預金	フレッシュ積立式定期預金	積立期間は自由です。「満期目標型」と「一般型」の2つのコースからあなたのプランに合わせてお選びください。	満期目標型=3カ月以上3年以内(据置期間3カ月を含む) 一般型=3年以上で期間は定めなし	1万円以上 1,000円単位
	定期積金	あなたの生活プラン、資金プランに合わせてお選びください。	1・2・3年	1,000円以上 1,000円単位
財形預金	一般財形預金	貯蓄目的は自由。給与やボーナスから天引きで知らず知らずのうちに大きく貯まります。	3年以上	給与天引き積立で 1,000円以上
	財形年金預金	勤労者の老後を支える個人年金。財形非課税制度により財形住宅預金との元本合計が550万円までの利子所得を非課税にできます。	5年以上	給与天引き積立で 1,000円以上
	財形住宅預金	住宅取得資金専用の財形預金。財形非課税制度により財形年金預金との元本合計が550万円までの利子所得を非課税にできます。	5年以上	給与天引き積立で 1,000円以上

※については、定型方式と期日指定方式があり、期間内であれば任意の日を満期日とすることができます。



貸出業務

お客さまのお使いみちに応じ、様々な商品を取揃え、サービスの提供に努めております。

事業者の方へのご融資としては、手形割引や手形貸付、証書貸付など一般の融資をはじめ、お使いみちや期間に応じた各種の制度融資もご用意いたしております。さらに、信用保証協会の保証付融資や島根県・鳥取県ならびに各市町村の制度融資および中小企業金融公庫・国民生活金融公庫などの代理貸付を取扱っております。

個人の方へのご融資としては、お客さまのライフステージにおける資金ニーズにお応えするため、各種のローンをご用意しております。当行では、今後も地域の皆さまのニーズに合った商品の開発等に努めていきます。

融資基本方針（クレジットポリシー）

当行は、地域金融機関として①地域社会の発展に貢献し、信頼され、愛される銀行となる②常に魅力あるサービスを提供し、お客さまのニーズに積極的に応える③創造力豊かで、活力にみちた、明るい人間集団をつくることを「経営理念」としています。この実現のため、収益性、健全性の向上により、企業価値の向上を目指します。

本方針はこの企業価値の向上を図るため、融資の基本的方針を定めています。

1. 融資の対象

山陰地方に基盤を置き、地域と密接なつながりを持つ金融機関として、主に地元の中小企業・個人事業主・個人・地方公共団体等を対象とします。

2. 自己責任

自己責任原則に基づくリスク管理は金融機関としての基本であり、全ての融資に信用リスクが存在することの認識をもち、自己責任において融資業務の健全性と適切性を確保します。

3. 地域貢献

銀行業務を通じて地域社会との連帯を深め、地域経済社会の豊かな発展に貢献します。

4. コンプライアンス（法令遵守）

公共性が強く求められる銀行においては、「信用」が最大の財産であり、組織的なコンプライアンス態勢はその原点です。各種法令等の社会的規範を遵守し、確固とした企業倫理を確立・実践します。

5. 健全な融資慣行の確立

融資は、融資先の経営状況、資金使途、回収可能性等を、総合的に判断して行うものであることを認識し、事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資、また第三者保証の利用は過度なものとならない融資を促進します。

6. 説明責任（アカウントビリティ）

融資に関する顧客への説明態勢の重要性を鑑み、ルールを明確化し、的確な説明のできる態勢を整備して、説明責任に十分留意した営業活動を行います。

7. 信用格付

信用リスク管理の基盤である信用格付制度の高度化により、融資先の実態を統一的な基準で客観的に評価し、審査判断の共通化、精緻化、厳格化を図ります。また自己査定債務者区分との整合性を確保して、信用リスク評価全体の統一性を図ります。

8. ポートフォリオ管理

統計的手法により信用リスクの計量化を図るとともに、特定の融資先・業種等へのリスクの集中を排除・分散する等により、ポートフォリオ管理を強化します。

9. 適正な収益

信用リスク管理により、資産の健全性の維持・向上を図り、リスクに見合った適正なプライシングによる収益を確保し、リスク・リターン管理の徹底により、収益力の向上を図ります。

10. 資産の健全化

信用格付を踏まえた自己査定ならびに継続的なモニタリングによる融資先の実態把握により、適切な企業支援等を行い、資産の健全性の維持・向上を図ります。

■事業者向けローンのご案内

種 類	お使いみち	金 額	期 間	担 保
一般ご融資・割引	一般事業資金(運転・設備)としてご利用いただけます。			
アシストローン	事業資金	100万円以上5,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	信用保証協会保証
貸付専用当座貸越	事業資金	1,000万円以上100万円単位 (貸越極度額)	1年または3年以内	不動産、有価証券、 信用保証協会保証
代理貸付業務	中小企業金融公庫、社会福祉・医療事業団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫など			
ビジネスカードローン	事業資金	100万円以上5,000万円以内 (貸越極度額)	2年(契約更新2年)	信用保証協会保証 (不動産、有価証券)
ビジネスローンサポート	事業資金	1,000万円以内(月商3ヵ月分の範囲)	運転資金5年以内	信用保証協会保証
ビジネスローンサポート・プラス	事業資金	3,000万円以内(月商3ヵ月分の範囲)	運転資金5年以内	原則、無担保
ビジネスローン300	事業資金	50万円以上300万円以内 (白色申告の事業主の方は200万円以内)	5年以内	株オリエントコーポ レーション保証
ビジネスローン300II	事業資金	300万円以内	3年以内	無担保

■個人向けローンのご案内

種 類	お使いみち	金 額	期 間
スーパー住宅ローン 「マイ・セレクト」	住宅新築・増改築資金、中古住宅・マンション 購入資金、住宅建築用土地購入資金等 ※お借入期間中、何度でも金利の種別(変動金利・固定金利)の 変更が可能です。	50万円～5,000万円	1年以上35年以内
住宅フリープラン	住宅関連資金、およびその借換資金	300万円以上4,000万円以内	最長35年
リフォームローン	住宅の増改築・補修	500万円以内	10年以内
公的住宅資金借換えローン	住宅金融支援機構等 公的住宅資金借入れの 借換え資金(無担保)	1,000万円以内	15年以内
無担保住宅ローン1000	住宅の新築・購入(中古含む)資金等	10万円以上1,000万円以内	1年以上35年以内
キャンパスローン「合格」	教育資金(入学金、授業料、仕送り金等)	500万円以内	最長11年6ヵ月
オートローン	自動車購入資金、車検・免許取得費用	10～300万円	7年以内
ニューライフローン	自由(事業性資金は除く)	10～300万円	7年以内
ゴールドカードローン	自由(事業性資金は除く)	100万円	1年(契約更新2年)
しまぎんカードローン30	自由(事業性資金は除く)	30万円	1年(契約更新2年)
しまぎんカードローン	自由(事業性資金は除く)	10・30・50万円	3年(契約更新3年)
新型カードローン	自由(事業性資金は除く)	10・30・50万円	1年(契約更新2年)
スーパーバックカードローン	自由(事業性資金は除く)	10・30・50万円	1年(契約更新2年)
ジャンボフリープラン	自由(事業性資金は除く)	300万円以上3,000万円以内	最長20年
快即ローン	教育・自動車・増改築関連資金およびその借換資金	100・200・300万円	1年(契約更新1年)
おまとめローン おまとめ¥セルくん	金融機関・信販・クレジット・消費者金融等の 借入をおまとめする資金 ※スピード回答	10万円以上300万円以内	6ヵ月以上5年以内
デュアルフリーローン キャッチくん	自由(事業性資金は除く) ※スピード回答	10万円以上200万円以内	6ヵ月以上5年以内

※当行は全店が住宅金融支援機構の取扱店となっております。

商品ご利用に当たっての留意事項

■ご利用にあたり

ご利用に際しては、ローン規約、ご返済方法・利用限度額などを十分ご確認、ご検討いただき、無理のない計画的なお借入れをお勧めいたします。お気軽に本支店窓口、または渉外係までご相談ください。

■変動金利ルールの適用について

変動金利に関する特約を定めた場合は、特約の条項に沿って基準とする金利の変動幅により変動します。

国際業務

地域の国際化の進展に伴う皆さまの多様なニーズにお応えするため、当行では、外貨の両替・海外送金や、輸出・輸入など、幅広い国際業務サービスを行っております。

種 類	内 容	
外 国 通 貨 両 替	米ドルをはじめとする主要通貨をお取扱いしております。	
旅 行 小 切 手 (トラベラーズチェック)	7種類(米ドル、日本円、ユーロ、オーストラリアドル、カナダドル、英国ポンド、スイスフラン)の旅行小切手をお取扱いしております。	
海 外 送 金	送金小切手 = D D	外国向け送金小切手を直接お客さまから受取人へ送付していただく方法です。
	普通送金 = M T	海外の受取人の取引銀行へ支払い指図書を郵送することにより送金します。
	電信送金 = T T	お急ぎの場合にご利用いただく電信による送金です。海外の受取人の取引銀行へ電信により送金します。
外 貨 預 金	米ドルなど主要通貨のお取扱いをしております。種類は普通預金・定期預金の2種類です。外国為替先物予約をセットできるなど、円預金と異なる点があります。	
外 貨 融 資 (インバクトローン)	資金用途に特に制限のない外貨によるご融資です。先物予約により円ベースの利回りを確定することができます。	
輸 出 関 係	輸出信用状通知、輸出手形、小切手の取立て、買取りなどをお取扱いしております。	
輸 入 関 係	輸入信用状発行、輸入ユーザンスなどをお取扱いしております。	
そ の 他	海外市場の情報提供など貿易投資に関するご相談を承ります。	

証券業務

公共債の引受けや国債等公共債の窓口販売業務のほか、担保附社債信託法による社債等の受託業務および登録に関する取扱い業務等を行っております。

また、投資信託の窓口販売を全店で取扱っております。

種 類	内 容
公 共 債 の 引 受	地方公共団体等が発行する債券を引受け、これらの団体の資金調達に協力しています。
公共債の窓口販売業務 「新発債」	利付国債(個人向け利付国債を含む)、公募地方債、政府保証債の窓口販売業務を行っております。
ディーリング業務	既に発行済みの公共債の売買業務(ディーリング)を行っております。
投資信託の窓口販売業務	お客さまの資産運用ニーズにお応えできますように、各種商品を取り揃えております。
担保附社債受託業務	社債の発行に関する手続きの代行業務を行っております。



投資信託の窓口販売業務(商品ラインナップ) (平成19年7月1日現在)

投資対象	ファンド名	分類	運用会社	特色	
主 に 国 内 の 債 券	MHAMのMMF	追加型 公社債投資信託	みずほ投信投資 顧問(株)	内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保 を目指して安定運用を行います。	
主 に 海 外 の 債 券	ワールド・ソブリンインカム (愛称:十二単衣) ★	追加型 証券投資信託	日本投信委託(株)	日本を含む主要先進各国のソブリン債(国債および政 府保証債等)に分散投資し、長期的に安定した収益の確 保と信託財産の成長を目指します。 毎月決算を行い、原則として分配を行います。	
内 外 の 株 式 と 公 社 債 に 分 散	バランスセレクト30 ★	追加型 株式投資信託 バランス型	野村アセット マネジメント(株)	内外の株式および公社 債に分散投資するバラ ンス運用を行うことで、キ ャピタルゲインとインカ ムゲインを総合したト ータルリターンを獲得をめ ざします。 各マザーファンドへの投 資比率は右記の比率を 基本とします。 また、原則として3ヵ月毎 にリバランスを行います。	国内株式マザーファンド: 20% 外国株式マザーファンド: 10% 国内債券マザーファンド: 55% 外国債券マザーファンド: 15%
	バランスセレクト50 ★	追加型 株式投資信託 バランス型			国内株式マザーファンド: 30% 外国株式マザーファンド: 20% 国内債券マザーファンド: 40% 外国債券マザーファンド: 10%
	バランスセレクト70 ★	追加型 株式投資信託 国内株式型 (一般型)			国内株式マザーファンド: 45% 外国株式マザーファンド: 25% 国内債券マザーファンド: 20% 外国債券マザーファンド: 10%
国 内 の 株 式	MHAM株式インデックス ファンド225 ★	追加型株式投資信託 インデックス型 (日経225連動型)	みずほ投信投資 顧問(株)	日経平均株価に連動する投資成果を目指します。	
	トビックス・インデックス・ オープン ★	追加型株式投資信託 インデックス型 (TOPIX連動型)	野村アセット マネジメント(株)	東証株価指数(TOPIX)に連動する投資成果を目指します。	
	日興ジャパンオープン (愛称:ジパング) ★	追加型株式投資信託 国内株式型 (一般型)	日興アセット マネジメント(株)	グローバルな視点で、日本企業の成長性に積極的に投資 します。	
	アクティブ・ニッポン (愛称:武蔵) ★	追加型株式投資信託 国内株式型 (一般型)	大和証券投資 信託委託(株)	日本株に臨機応変に投資し、信託財産の成長をめざします。	
海 外 の 株 式	グローバル好配当株オープン ★	追加型 株式投資信託 国際株式型 (一般型)	大和住銀投信 投資顧問(株)	世界各国の好配当株式へ分散投資することにより、安定 した配当収入の確保とともに、信託財産の長期的な成長 を図ることを目標として運用を行います。 毎月の安定した収益分配に加え、3ヵ月に一度、売買益か らの収益分配を目指します。	
海 外 の 公 社 債 ・ 国 内 の 株 式 不 動 産	MHAMトリニティオープン (毎月決算型) (愛称:ファンド3兄弟) ★	追加型 株式投資信託 バランス型	みずほ投信投資 顧問(株)	海外の公社債、国内の株式および不動産(不動産投資信託証 券)への分散投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、 信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。 毎月の安定した収益分配に加え、3ヵ月に一度、売買益か らの収益分配を目指します。	

★印のファンドにつきましては、定時定額購入サービスも取扱っております。詳しいサービス内容は取扱店窓口におたずねください。

[投資信託ご購入時のご注意]

■投資信託は預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。

■投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。

■投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまのご負担となります。

■投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。

■投資信託をご購入の際は「目論見書」を必ずご覧ください。



保険商品の窓口販売業務

	種 類	内 容
損 害 保 険	住宅ローン関連 の火災保険	住宅ローン(個人の新築・購入・増改築に係わる融資)をご利用のお客さまを対象に、長期火災保険を取り扱 っています。
	債務返済支援保険	ローンをご利用のお客さまが病気やケガで就業できなくなった場合に、月々の返済額を補償する保険商品です。
	年金払積立傷害保険	年金払いの給付金をご契約時に約定した金額が支払われ、計画的な老後資金準備が可能なお客さまに、ライフス タイルに応じて幅広いニーズにお応えできる定額年金商品です。
生 命 保 険	変額年金保険 (年金原資保証型)	将来の年金受取額が運用実績に応じて変わる変額年金保険を取扱っております。公的年金を補完する私的 年金や資産運用手段の一つとしてご利用頂けます。
	定額年金保険	公的年金と合わせて、充実したセカンドライフを実現。確かな人生設計が可能となります。 年金種類は、ライフプランに応じて、各ラインナップ(確定年金・終身年金)から選択できます。
	一時払終身保険	契約時に死亡保険金額が確定し、一生涯の保障も確保されます。ライフプランに合わせて年金での受取も 選択可能な保険商品です。



各種サービスのご案内

項 目	内 容
キャッシュサービス	当行の本支店および店外キャッシュコーナーで「お預入れ」「お引出し」「残高照会」「お振込」がご利用いただけます。
郵便貯金ATM提携	当行と郵便貯金のお客さまには、相互のキャッシュコーナーがご利用いただけます。当行のお客さまにつきましては、郵便貯金のキャッシュコーナーでの「お預入れ」「お引出し」が無料でご利用いただけます。
さんいんクロスネットサービス	当行と鳥取銀行の相互のお客さまの「お引出し」に係る利用手数料を無料とするサービスです。
しまぎん・中央信金ネットサービス	当行と島根中央信用金庫の相互のお客さまの「お引出し」・「お預入れ」に係る利用手数料を無料とするサービスです。
4BANKS(フォーバンク)ネットサービス	当行ともみじ銀行・トマト銀行・西京銀行の相互のお客さまの「お引出し」に係る利用手数料を無料とするサービスです。
入金ネットサービス	相互入金業務協議会に加盟する全国400金融機関の相互のキャッシュコーナーで「お預入れ」がご利用いただけます。
キャッシングサービス	クレジット会社との業務提携によりキャッシングサービスも取扱っております。
為替サービス	資金の振込、小切手・手形の取立てを行います。
振 込	当行の本支店をはじめ、全国の金融機関へお振込みいたします。
代 金 取 立	小切手・手形・配当金などを期日に取立て、預金口座にご入金いたします。
給与振込サービス	毎月の給与や賞与をお勤め先からお客さまの口座へ自動的にお振込みいたします。
自動受取サービス	配当金や年金などが支給日に指定口座へ入金されます。
自動支払サービス	公共料金、税金、クレジットカードご利用代金などを、指定日に指定口座から自動的に引落とします。
インターネット・モバイルバンキングサービス	インターネットパソコン・携帯電話を利用して、残高照会、入出金明細照会、振替・振込などのサービスがご利用いただけます。また、税金や各種料金(Pay-easyマーク記載の納付書)の払込みができます。
ファームバンキングサービス	お客さまと当行のコンピューターを通信回線で直結し、残高照会、振込・振替、給与振込・総合振込などのデータをオンラインで受け付け、処理いたします。
保 管 サ ー ビ ス	大切な財産を盗難や災害からお守りいたします。
夜 間 金 庫	夜間でも安全に売上金をお預かりいたします。
保護預り・貸金庫	有価証券・貴金属・株券・権利証などの重要書類や貴重な財産を当行の金庫で安全に保管いたします。
ビジネスマッチング業務(しまぎんビジネス情報仲介制度)	販売先や仕入先などの経営情報(ビジネスマッチング情報)を蓄積・仲介し、地域企業の販路拡大等のニーズにお応えするサービスです。
市場誘導業務(証券会社への顧客紹介業務)	地域企業の新規株式公開(IPO)や役員持株会の設立等のニーズに対応するため、新光証券株式会社との業務提携を通じ、導入実施に向けた様々なお手伝いをさせていただくサービスです。また、株式や外国債券等での資産運用ニーズをお持ちのお客さまを同証券会社へご紹介するサービスも実施しております。
情報提供サービス	「しまぎん住宅金融学校」や「年金相談会」など、各種セミナー等を定期的で開催し、お客さまに役立つさまざまな情報提供を行っております。また、会社経営における専門的なご相談等に対応するための、会員制有料サービス(しまぎんビジネスクラブ)もご用意しております。



主な手数料のご案内 (平成19年6月末現在)

■為替手数料

種類	内 訳	単 位 等	手 数 料
他 行 振 込 (窓口、文書・電信)	預金口座からの払出および現金による 10万円以下の振込	3万円未満	630円
		3万円以上	840円
	現金による10万円超の振込	10万円超	1,050円
本 支 店 振 込 (窓口、電信)	預金口座からの払出および現金による 10万円以下の振込	3万円未満	210円
		3万円以上	420円
	現金による10万円超の振込	10万円超	525円
店 内 振 込 (窓口、電信)	預金口座からの払出および現金による 10万円以下の振込	3万円未満	210円
		3万円以上	420円
	現金による10万円超の振込	10万円超	525円
振 込 組 戻	窓口・電信		840円
本 支 店 送 金			420円
他行送金(送金小切手)			630円
送 金 組 戻			840円
隔地本支店代金取立			420円
隔地他行代金取立	普通		630円
	電信		840円
同 地 代 金 取 立			210円
取立手形不渡返却	当所は210円		840円
取立手形組戻	当所・他所發送前は無料		840円
取立手形店頭呈示	600円超は実費		630円

※インターネットバンキング(個人契約)による振込手数料は、当行本支店宛は無料で、他行振込は金額に関わらず210円です。

■CD・ATM(現金自動支払機・預払機)ご利用手数料

	曜 日	時 間 帯	手 数 料 (当行カード利用)	手 数 料 (他行カード利用)
お 引 出 し	平 日	午前8:00~午前8:45	105円	210円
		午前8:45~午後6:00	無 料	105円
		午後6:00以降	105円	210円
	休 日	午前8:45~午前9:00	105円	-
		午前9:00~午後5:00	105円	210円
		午後5:00以降	105円	-
お 預 入 れ	平 日	午前8:00~午後9:00	無 料	-
	休 日	午前8:45~午後7:00	無 料	-

※休日：土曜・日曜・祝日

	金 額	同 一 店 内	当行本支店あて	他行あて
お 振 込 み	3万円未満	無料	無料	420円
	3万円以上	無料	無料	630円

※お取扱い日、お取扱い時間および各自動機の機能につきましては、コーナーにより異なる場合がございますのでご了承ください。(詳しくは「ネットワークのご案内」をご覧ください。)

■その他の手数料

種 別	単位等	手数料
小切手帳代金	1冊50枚	630円
約束手形帳代金	1冊50枚	840円
為替手形帳代金	1冊25枚	840円
自己宛小切手発行手数料	1枚	525円
キャッシュカード再発行手数料	1件	1,050円
通帳・証書再発行手数料	1件	1,050円
残高証明書発行手数料(個別)	1通	210円
個人情報開示手数料	1件	525円
(上記に郵送が伴う場合)	1件	945円

種 別	単位等	手数料
海外送金手数料	1件	4,000円～
海外送金支払銀行手数料	1件	2,500円～
インターネットバンキング契約料(個人)	月額	無料
インターネットバンキング契約料(法人)	月額	1,050円
照会・振込サービスのみ	1契約先毎(月額)	1,050円
一括データ伝送サービスあり	1契約先毎(月額)	3,150円
貸金庫手数料	年額	6,300～8,820円

種 別	単位等	手数料
窓口両替手数料	1～49枚	0円
	50～300枚	210円
	301～400枚	315円
	401～500枚	420円
	501～600枚	525円
	601～700枚	630円
	701～800枚	735円
	801～900枚	840円
	901～1,000枚	945円
	1,001枚～	1,050円
	1,000枚毎に525円加算	

種 別	単位等	手数料
現金整理手数料	～1,000枚	0円
	1,001～2,000枚	1,050円
	2,001～3,000枚	1,575円
	3,001～4,000枚	2,100円
	4,001枚～	2,625円
		1,000枚毎に525円加算

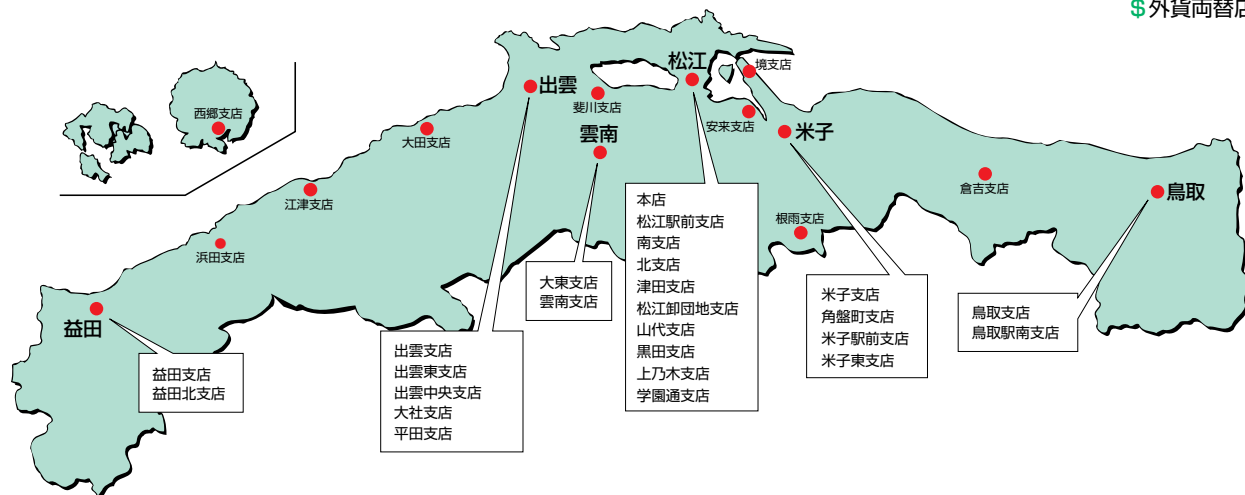


ネットワークのご案内

■店舗および店舗内キャッシュサービスコーナー〔ATM〕

	所在地	電話	キャッシュサービスコーナー			
			平日	土曜日	日曜・祝日	
島根県 (25カ店)	本店営業部	松江市東本町2丁目35番地	(0852)24-4000	8:00-21:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	松江駅前支店	松江市朝日町485番地8	(0852)24-1351	8:00-21:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	南支店	松江市堅町90番地8	(0852)24-1251	8:45-19:00		
	北支店	松江市大輪町410番地5	(0852)24-1451	8:45-19:00		
	津田支店	松江市西津田2丁目15番地24号	(0852)24-1551	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	松江御団地支店	松江市嫁島町3番32号	(0852)24-1651	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	山代支店	松江市山代町482番地10	(0852)24-1751	8:00-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	黒田支店	松江市黒田町427番地	(0852)23-7777	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	上乃木支店	松江市上乃木5丁目10番31-101号	(0852)22-7755	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	学園通支店	松江市学園1丁目17番32号	(0852)21-2120	8:00-21:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	西郷支店	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の壱21番地1	(08512)2-1224	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	安来支店	安来市安来町1535番地1	(0854)22-3535	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	大東支店	雲南市大東町大東1798番地	(0854)43-2621	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	雲南支店	雲南市三刀屋町下熊谷1678-1	(0854)45-5557	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	出雲支店	出雲市姫原町1丁目5番地1	(0853)30-6611	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	出雲東支店	出雲市大津町1098番地5	(0853)22-5260	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	出雲中央支店	出雲市渡橋町423番地1	(0853)23-6262	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	大社支店	出雲市大社町杵築南1364番地8	(0853)53-2142	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	平田支店	出雲市平田町991番地12	(0853)62-2314	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	斐川支店	簸川郡斐川町直江町5081	(0853)72-5200	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
大田支店	大田市大田町大田イ302番地5	(0854)82-0395	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
江津支店	江津市嘉久志町2306番地2	(0855)52-2626	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
浜田支店	浜田市新町12番地	(0855)22-0276	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
益田支店	益田市駅前町25番14号	(0856)22-2222	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
益田北支店	益田市乙吉町イ96番10号	(0856)23-4455	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00	
鳥取県 (9カ店)	米子支店	米子市米原4丁目5番39号	(0859)34-3131	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	角盤町支店	米子市角盤町3丁目7番地	(0859)32-5121	8:45-19:00		
	米子駅前支店	米子市東町217番	(0859)33-5221	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	米子東支店	米子市車尾5丁目12番23号	(0859)22-7370	8:45-19:00		
	境支店	境港市本町11番地	(0859)42-3761	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	根雨支店	日野郡日野町大字根雨412番地	(0859)72-0371	8:45-19:00		
	倉吉支店	倉吉市明治町1021の2番地	(0858)22-4158	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	鳥取支店	鳥取市戎町501番地	(0857)22-3118	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00
	鳥取駅南支店	鳥取市興南町1番2	(0857)24-8141	8:45-19:00	8:45-19:00	8:45-19:00

外貨両替店



■店舗外キャッシュサービスコーナー〔CD・ATM〕

※日曜・祝日欄の「網かけ」のコーナーは、祝日はご利用になれません。

		平 日	土 曜 日	日 曜・祝 日
島根県(38カ所)				
松江市	★ 松江市役所	9:00 - 17:00		
	★ 松江生協病院	9:00 - 18:00	9:00 - 17:00	
	★ 松江サティ	9:00 - 21:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ 松江合同庁舎	9:00 - 18:00		
	★ 松江赤十字病院	9:00 - 18:00	9:00 - 17:00	
	★ 島根県庁	9:00 - 18:00		
	★ 殿町(中央ビル)	8:00 - 19:00	8:45 - 19:00	8:45 - 19:00
	★ マルマン茶山店	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ マルマン黒田店	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ キャスバル	9:00 - 21:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ 島根大学前	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ ホック山代店	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ ジャスコ菅田店	8:00 - 21:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ NTT松江ビル	9:00 - 18:00		
	★ 松江市立病院	9:00 - 19:00	9:00 - 17:00	
	★ 松江総合体育館	9:00 - 18:00	9:00 - 17:00	
★ 法吉村	8:00 - 21:00	9:00 - 17:00	9:00 - 17:00	
隠岐の島町	★ サンテラス	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
安来市	★ 安来プラーナ	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
雲南市	雲南総合病院	9:00 - 18:00	9:00 - 17:00	
	サン・チェリヴァ	10:00 - 21:00	10:00 - 17:00	10:00 - 17:00
出雲市	★ 新町プラザ	8:45 - 19:00		
	★ 島根県立中央病院(注)	9:00 - 18:00	9:00 - 14:00	
	★ 出雲市民病院	9:00 - 18:00	9:00 - 17:00	
	★ エイコー電子工業	9:00 - 18:00		
	★ ジャスコ出雲店	10:00 - 19:00	10:00 - 19:00	10:00 - 19:00
	★ 出雲市役所	9:00 - 19:00	9:00 - 17:00	
★ 出雲市立総合医療センター	9:00 - 18:00			
斐川町	★ ゆめタウン斐川店	9:30 - 19:00	9:30 - 19:00	9:30 - 19:00
大田市	★ 大田市役所	9:00 - 17:00		
	★ ジャスコ大田	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
浜田市	★ 服部タイヨー長沢店	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ シティバルク浜田	9:00 - 21:00	9:00 - 17:00	9:00 - 17:00
	★ ゆめタウン浜田	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
益田市	★ 浜田市役所	9:00 - 18:00		
	★ 益田サティ	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ 益田ドライビングスクール	9:00 - 18:00		
★ ゆめタウン益田店	9:30 - 19:00	9:30 - 17:00	10:00 - 17:00	
鳥取県(7カ所)				
境港市	境港(境港市役所)	9:00 - 19:00	9:00 - 17:00	
米子市	★ 米子天満屋	9:00 - 18:00	9:00 - 17:00	10:00 - 17:00
	★ 米子サティ	10:00 - 19:00	10:00 - 17:00	10:00 - 17:00
日吉津村	★ ジャスコ日吉津店	10:00 - 19:00	10:00 - 19:00	10:00 - 19:00
倉吉市	★ パーブルタウン	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00
	★ 海田西町日の丸自動車	9:00 - 19:00	9:00 - 17:00	
鳥取市	★ 日の丸自動車	9:00 - 19:00	9:00 - 17:00	

平成19年6月末現在

キャッシュコーナーによる便利なサービス

- ◇すべてのコーナーで、全国MICS加盟金融機関のキャッシュカードで出金・残高照会ができます。
- ◇★マークの店舗外ATMでは、以下のサービスがご利用になれます。

ご利用のキャッシュカード	サービス内容
しまぎん	入金・出金・振込・残高照会
郵便貯金	入金・出金・残高照会
入金ネット加盟金融機関	入金・出金・残高照会
キャッシング提携会社	キャッシング・返済済・残高照会

- ◇★マークの店舗外ATMでは、下記の提携金融機関のカードをご利用の場合、他行利用手数料が無料です。

- 西京銀行・トマト銀行・もみじ銀行(4Banks(フォーバンクズ))
- 鳥取銀行(さんいんクロスネットサービス)
- 島根中央信用金庫(しまぎん・中央信金ネットサービス)

※左頁の店舗内ATMでは、すべてのサービスがご利用になれます。

※(注)の島根県立中央病院のATMは「さんいんクロスネットサービス」がご利用になれません。



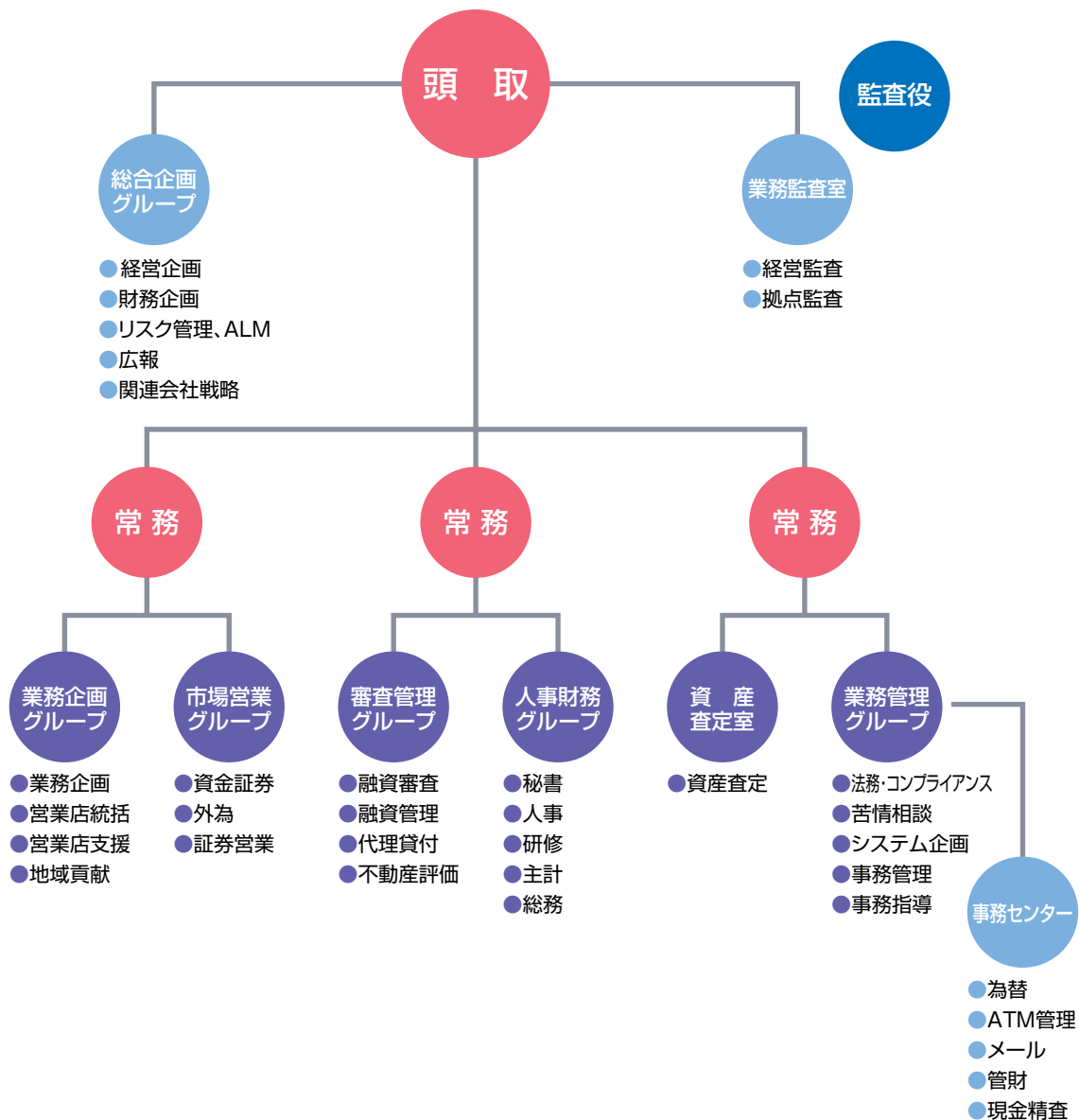
※UCカードなど、30社の提携カードが当行ATMでご利用いただけます。





本部組織図・役員一覧

本部組織図〔6グループ2室〕（平成19年7月1日現在）



役員一覧（平成19年7月1日現在）

取締役頭取（代表取締役）	田頭 基典	取締役（本店営業部長）	鈴木 良夫
常務取締役	高橋 保	取締役（出雲支店長）	山根 良夫
常務取締役	野田 哲也	常勤監査役	小谷 栄
常務取締役	錦織 暁	監査役（社外）	周藤 滋
		監査役（社外）	石原 明男
		監査役（社外）	岡崎 勝彦

単体情報

財務諸表等	42
貸借対照表	42
損益計算書	45
利益処分計算書(前事業年度)	46
株主資本等変動計算書	46
重要な会計方針、注記事項	47
経営指標	52
ROA(総資産経常利益率、総資産当期純利益率)	52
ROE(資本経常利益率、資本当期純利益率等)	52
利鞘(資金運用利回り、資金調達原価、総資金利鞘)	52
損益の状況	53
業務粗利益	53
資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り	54
受取利息・支払利息の増減	56
業務純益	57
役務取引の状況	58
その他業務利益の内訳	58
営業経費の内訳	58
有価証券等の時価情報等	59
有価証券・金銭の信託・デリバティブ取引の時価等	59
事業の状況	65
預金業務	65
預金科目別期末残高、平均残高	65
定期預金の残存期間別残高	66
1店舗当たり預金	66
従業員1人当たり預金	66
個人・法人別預金残高	66
財形貯蓄残高	66
貸出業務	67
貸出金期末残高、平均残高	67
貸出金の残存期間別残高	67
1店舗当たり貸出金	67
従業員1人当たり貸出金	67
貸倒引当金の期末残高及び期中増減	68
特定海外債権残高	68
業種別貸出状況	68
中小企業等貸出金	68
貸出金の預金に対する比率(預貸率)	69
貸出金の担保別内訳	69
支払承諾見返の担保別内訳	69
貸出金の使途別残高	69
貸出金償却額	69
消費者ローン残高	69
為替業務、国際業務	70
内国為替取扱高	70
外国為替取扱高	70
外貨建資産残高	70
証券業務	71
有価証券期末残高、有価証券平均残高	71
有価証券の預金に対する比率(預証券率)	71
有価証券の残存期間別残高	72
商品有価証券売買高	72
商品有価証券平均残高	72
公社債の引受	72
国債等公社債の窓口販売	72
投資信託の窓口販売	72
株式等の状況	73
大株主の状況	73
所有者別状況	73
配当政策	73
従業員の状況(従業員数、平均年齢・勤続年数・年間給与)	73

連結情報

当行及び子会社等の概況	74
主要事業の内容、組織構成(事業系統図)	74
関係会社の状況	74
当行及び子会社等の主要な業務に関する事項	75
業績等の概要	75
最近5年間の主要な経営指標等の推移	76
連結財務諸表等	77
連結貸借対照表	77
連結損益計算書	79
連結剰余金計算書(前連結会計年度)	80
連結株主資本等変動計算書	80
連結キャッシュフロー計算書	81
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	82
注記事項	84
連結リスク管理債権	89
セグメント情報	90
バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示	91
索引(法定開示項目一覧)	108

■監査

当行は、銀行法第20条第1項の規定により作成した貸借対照表および損益計算書ならびに銀行法第20条第2項の規定により作成した連結貸借対照表および連結損益計算書につきましては、会社法第396条第1項の規定に基づき、あす監査法人の監査を受けております。

また、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あす監査法人の監査証明を受けております。

●単体情報

●連結情報

財務諸表等

経営指標

損益の状況

有価証券等の時価情報等

事業の状況

株式等の状況

従業員の状況

当行及び子会社等の概況

当行及び子会社等の主要な業務に関する事項

連結財務諸表等

連結リスク管理債権

セグメント情報

貸借対照表

(金額単位 百万円)

科目	期別	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(資産の部)					
現金預け金		15,031	4.63	10,098	3.05
現金		4,287		4,588	
預け金		10,743		5,510	
コールローン		8,000	2.46	10,500	3.17
買入金銭債権		161	0.05	782	0.23
有価証券		63,573	19.57	70,586	21.30
国債		20,882		22,691	
地方債		5,751		5,956	
社債		25,388		27,279	
株式		2,830		3,443	
その他の証券		8,719		11,215	
貸出金		229,771	70.73	232,111	70.04
割引手形		4,579		4,297	
手形貸付		27,720		21,620	
証書貸付		166,302		173,623	
当座貸越		31,168		32,569	
外国為替		4	0.00	5	0.00
外国他店預け		4		5	
その他資産		933	0.29	1,089	0.33
未決済為替貸		70		79	
未収収益		419		576	
繰延ヘッジ損失		34		—	
その他の資産		408		433	
動産不動産		5,244	1.61	—	—
土地建物動産		5,172		—	
保証金権利金		71		—	
有形固定資産		—	—	5,262	1.59
建物		—		1,095	
土地		—		3,850	
その他の有形固定資産		—		316	
無形固定資産		—	—	389	0.12
ソフトウェア		—		375	
その他の無形固定資産		—		13	
繰延税金資産		2,199	0.68	1,942	0.58
支払承諾見返		4,600	1.42	3,473	1.05
貸倒引当金		△ 4,672	△ 1.44	△ 4,841	△ 1.46
資産の部合計		324,847	100.00	331,401	100.00

(金額単位 百万円)

科目	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(負債の部)				
預金	301,208	92.72	308,640	93.13
当座預金	8,576		8,837	
普通預金	83,557		84,962	
貯蓄預金	6,273		5,734	
通知預金	1,797		1,928	
定期預金	189,656		197,773	
定期積金	5,864		5,279	
その他の預金	5,481		4,124	
借入金	1,756	0.54	1,717	0.52
借入金	1,756		1,717	
その他負債	1,128	0.35	1,066	0.32
未決済為替借	62		77	
未払法人税等	443		9	
未払費用	202		438	
前受収益	233		201	
給付補てん備金	1		3	
金融派生商品	158		292	
その他の負債	26		42	
退職給付引当金	283	0.09	247	0.07
役員退職慰労引当金	175	0.05	101	0.03
再評価に係る繰延税金負債	855	0.26	855	0.26
支払承諾	4,600	1.42	3,473	1.05
負債の部合計	310,007	95.43	316,100	95.38

(金額単位 百万円)

科目	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(資本の部)				
資本金	6,400	1.97	—	—
資本剰余金	235	0.07	—	—
資本準備金	235	—	—	—
利益剰余金	7,598	2.34	—	—
利益準備金	925	—	—	—
任意積立金	5,572	—	—	—
別途積立金	5,572	—	—	—
当期末処分利益	1,101	—	—	—
土地再評価差額金	1,121	0.35	—	—
その他有価証券評価差額金	△ 488	△ 0.15	—	—
自己株式	△ 26	△ 0.01	—	—
資本の部合計	14,840	4.57	—	—
負債及び資本の部合計	324,847	100.00	—	—
(純資産の部)				
資本金	—	—	6,400	1.93
資本剰余金	—	—	235	0.07
資本準備金	—	—	235	—
利益剰余金	—	—	7,668	2.31
利益準備金	—	—	971	—
その他利益剰余金	—	—	6,696	—
別途積立金	—	—	5,572	—
繰越利益剰余金	—	—	1,124	—
自己株式	—	—	△ 28	△ 0.00
株主資本合計	—	—	14,275	4.31
その他有価証券評価差額金	—	—	△ 86	△ 0.03
繰延ヘッジ損益	—	—	△ 8	△ 0.00
土地再評価差額金	—	—	1,121	0.34
評価・換算差額等合計	—	—	1,026	0.31
純資産の部合計	—	—	15,301	4.62
負債及び純資産の部合計	—	—	331,401	100.00

損益計算書

(金額単位 百万円)

科目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益	7,483	100.00	7,785	100.00
資金運用収益	6,226		6,594	
貸出金利息	5,476		5,618	
有価証券利息配当金	710		826	
コールローン利息	0		20	
買入手形利息	0		0	
預け金利息	21		26	
金利スワップ受入利息	15		90	
その他の受入利息	2		10	
役務取引等収益	750		848	
受入為替手数料	211		202	
その他の役務収益	539		645	
その他業務収益	284		56	
外国為替売買益	7		2	
商品有価証券売買益	0		0	
国債等債券売却益	271		53	
金融派生商品収益	5		—	
その他の業務収益	0		0	
その他経常収益	222		285	
株式等売却益	149		221	
その他の経常収益	72		64	
経常費用	6,852	91.57	7,263	93.29
資金調達費用	232		479	
預金利息	180		432	
借入金利息	21		27	
金利スワップ支払利息	30		19	
その他の支払利息	0		0	
役務取引等費用	549		576	
支払為替手数料	51		47	
その他の役務費用	498		529	
その他業務費用	12		5	
国債等債券売却損	11		—	
国債等債券償却	1		3	
金融派生商品費用	—		1	
営業経費	4,788		4,803	
その他経常費用	1,269		1,398	
貸倒引当金繰入額	1,222		1,019	
貸出金償却	0		—	
株式等償却	0		0	
その他の経常費用	45		379	
経常利益	630	8.43	522	6.71
特別利益	26	0.35	21	0.28
償却債権取立益	26		21	
特別損失	18	0.24	7	0.10
動産不動産処分損	18		—	
固定資産処分損	—		7	
税引前当期純利益	638	8.54	536	6.89
法人税、住民税及び事業税	673	9.00	255	3.28
過年度未払法人税等戻入額	—	—	△ 11	△ 0.14
法人税等調整額	△ 399	△ 5.34	△ 10	△ 0.13
当期純利益	365	4.88	301	3.88
前期繰越利益	866		—	
合併による未処分利益引継額	8		—	
中間配当額	116		—	
中間配当に伴う利益準備金積立額	23		—	
当期末処分利益	1,101		—	

利益処分計算書

(金額単位 百万円)

科目	期別	前事業年度 (株主総会承認日 平成18年6月28日)	
		金額	
当期末処分利益			1,101
利益処分額			139
利益準備金			23
配当金		(1株につき2円50銭)	116
次期繰越利益			962

株主資本等変動計算書

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(金額単位 百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計			
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高	6,400	235	235	925	5,572	1,101	7,598	△ 26	14,207	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△ 116	△ 116	—	△ 116	
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 116	△ 116	—	△ 116	
利益準備金の積立(注)	—	—	—	23	—	△ 23	—	—	—	
利益準備金の積立	—	—	—	23	—	△ 23	—	—	—	
当期純利益	—	—	—	—	—	301	301	—	301	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△ 3	△ 3	
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	1	1	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	46	—	23	69	△ 2	67	
平成19年3月31日残高	6,400	235	235	971	5,572	1,124	7,668	△ 28	14,275	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	△488	—	1,121	632	14,840
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△ 116
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 116
利益準備金の積立(注)	—	—	—	—	—
利益準備金の積立	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	301
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 3
自己株式の処分	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	402	△ 8	—	393	393
事業年度中の変動額合計	402	△ 8	—	393	460
平成19年3月31日残高	△ 86	△ 8	1,121	1,026	15,301

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針 当事業年度（自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

- 1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 2 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式及び受益証券以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

建物	定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用し、税法基準の160%の償却率による。
動産	定率法を採用し、税法基準の償却率による。
その他	税法の定める方法による。 ただし、構築物は税法基準の160%の償却率による。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4年～50年
動産	2年～20年
 - (2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 5 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 6 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,463百万円であります。
 - (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により損益処理
数理計算上の差異：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により、翌事業年度から損益処理
なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。
 - (3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 7 リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 8 ヘッジ会計の方法
 - (イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相

関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、当事業年度は当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は15百万円（税効果額控除前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当事業年度において、当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更 当事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当事業年度から適用しております。

当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は15,310百万円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

表示方法の変更 当事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。

- (1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (2) 繰延ヘッジ損失として「その他資産」に計上していたヘッジ手段に係る評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として表示しております。
- (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
 - ① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示しております。
 - ② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
- (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に表示しております。

注記事項 当事業年度（平成19年3月31日）

（貸借対照表関係）

- ※1 関係会社の株式総額 517百万円
- ※2 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券はございません。
また、使用貸借又は質貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の社債に149百万円含まれております。
- ※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,675百万円、延滞債権額は8,273百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- ※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は33百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,469百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,451百万円であります。
 なお、上記※3から※6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,297百万円であります。
- ※8 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 預け金 100百万円
 担保資産に対応する債務はありません。
 上記のほか、為替決済、日本銀行蔵入代理店等の取引の担保として、預け金9百万円及び有価証券14,284百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は8百万円であります。
- ※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、35,180百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが8,493百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,960百万円
- ※11 有形固定資産の減価償却累計額 4,191百万円
- ※12 有形固定資産の圧縮記帳額 316百万円（当事業年度圧縮記帳額 1百万円）
- ※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金900百万円が含まれております。
- ※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,145百万円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 （千株）	当事業年度増加株式数 （千株）	当事業年度減少株式数 （千株）	当事業年度末株式数 （千株）	摘 要
自己株式					
普通株式	97	11	4	104	（注）
合 計	97	11	4	104	

（注）増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

(リース取引関係) 当事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
- リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	
動産	376百万円
その他	7百万円
合計	<u>383百万円</u>

減価償却累計額相当額	
動産	216百万円
その他	4百万円
合計	<u>220百万円</u>

期末残高相当額	
動産	160百万円
その他	2百万円
合計	<u>162百万円</u>

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

未経過リース料期末残高相当額	
1年内	72百万円
1年超	90百万円
合計	<u>162百万円</u>

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当期の支払リース料	77百万円
減価償却費相当額	77百万円
減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	

(有価証券関係)

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
当事業年度(平成19年3月31日現在)
該当事項はありません。

(税効果会計関係) 当事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,131百万円
貸出金償却損金不算入額	326百万円
減価償却費損金算入限度超過額	241百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	100百万円
その他有価証券評価差額金	58百万円
その他	101百万円
繰延税金資産小計	1,959百万円
評価性引当額	△14百万円
繰延税金資産合計	1,944百万円
繰延税金負債	△2百万円
繰延税金負債合計	△2百万円
繰延税金資産の純額	1,942百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.43%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.28
住民税等均等割	2.22
その他	△0.23
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.69

(1株当たり情報)

		当事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	円	329.37	
1株当たり当期純利益	円	6.49	

(注) 1 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は19銭減少しております。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当事業年度末(平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額			
純資産の部の合計額	百万円	15,301	
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	
(うち新株予約権)	百万円	—	
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	15,301	
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	46,455	

3 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)	
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	301	
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	
普通株式に係る当期純利益	百万円	301	
普通株式の期中平均株式数	千株	46,459	

4 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

利益率

ROA

(単位%)

種類	期別	前事業年度	当事業年度	増減
総資産経常利益率		0.19	0.16	△ 0.03
総資産当期純利益率		0.11	0.09	△ 0.02

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100$

ROE

(単位%)

種類	期別	前事業年度	当事業年度	増減
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)		—	11.36	—
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)		11.81	11.36	△ 0.45
業務純益ベース		10.59	11.22	0.63
経常利益ベース(資本経常利益率)		4.17	3.40	△ 0.77
当期純利益ベース(資本当期純利益率)		2.41	1.97	△ 0.44

(注) 業務純益ベース = $\frac{\text{業務純益(一般貸倒引当金繰入前)}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

業務純益ベース = $\frac{\text{業務純益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

経常利益ベース = $\frac{\text{経常利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

当期純利益ベース = $\frac{\text{当期純利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

利鞘

(単位%)

種類	前事業年度			当事業年度		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	1.96	2.00	2.00	2.04	2.00	2.08
資金調達原価	1.62	0.46	1.63	1.68	0.52	1.69
総資金利鞘	0.34	1.54	0.37	0.36	1.48	0.39

業務粗利益

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資金運用収益	前事業年度	6,098	133	6,226
	当事業年度	6,461	146	6,594
資金調達費用	前事業年度	232	6	232
	当事業年度	479	13	479
資金運用収支	前事業年度	5,866	127	5,993
	当事業年度	5,982	132	6,114
役員取引等収益	前事業年度	741	9	750
	当事業年度	845	3	848
役員取引等費用	前事業年度	543	6	549
	当事業年度	574	1	576
役員取引等収支	前事業年度	198	2	200
	当事業年度	270	1	272
その他業務収益	前事業年度	277	7	284
	当事業年度	54	2	56
その他業務費用	前事業年度	12	—	12
	当事業年度	5	—	5
その他業務収支	前事業年度	264	7	271
	当事業年度	48	2	51
業務粗利益	前事業年度	6,329	137	6,466
	当事業年度	6,301	136	6,438
業務粗利益率	前事業年度	2.03%	2.05%	2.08%
	当事業年度	1.99%	1.87%	2.03%

- (注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。
 2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
 3 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

① 国内業務部門

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	前事業年度	(6,673) 310,468	(6) 6,098	1.96 %
	当事業年度	(7,273) 315,761	(12) 6,461	2.04
うち貸出金	前事業年度	213,803	5,476	2.56
	当事業年度	225,669	5,618	2.48
うち商品有価証券	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち有価証券	前事業年度	57,471	576	1.00
	当事業年度	61,993	680	1.09
うちコールローン	前事業年度	17,437	0	0.00
	当事業年度	11,450	20	0.18
うち買入手形	前事業年度	104	0	0.01
	当事業年度	10	0	0.22
うち預け金	前事業年度	13,918	21	0.15
	当事業年度	6,890	26	0.38
資金調達勘定	前事業年度	300,818	232	0.07
	当事業年度	305,529	479	0.15
うち預金	前事業年度	299,082	180	0.06
	当事業年度	303,811	432	0.14
うち譲渡性預金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うちコールマネー	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち売渡手形	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち借入金	前事業年度	1,736	21	1.23
	当事業年度	1,718	27	1.60

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前事業年度 209百万円、当事業年度 212百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	前事業年度	6,681	133	2.00 %
	当事業年度	7,271	146	2.00
うち貸出金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち商品有価証券	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち有価証券	前事業年度	6,648	133	2.01
	当事業年度	7,260	146	2.01
うちコールローン	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち買入手形	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち預け金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
資金調達勘定	前事業年度	(6,673)	(6)	0.09
	当事業年度	(7,273)	(13)	0.18
うち預金	前事業年度	15	0	0.00
	当事業年度	3	0	0.08
うち譲渡性預金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うちコールマネー	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち売渡手形	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うちコマースナル・ペーパー	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち借入金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—

(注) 1 無利息預け金の平均残高、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息はありません。

2 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

3 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末T1仲値を当該月のノンエクステンション取引に適用する方式)により算出しております。

③ 合計

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	前事業年度	310,476	6,226	2.00 %
	当事業年度	315,760	6,594	2.08
うち貸出金	前事業年度	213,803	5,476	2.56
	当事業年度	225,669	5,618	2.48
うち商品有価証券	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち有価証券	前事業年度	64,119	710	1.10
	当事業年度	69,254	826	1.19
うちコールローン	前事業年度	17,437	0	0.00
	当事業年度	11,450	20	0.18
うち買入手形	前事業年度	104	0	0.01
	当事業年度	10	0	0.22
うち預け金	前事業年度	13,918	21	0.15
	当事業年度	6,890	26	0.38
資金調達勘定	前事業年度	300,834	232	0.07
	当事業年度	305,533	479	0.15
うち預金	前事業年度	299,097	180	0.06
	当事業年度	303,814	432	0.14
うち譲渡性預金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うちコールマネー	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち売渡手形	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うちコマースナル・ペーパー	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち借入金	前事業年度	1,736	21	1.23
	当事業年度	1,718	27	1.60

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前事業年度 209百万円、当事業年度 212百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

受取利息・支払利息の増減

① 国内業務部門

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受取利息	前事業年度	170	△ 303	△ 133
	当事業年度	108	254	363
うち貸出金	前事業年度	△ 31	△ 134	△ 165
	当事業年度	295	△ 152	142
うち商品有価証券	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち有価証券	前事業年度	△ 16	27	10
	当事業年度	49	54	104
うちコールローン	前事業年度	0	△ 0	0
	当事業年度	△ 0	20	20
うち買入手形	前事業年度	0	—	0
	当事業年度	△ 0	0	0
うち預け金	前事業年度	14	△ 9	5
	当事業年度	△ 10	15	5
支払利息	前事業年度	6	25	31
	当事業年度	7	240	247
うち預金	前事業年度	4	32	36
	当事業年度	6	245	252
うち譲渡性預金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うちコールマネー	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち売渡手形	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うちコマースハルペーパー	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち借入金	前事業年度	0	△ 0	△ 0
	当事業年度	△ 0	6	6

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法によって算出しております。

② 国際業務部門

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受取利息	前事業年度	△ 9	15	6
	当事業年度	11	0	12
うち貸出金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち商品有価証券	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち有価証券	前事業年度	△ 9	15	6
	当事業年度	12	0	12
うちコールローン	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち買入手形	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち預け金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
支払利息	前事業年度	△ 0	1	0
	当事業年度	1	6	7
うち預金	前事業年度	△ 0	0	0
	当事業年度	△ 0	0	0
うち譲渡性預金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うちコールマネー	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち売渡手形	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うちコマースハルペーパー	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち借入金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法によって算出しております。

③ 合計

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受取利息	前事業年度	173	△ 301	△ 127
	当事業年度	110	257	368
うち貸出金	前事業年度	△ 31	△ 134	△ 165
	当事業年度	295	△ 152	142
うち商品有価証券	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち有価証券	前事業年度	△ 23	39	16
	当事業年度	61	55	116
うちコールローン	前事業年度	0	△ 0	0
	当事業年度	△ 0	20	20
うち買入手形	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	△ 0	0	0
うち預け金	前事業年度	14	△ 9	5
	当事業年度	△ 10	15	5
支払利息	前事業年度	6	25	31
	当事業年度	7	240	247
うち預金	前事業年度	4	32	36
	当事業年度	6	245	252
うち譲渡性預金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うちコールマネー	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち売渡手形	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うちコマースナル・ペーパー	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち借入金	前事業年度	0	△ 0	△ 0
	当事業年度	△ 0	6	6

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法によって算出しております。

業務純益

(金額単位 百万円)

区 分	前事業年度	当事業年度
業 務 純 益	1,601	1,718

役務取引の状況

(金額単位 百万円)

種 類	前事業年度			当事業年度		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
役務取引等収益	741	9	750	845	3	848
うち預金・貸出金業務	244	—	244	274	—	274
うち為替業務	202	9	211	199	3	202
うち証券関連業務	16	—	16	4	—	4
うち代理業務	28	—	28	22	—	22
うち保護預り・貸金庫業務	1	—	1	1	—	1
うち保証業務	12	—	12	18	—	18
うち投資信託窓販業務	84	—	84	159	—	159
うち保険窓販業務	150	—	150	165	—	165
役務取引等費用	543	6	549	574	1	576
うち為替業務	44	6	51	45	1	47

その他業務利益の内訳

(金額単位 百万円)

区 分	前事業年度			当事業年度		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
外国為替売買益	—	7	7	—	2	2
商品有価証券売買益	0	—	0	0	—	0
国債等債券売却損益	259	—	259	53	—	53
国債等債券償還損益	—	—	—	—	—	—
国債等債券償却	△ 1	—	△ 1	△ 3	—	△ 3
金融派生商品収益	5	—	5	—	—	—
金融派生商品費用	—	—	—	△ 1	—	△ 1
そ の 他	0	—	0	0	—	0
合 計	264	7	271	48	2	51

営業経費の内訳

(金額単位 百万円)

区 分	前事業年度	当事業年度	増 減
給 料 ・ 手 当	2,427	2,442	15
退 職 給 付 費 用	163	145	△ 18
福 利 厚 生 費	25	20	△ 5
減 価 償 却 費	231	225	△ 6
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	230	208	△ 22
営 繕 費	13	8	△ 5
消 耗 品 費	92	91	△ 1
給 水 光 熱 費	60	58	△ 2
旅 費	14	15	1
通 信 費	135	140	5
広 告 宣 伝 費	61	56	△ 5
租 税 公 課	222	239	17
そ の 他	1,109	1,151	42
計	4,788	4,803	15

(注) 損益計算書中の「営業経費」の内訳であります。

有価証券・金銭の信託・デリバティブ取引の時価等

■有価証券関係

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金ならびに「買入金銭債権」中の売掛債権信託受益権、貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

【前事業年度】

1 売買目的有価証券はありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

(金額単位 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち	
				益	損
国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	2,314	2,357	43	43	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—
社 債	1,455	1,436	△ 19	—	19
そ の 他	5,500	4,890	△ 609	13	622
合 計	9,269	8,684	△ 584	56	641

(注) 1 時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

(金額単位 百万円)

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				益	損
株 式	1,773	2,122	348	413	65
債 券	49,245	47,902	△ 1,342	19	1,361
国 債	21,588	20,882	△ 705	8	714
地 方 債	3,618	3,436	△ 181	2	183
短 期 社 債	—	—	—	—	—
社 債	24,038	23,583	△ 455	9	464
そ の 他	2,809	2,983	173	189	15
合 計	53,828	53,008	△ 820	622	1,442

(注) 1 貸借対照表計上額は、株式及びその他の証券中の受益証券については、当事業年度末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、株式及び受益証券以外については、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしておりますが、当事業年度における減損処理額はございません。
なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にあることであります。

4 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

5 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(金額単位 百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	13,164	421	15

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

(金額単位 百万円)

		金 額
満期保有目的の債券		3,449
譲渡性預け金		3,000
売掛債権信託受益権		99
非上場事業債		350
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式		517
子会社・子法人等株式		516
関連法人等株式		1
その他有価証券		427
非上場株式		191
組合出資		236

7 保有目的を変更した有価証券はありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成18年3月31日現在)

(金額単位 百万円)

		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券		8,164	22,528	14,857	6,472
国 債		3,831	4,073	8,603	4,374
地 方 債		221	3,385	2,144	—
短期社債		—	—	—	—
社 債		4,111	15,069	4,109	2,098
そ の 他		3,144	1,369	1,437	4,500
合 計		11,309	23,897	16,295	10,972

【当事業年度】

1 売買目的有価証券はありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

(金額単位 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち	
				益	損
国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	2,241	2,271	30	30	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—
社 債	1,269	1,249	△ 20	—	20
そ の 他	7,250	6,778	△ 471	21	493
合 計	10,760	10,299	△ 461	52	513

(注) 1 時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。
 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

(金額単位 百万円)

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				益	損
株 式	2,458	2,728	269	421	151
債 券	52,117	51,272	△ 845	98	944
国 債	23,156	22,691	△ 464	48	513
地 方 債	3,823	3,715	△ 107	7	115
短期社債	—	—	—	—	—
社 債	25,137	24,864	△ 272	42	315
そ の 他	4,049	4,480	430	505	74
合 計	58,625	58,480	△ 145	1,025	1,170

(注) 1 貸借対照表計上額は、株式及びその他の証券中の受益証券については、当事業年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、株式及び受益証券以外については、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしておりますが、当事業年度における減損処理額はございません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にあることであります。

4 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

5 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(金額単位 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	1,310	277	—

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

(金額単位 百万円)

	金 額
満期保有目的の債券	1,145
非上場事業債	1,145
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	517
子会社・子法人等株式	516
関連法人等株式	1
その他有価証券	432
非上場株式	197
組合出資	235

7 保有目的を変更した有価証券はありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

(金額単位 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	9,313	23,067	16,835	6,710
国 債	3,017	4,236	10,515	4,922
地 方 債	800	2,978	2,177	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	5,495	15,852	4,143	1,788
そ の 他	971	2,827	1,331	4,500
合 計	10,285	25,894	18,167	11,210

■金銭の信託関係

【前事業年度(平成18年3月31日現在)】

- 1 運用目的の金銭の信託はありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託はありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

【当事業年度(平成19年3月31日現在)】

- 1 運用目的の金銭の信託はありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託はありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

■その他有価証券評価差額金

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

【前事業年度(平成18年3月31日現在)】

(金額単位 百万円)

		金 額
評 価 差 額		△ 820
	そ の 他 の 有 価 証 券	△ 820
	そ の 他 の 金 銭 の 信 託	—
(+)	繰 延 税 金 資 産	331
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 488

【当事業年度(平成19年3月31日現在)】

(金額単位 百万円)

		金 額
評 価 差 額		△ 145
	そ の 他 の 有 価 証 券	△ 145
	そ の 他 の 金 銭 の 信 託	—
(+)	繰 延 税 金 資 産	58
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 86

■デリバティブ取引関係

【前事業年度末】

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行の利用するデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では為替予約取引（資金関連スワップを含む）、債券関連では債券店頭オプション、株式関連取引では株式店頭オプションであります。

(2) 取引に対する取組方針

お客様の多様化する資金運用・調達ニーズにお応えすることにより発生する金利・為替の市場変動リスクの回避や、当行の有価証券運用における効果的な手法としてデリバティブ取引を活用しております。

(3) 取引の利用目的

金利スワップ取引は、金利リスクを回避する目的として、為替予約は、外貨建債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避する目的で取り組んでおります。また、収益性の向上を目的とした債券店頭オプション、株式店頭オプションも限定的に取り組んでおります。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、金利・為替・価格変動などに伴う市場リスク、取引相手先の契約不履行により発生する信用リスク及び市場の混乱等により適切な価格で取引の出来なくなる市場流動性リスクがあります。

(5) リスク管理体制

デリバティブ取引については市場営業グループがその取引執行と管理を行い、本来の目的以外に使用されたり、一定の限度額や想定する資産の額を超えた取引を行うことを防止しております。

なお、取引の状況は日々担当役員及び関連部署へ、月1回取締役会に報告しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成18年3月31日現在）

（金額単位 百万円）

区 分	種 類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店 頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	1,055	1,055	△ 24	39
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合 計	—	—	△ 24	39

（注）1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

保証に準じた取引であり、記載対象から除いております。

【当事業年度末】

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行の利用するデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では為替予約取引（資金関連スワップを含む）、債券関連では債券店頭オプションであります。

(2) 取引に対する取組方針

お客様の多様化する資金運用・調達ニーズにお応えすることにより発生する金利・為替の市場変動リスクの回避や、当行の有価証券運用における効果的な手法としてデリバティブ取引を活用しております。

(3) 取引の利用目的

金利スワップ取引は、金利リスクを回避する目的として、為替予約は、外貨建債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避する目的で取り組んでおります。また、収益性の向上を目的とした債券店頭オプションも限定的に取り組んでおります。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、金利・為替・価格変動などに伴う市場リスク、取引相手先の契約不履行により発生する信用リスク及び市場の混乱等により適切な価格で取引の出来なくなる市場流動性リスクがあります。

(5) リスク管理体制

デリバティブ取引については市場営業グループがその取引執行と管理を行い、本来の目的以外に使用されたり、一定の限度額や想定する資産の額を超えた取引を行うことを防止しております。

なお、取引の状況は日々担当役員及び関連部署へ、月1回取締役会に報告しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

（金額単位 百万円）

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	950	950	△ 10	14
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△ 10	14

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当事項はありません。

預金業務

預金科目別期末残高

(金額単位 百万円)

種 類		期 別	国内業務部門	国際業務部門	合 計
預	流動性預金	前事業年度	100,206	—	100,206
		当事業年度	101,462	—	101,462
	うち有利息預金	前事業年度	82,099	—	82,099
		当事業年度	84,415	—	84,415
	定期性預金	前事業年度	195,520	—	195,520
		当事業年度	203,053	—	203,053
金	うち固定金利定期預金	前事業年度	189,599		189,599
		当事業年度	197,709		197,709
	うち変動金利定期預金	前事業年度	56		56
		当事業年度	64		64
そ の 他	前事業年度	5,478	3	5,481	
	当事業年度	4,120	3	4,124	
合 計	前事業年度	301,205	3	301,208	
	当事業年度	308,636	3	308,640	
譲渡性預金	前事業年度	—	—	—	
	当事業年度	—	—	—	
総 合 計	前事業年度	301,205	3	301,208	
	当事業年度	308,636	3	308,640	

- (注) 1 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

預金科目別平均残高

(金額単位 百万円)

種 類		期 別	国内業務部門	国際業務部門	合 計
預	流動性預金	前事業年度	102,874	—	102,874
		当事業年度	103,935	—	103,935
	うち有利息預金	前事業年度	77,765	—	77,765
		当事業年度	79,966	—	79,966
	定期性預金	前事業年度	194,934	—	194,934
		当事業年度	198,992	—	198,992
金	うち固定金利定期預金	前事業年度	188,938		188,938
		当事業年度	193,537		193,537
	うち変動金利定期預金	前事業年度	55		55
		当事業年度	61		61
そ の 他	前事業年度	1,272	15	1,287	
	当事業年度	883	3	886	
合 計	前事業年度	299,082	15	299,097	
	当事業年度	303,811	3	303,814	
譲渡性預金	前事業年度	—	—	—	
	当事業年度	—	—	—	
総 合 計	前事業年度	299,082	15	299,097	
	当事業年度	303,811	3	303,814	

- (注) 1 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

定期預金の残存期間別残高

(金額単位 百万円)

種類	期間 期別	3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	合計
		定期預金	前事業年度	43,769	35,608	69,138	14,395	
	当事業年度	44,012	37,150	67,366	20,669	17,864	10,710	197,773
うち固定金利 定期預金	前事業年度	43,763	35,602	69,125	14,380	19,055	7,671	189,599
	当事業年度	44,007	37,137	67,360	20,653	17,840	10,710	197,709
うち変動金利 定期預金	前事業年度	5	5	13	14	17	—	56
	当事業年度	5	12	6	15	24	—	64

1店舗当たり預金

(金額単位 百万円)

期別	営業店舗数			1店舗当たり預金額		
	国内店	海外店	合計	国内店	海外店	合計
前事業年度	34	—	34	8,859	—	8,859
当事業年度	34	—	34	9,077	—	9,077

従業員1人当たり預金

(金額単位 百万円)

期別	従業員数			従業員1人当たり預金額		
	国内店	海外店	合計	国内店	海外店	合計
前事業年度	390	—	390	772	—	772
当事業年度	397	—	397	777	—	777

(注) 従業員数は期中平均人員を記載しております。なお国内店の従業員数には本部人員を含んでおります。

個人・法人別預金残高(国内)

(金額単位 百万円)

	前事業年度	当事業年度	増減
個人	209,433	215,103	5,670
法人	72,275	71,550	△ 725
合計	281,708	286,654	4,946

財形貯蓄残高

(金額単位 百万円)

	前事業年度	当事業年度
財形貯蓄残高	1,384	1,396

貸出業務

貸出金期末残高

(金額単位 百万円)

種類	期別	国内業務部門		国際業務部門		合計
貸出金	手形貸付	前事業年度	27,720	—	—	27,720
		当事業年度	21,620	—	—	21,620
	証書貸付	前事業年度	166,302	—	—	166,302
		当事業年度	173,623	—	—	173,623
	当座貸越	前事業年度	31,168	—	—	31,168
		当事業年度	32,569	—	—	32,569
割引手形	前事業年度	4,579	—	—	4,579	
	当事業年度	4,297	—	—	4,297	
合計	前事業年度	229,771	—	—	—	229,771
	当事業年度	232,111	—	—	—	232,111

貸出金平均残高

(金額単位 百万円)

種類	期別	国内業務部門		国際業務部門		合計
貸出金	手形貸付	前事業年度	24,615	—	—	24,615
		当事業年度	23,294	—	—	23,294
	証書貸付	前事業年度	156,586	—	—	156,586
		当事業年度	168,369	—	—	168,369
	当座貸越	前事業年度	28,162	—	—	28,162
		当事業年度	30,082	—	—	30,082
割引手形	前事業年度	4,438	—	—	4,438	
	当事業年度	3,923	—	—	3,923	
合計	前事業年度	213,803	—	—	—	213,803
	当事業年度	225,669	—	—	—	225,669

(注) 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

貸出金の残存期間別残高

(金額単位 百万円)

種類	期別	期間						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	
貸出金	前事業年度	40,468	19,192	31,607	27,885	79,448	31,168	229,771
	当事業年度	36,322	19,726	31,659	24,281	87,551	32,569	232,111
うち変動金利	前事業年度		9,062	14,005	10,963	45,115	4,428	
	当事業年度		7,995	13,044	9,744	41,400	4,122	
うち固定金利	前事業年度		10,130	17,601	16,922	34,332	26,740	
	当事業年度		11,731	18,614	14,537	46,150	28,447	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区分をしておりません。

1店舗当たり貸出金

(金額単位 百万円)

期別	営業店舗数			1店舗当たり貸出金		
	国内店	海外店	合計	国内店	海外店	合計
前事業年度	34	—	34	6,757	—	6,757
当事業年度	34	—	34	6,826	—	6,826

従業員1人当たり貸出金

(金額単位 百万円)

期別	従業員数			従業員1人当たり貸出金		
	国内店	海外店	合計	国内店	海外店	合計
前事業年度	390	—	390	589	—	589
当事業年度	397	—	397	584	—	584

(注) 従業員数は期中人員を記載しております。なお国内店の従業員には本部人員を含んでおります。

貸倒引当金の期末残高及び期中増減

(金額単位 百万円)

区 分	前 事 業 年 度					当 事 業 年 度				
	期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	575	760	—	※ 575 ※ 洗替による 取崩額	760	760	782	—	※ 760 ※ 洗替による 取崩額	782
個別貸倒引当金	3,050	3,912	105	※ 2,945 ※ 主として税法 による取崩額	3,912	3,912	4,059	850	※ 3,061 ※ 主として税法 による取崩額	4,059
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	3,625	4,672	105	3,520	4,672	4,672	4,841	850	3,821	4,841

特定海外債権残高

該当ありません。

業種別貸出状況

(金額単位 百万円)

業 種 別	前 事 業 年 度			当 事 業 年 度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
国内店分 (除く特別国際金融取引勘定分)	24,522	229,771	100.00 %	23,557	232,111	100.00 %
製 造 業	440	19,294	8.40	412	17,606	7.59
農 業	20	150	0.06	13	67	0.03
林 業	4	279	0.12	6	146	0.06
漁 業	13	652	0.28	7	503	0.22
鉱 業	9	1,098	0.48	10	1,058	0.46
建 設 業	956	28,751	12.51	934	26,696	11.50
電気・ガス・熱供給・水道業	28	398	0.17	19	440	0.19
情 報 通 信 業	24	795	0.35	25	737	0.32
運 輸 業	119	4,202	1.83	114	4,042	1.74
卸 売 ・ 小 売 業	1,062	31,426	13.68	995	29,071	12.52
金 融 ・ 保 険 業	30	8,055	3.51	35	6,790	2.93
不 動 産 業	357	23,854	10.38	394	26,397	11.37
各 種 サ ー ビ ス 業	1,087	34,185	14.88	1,060	35,046	15.10
地 方 公 共 団 体	17	19,139	8.33	18	22,200	9.56
そ の 他	20,356	57,486	25.02	19,515	61,303	26.41

中小企業等貸出金

(単位 百万円、件、%)

	前事業年度	当事業年度	増 減
中小企業等貸出金残高 ①	197,721	199,379	1,658
総貸出金残高 ②	229,771	232,111	2,340
中小企業等貸出金比率 ①/②	86.05	85.89	△ 0.16
中小企業等貸出先件数 ③	24,463	23,502	△ 961
総貸出先件数 ④	24,522	23,557	△ 965
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	99.75	99.76	0.01

(注) 中小企業とは、資本金3億円(ただし、卸売業1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

貸出金の預金に対する比率(預貸率)

(金額単位 百万円)

期 別	区 分	貸出金(A)	預 金(B)	預 貸 率	
				(A) / (B)	期中平均
前 事 業 年 度	国内業務部門	229,771	301,205	76.28 %	71.48 %
	国際業務部門	—	3	0.00	0.00
	合 計	229,771	301,208	76.28	71.48
当 事 業 年 度	国内業務部門	232,111	308,636	75.20	74.27
	国際業務部門	—	3	0.00	0.00
	合 計	232,111	308,640	75.20	74.27

貸出金の担保別内訳

(金額単位 百万円)

種 類	前事業年度	当事業年度
有 価 証 券	14	15
債 権	4,184	3,997
商 品	—	—
不 動 産	66,523	68,724
そ の 他	131	123
計	70,853	72,860
保 証	76,551	77,853
信 用	82,366	81,397
合 計	229,771	232,111
(うち劣後特約付貸出金)	(—)	(—)

支払承諾見返の担保別内訳

(金額単位 百万円)

種 類	前事業年度	当事業年度
有 価 証 券	—	—
債 権	—	0
商 品	—	—
不 動 産	754	729
そ の 他	—	—
計	754	729
保 証	1,135	664
信 用	2,710	2,078
合 計	4,600	3,473

貸出金の使途別残高

(金額単位 百万円)

区 分	前事業年度		当事業年度	
	貸出金残高	構成比(%)	貸出金残高	構成比(%)
設 備 資 金	92,006	40.04	101,891	43.90
運 転 資 金	137,765	59.96	130,219	56.10
合 計	229,771	100.00	232,111	100.00

貸出金償却額

(金額単位 百万円)

区 分	前事業年度	当事業年度
貸 出 金 償 却 額	0	—

消費者ローン残高

(金額単位 百万円)

区 分	前事業年度	当事業年度	増 減
消費者ローン	48,608	52,866	4,258
うち住宅ローン残高	38,514	43,705	5,191
うちその他のローン残高	10,094	9,161	△ 933

(注) その他のローン残高には、カードローン残高を含めて記載しております。

為替業務、国際業務

内国為替取扱高

(口数単位 千口、金額単位 百万円)

区 分		前事業年度		当事業年度	
		口数	金額	口数	金額
送金為替	各地へ向けた分	618	317,615	651	346,542
	各地より受けた分	852	498,726	872	496,880
代金取立	各地へ向けた分	30	31,739	28	27,679
	各地より受けた分	39	44,487	35	40,116

外国為替取扱高

(金額単位 百万米ドル)

区 分		前事業年度	当事業年度
仕向為替	売渡為替	6	5
	買入為替	3	0
被仕向為替	支払為替	9	0
	取立為替	6	3
合 計		25	9

外貨建資産残高

(金額単位 百万米ドル)

区 分	前事業年度	当事業年度
外貨建資産残高	14	14

証券業務

有価証券期末残高

(金額単位 百万円)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計		
有価証券	国債	前事業年度	20,882	—	20,882	
		当事業年度	22,691	—	22,691	
	地方債	前事業年度	5,751	—	5,751	
		当事業年度	5,956	—	5,956	
	社債	前事業年度	25,388	—	25,388	
		当事業年度	27,279	—	27,279	
	株式	前事業年度	2,830	—	2,830	
		当事業年度	3,443	—	3,443	
	その他の証券	前事業年度	2,380	6,339	8,719	
		当事業年度	3,896	7,318	11,215	
		うち外国債券	前事業年度		6,339	6,339
			当事業年度		7,318	7,318
		うち外国株式	前事業年度		—	—
			当事業年度		—	—
合計	前事業年度	57,233	6,339	63,573		
	当事業年度	63,268	7,318	70,586		

有価証券平均残高

(金額単位 百万円)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計		
有価証券	国債	前事業年度	20,074	—	20,074	
		当事業年度	22,975	—	22,975	
	地方債	前事業年度	6,105	—	6,105	
		当事業年度	6,102	—	6,102	
	社債	前事業年度	25,824	—	25,824	
		当事業年度	26,756	—	26,756	
	株式	前事業年度	2,511	—	2,511	
		当事業年度	2,901	—	2,901	
	その他の証券	前事業年度	2,955	6,648	9,603	
		当事業年度	3,257	7,260	10,518	
		うち外国債券	前事業年度		6,648	6,648
			当事業年度		7,260	7,260
		うち外国株式	前事業年度		—	—
			当事業年度		—	—
合計	前事業年度	57,471	6,648	64,119		
	当事業年度	61,993	7,260	69,254		

有価証券の預金に対する比率(預証率)

(金額単位 百万円)

期別	区分	有価証券(A)	預金(B)	預証率	
				(A)/(B)	期中平均
前事業年度	国内業務部門	57,233	301,205	19.00%	19.21%
	国際業務部門	6,339	3	179,631.57	43,247.66
	合計	63,573	301,208	21.10	21.43
当事業年度	国内業務部門	63,268	308,636	20.49%	20.40%
	国際業務部門	7,318	3	206,218.76	206,850.25
	合計	70,586	308,640	22.87	22.79

有価証券の残存期間別残高

(金額単位 百万円)

種類	期間 期別	1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
		国債	前事業年度	3,831	4,073	8,603	4,374
	当事業年度	3,017	4,236	10,515	4,922	—	22,691
地方債	前事業年度	221	3,385	2,144	—	—	5,751
	当事業年度	800	2,978	2,177	—	—	5,956
短期社債	前事業年度	—	—	—	—	—	—
	当事業年度	—	—	—	—	—	—
社債	前事業年度	4,111	15,069	4,109	2,098	—	25,388
	当事業年度	5,495	15,852	4,143	1,788	—	27,279
株式	前事業年度	—	—	—	—	2,830	2,830
	当事業年度	—	—	—	—	3,443	3,443
その他の証券	前事業年度	44	1,369	1,437	4,500	1,367	8,719
	当事業年度	221	2,827	1,331	4,500	2,335	11,215
うち外国債券	前事業年度	19	818	1,000	4,500	—	6,339
	当事業年度	119	2,100	599	4,500	—	7,318
うち外国株式	前事業年度	—	—	—	—	—	—
	当事業年度	—	—	—	—	—	—

商品有価証券売買高

(金額単位 百万円)

種類	商品国債	商品地方債	商品政府保証債	合計
前事業年度	139	—	—	139
当事業年度	188	—	—	188

商品有価証券平均残高

(金額単位 百万円)

種類	商品国債	商品地方債	商品政府保証債	その他の商品有価証券	合計
前事業年度	—	—	—	—	—
当事業年度	—	—	—	—	—

公社債の引受

(金額単位 百万円)

	国債	地方債・政保債	合計
前事業年度	360	5,255	5,615
当事業年度	—	931	931

国債等公社債の窓口販売

(金額単位 百万円)

	国債	地方債・政保債	合計
前事業年度	194	254	449
当事業年度	251	50	301

投資信託の窓口販売

(金額単位 百万円)

	証券投資信託
前事業年度	3,598
当事業年度	6,271

株式等の状況

大株主の状況

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,987	6.41
島根銀行職員持株会	島根県松江市東本町二丁目35番地	1,751	3.76
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	800	1.71
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	378	0.81
株式会社もみじ銀行	広島県広島市中区胡町1番24号	372	0.79
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	332	0.71
株式会社パッケージ中澤	島根県松江市矢田町250番2号	305	0.65
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	289	0.62
須山木材株式会社	島根県出雲市白枝町139番地	264	0.56
株式会社玉屋	島根県松江市東津田町1270番1号	249	0.53
計	—	7,729	16.60

(注) 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、2,987千株であります。

所有者別状況

平成19年3月31日現在

区 分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未 満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法 人	外国法人等 個人 個人	個 人 その他	計		
株主数(人)	—	14	7	491	—	—	2,032	2,544	—
所有株式数(単元)	—	5,085	390	16,731	—	—	23,423	45,629	931,000
所有株式数の割合(%)	—	11.15	0.85	36.67	—	—	51.33	100.00	—

(注) 自己株式104,977株は、「個人その他」に104単元、「単元未満株式の状況」に977株含まれております。

配当政策

当行は、公共性・社会性を認識し、地域金融機関としての使命を遂行しながら、自己資本充実による経営体質の強化を図り、株主の皆様へ、継続かつ安定した配当を実施することを基本方針としております。

当行の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり5円(うち中間配当2円50銭)としております。

また、内部留保につきましては、店舗投資、機械化投資等に効率的に活用することと致します。

なお、当行は中間配当ができる旨を定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成18年11月20日 取締役会	116	2.50
平成19年6月27日 定時株主総会	116	2.50

従業員の状況

平成19年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
387 [36]	37.3	13.9	4,813

- (注) 1 従業員数は、出向者46人、嘱託及び臨時従業員38人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 当行の従業員組合は、島根銀行従業員組合と称し、組合員数は296人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

主要事業の内容

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、当行、(連結)子会社1社及び関連会社(持分法適用会社)1社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業務〕

当行の本店ほか支店33カ店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っており、中核業務と位置づけております。

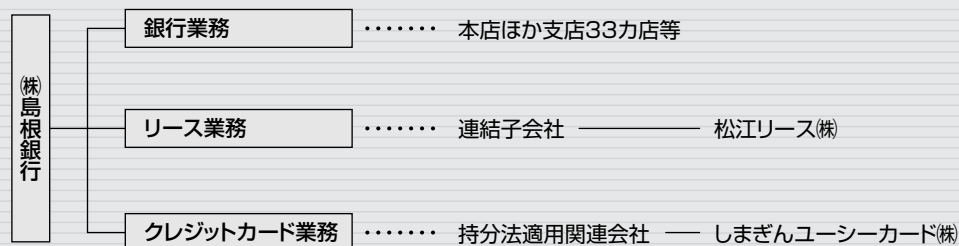
〔リース業務〕

連結子会社松江リース(株)においては、事業向け金融サービスの一環としてリース業務を展開しております。

〔クレジットカード業務〕

持分法適用関連会社しまぎんユーシーカード(株)においては、個人リテール戦略の一環としてクレジットカード業務を展開しております。

組織構成(事業系統図)



関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	設立年月日	議決権の 所有割合 (%)
(連結子会社) 松江リース(株)	島根県松江市西津田 一丁目5番18号	268	リース業務	昭和56年 4月25日	当行 98.50
(持分法適用関連会社) しまぎんユーシーカード(株)	島根県松江市朝日町 485番地8	30	クレジットカード業務	平成9年 10月22日	当行 5.00 子会社 30.33

業績等の概要

・業績

平成18年度のが国の経済情勢は、輸出が概ね横這いで推移する中、企業収益の改善や需要の増加などを受けて、設備投資が増加し、生産も緩やかに増加するなど企業部門は堅調に推移いたしました。一方、家計部門では所得の伸びが鈍化したことなどにより、個人消費が緩やかな増加から横這いへと転じているものの、全体としては景気は着実に回復を続け、戦後最長の「いざなぎ景気」を超える景気拡大となりました。

こうした中、当地山陰の経済情勢は、公共投資や住宅投資が減少しているものの、製造業の生産は増加し、雇用・所得情勢も総じて緩やかに改善しているほか、個人消費も緩やかに持ち直しつつあり、景気は一部に弱い動きが続いておりますが、総じてみれば緩やかに回復してまいりました。しかしながら、全国ベースと比較すると景気回復の実感が乏しい状況にあります。

金融面では、このような経済情勢等を踏まえ、平成18年7月と平成19年2月の二度に亘り、政策的に誘導する無担保コール翌日物金利の誘導目標の引き上げが実施され、長期に亘った超低金利政策に終止符が打たれました。これを受けて、各金融機関においても、金利の見直しを行なうなどの動きがみられました。

また、郵政改革、異業種の銀行業への参入、都市銀行のリテール分野への進出など金融環境が大きく変化する中で競争が更に激化してきております。こうした環境のもとで各金融機関は創意工夫による商品開発や独自のサービスを展開するとともに利用者保護ルールの徹底と利便性の向上、事業再生・中小企業金融の円滑化およびリスク管理の高度化等に向けた各種取り組みの実践に努めてまいりました。

(業績)

連結ベースの預金につきましては、個人向け仕組預金や特別金利円定期預金の販売などにより個人預金が増加し、全体では当連結会計年度中に73億円増加し3,082億円となりました。

また、貸出金は、住宅ローンを中心とした個人向け融資が増加するなど全体では当連結会計年度中に24億円増加し2,302億円となりました。

有価証券は、国債や事業債を中心とした運用に努めた結果、全体では当連結会計年度中に70億円増加し701億円となりました。

連結ベースの損益の状況につきましては、経常収益は貸出金利息などの資金運用収益や役員取引等収益の増加などにより全体では228百万円増収の10,027百万円となりました。一方、経常費用は預金利息や不良債権処理損失の増加により366百万円増加の9,383百万円となりました。この結果、経常利益は137百万円減益の644百万円となり、当期純利益は71百万円減益の389百万円となりました。

連結自己資本比率(国内基準)は、当連結会計年度より「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。その結果、平成19年3月期の連結自己資本比率(国内基準)は9.60%となっております。

また、事業の業種別セグメントの業績につきましては、銀行業では経常収益が301百万円増収の7,807百万円となりましたが、経常費用が411百万円増加したため、経常利益は110百万円減少し、544百万円となりました。

リース業では、経常費用が34百万円減少しましたが、経常収益が87百万円減少したため、経常利益は53百万円減少し、78百万円となりました。

クレジットカード業務を行うその他の事業につきましては、持分法による投資利益を2百万円計上いたしました。

・キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、預金の増加等により増加いたしましたが、有価証券の売却による収入の減少等によりキャッシュ・フローが減少したことから、当連結会計年度末の資金残高は、前連結会計年度末に比べ1,815百万円減少し4,852百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動により得られた資金は、6,759百万円(前連結会計年度は399百万円の使用)となりました。これは主に、貸出金の増加、コールローン等の増加によるキャッシュ・フローの減少を、預金の増加によるキャッシュ・フローの増加が上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は、8,339百万円(前連結会計年度は763百万円の使用)となりました。これは主に、有価証券の売却による収入、有価証券の償還による収入を有価証券の取得による支出が上回ったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動により使用した資金は、234百万円となりました。これは主に、配当金の支払によるものであります。

最近5年間の主要な経営指標等の推移

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)	(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
連結経常収益	百万円	10,268	10,040	9,567	9,799	10,027
連結経常利益	百万円	660	661	733	781	644
連結当期純利益	百万円	377	476	449	460	389
連結純資産額	百万円	13,483	14,583	15,408	15,268	15,832
連結総資産額	百万円	317,592	319,071	323,211	328,660	335,524
1株当たり純資産額	円	289.76	313.53	331.50	328.61	340.48
1株当たり当期純利益	円	8.11	10.24	9.65	9.91	8.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.20	8.83	9.44	9.21	9.60
連結自己資本利益率	%	2.76	3.39	2.99	3.00	2.50
連結株価収益率	倍	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,689	11,659	4,510	△ 399	6,759
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	258	△ 14,926	△ 1,346	△ 763	△ 8,339
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 838	△ 238	△ 241	△ 237	△ 234
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	8,665	5,155	8,069	6,667	4,852
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	420 [41]	401 [40]	398 [43]	396 [42]	399 [40]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。また、有価証券の私券による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、平成18年度から相殺しております。
 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出してあります。また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載していません。
 5 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してあります。当行は国内基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してあります。
 6 連結株価収益率については、非上場・非登録のため記載していません。

連結貸借対照表

(金額単位 百万円)

期 別 科 目	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(資産の部)				
現金預け金	15,334	4.67	10,477	3.12
コールローン及び買入手形	8,000	2.44	10,500	3.13
買入金銭債権	99	0.03	750	0.22
有価証券	63,077	19.19	70,114	20.90
貸出金	227,838	69.32	230,267	68.63
外国為替	4	0.00	5	0.00
その他資産	1,323	0.40	1,831	0.55
動産不動産	10,837	3.30	—	—
有形固定資産	—	—	10,397	3.10
建物	—	—	1,095	
土地	—	—	3,850	
その他の有形固定資産	—	—	5,451	
無形固定資産	—	—	618	0.18
ソフトウェア	—	—	375	
その他の無形固定資産	—	—	242	
繰延税金資産	2,309	0.70	2,028	0.60
支払承諾見返	4,600	1.40	3,473	1.04
貸倒引当金	△ 4,766	△ 1.45	△ 4,939	△ 1.47
資産の部合計	328,660	100.00	335,524	100.00

(金額単位 百万円)

科目	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(負債の部)				
預金	300,880	91.55	308,205	91.86
借入金	5,085	1.55	5,306	1.58
社債	200	0.06	160	0.05
その他負債	1,274	0.39	1,342	0.40
退職給付引当金	283	0.08	247	0.07
役員退職慰労引当金	175	0.05	101	0.03
再評価に係る繰延税金負債	855	0.26	855	0.25
連結調整勘定	22	0.01	—	—
支払承諾	4,600	1.40	3,473	1.04
負債の部合計	313,378	95.35	319,692	95.28
(少数株主持分)				
少数株主持分	13	0.00	—	—
(資本の部)				
資本金	6,400	1.95	—	—
資本剰余金	235	0.07	—	—
利益剰余金	8,026	2.44	—	—
土地再評価差額金	1,121	0.34	—	—
その他有価証券評価差額金	△ 488	△ 0.15	—	—
自己株式	△ 26	△ 0.00	—	—
資本の部合計	15,268	4.65	—	—
負債、少数株主持分及び資本の部合計	328,660	100.00	—	—
(純資産の部)				
資本金	—	—	6,400	1.91
資本剰余金	—	—	235	0.07
利益剰余金	—	—	8,184	2.44
自己株式	—	—	△ 28	△ 0.00
株主資本合計	—	—	14,791	4.42
その他有価証券評価差額金	—	—	△ 86	△ 0.03
繰延ヘッジ損益	—	—	△ 8	△ 0.00
土地再評価差額金	—	—	1,121	0.33
評価・換算差額等合計	—	—	1,026	0.30
少数株主持分	—	—	15	0.00
純資産の部合計	—	—	15,832	4.72
負債及び純資産の部合計	—	—	335,524	100.00

連結損益計算書

(金額単位 百万円)

科目	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益	9,799	100.00	10,027	100.00
資金運用収益	6,172		6,549	
貸出金利息	5,423		5,574	
有価証券利息配当金	710		826	
コールローン利息及び買入手形利息	0		20	
預け金利息	21		27	
その他の受入利息	16		100	
役務取引等収益	749		847	
その他業務収益	284		55	
その他経常収益	2,593		2,574	
経常費用	9,017	92.02	9,383	93.57
資金調達費用	300		555	
預金利息	180		432	
借入金利息	90		103	
その他の支払利息	30		19	
役務取引等費用	549		576	
その他業務費用	12		5	
営業経費	4,796		4,799	
その他経常費用	3,357		3,446	
貸倒引当金繰入額	1,227		1,020	
その他の経常費用	2,129		2,425	
経常利益	781	7.98	644	6.43
特別利益	26	0.27	21	0.22
償却債権取立益	26		21	
特別損失	18	0.19	7	0.08
動産不動産処分損	18		—	
固定資産処分損	—		7	
税金等調整前当期純利益	789	8.06	658	6.57
法人税、住民税及び事業税	673	6.88	266	2.66
過年度未払法人税等戻入額	—	—	△ 11	△ 0.11
法人税等調整額	△ 345	△ 3.53	11	0.11
少数株主利益	1	0.01	1	0.02
当期純利益	460	4.70	389	3.89

連結剰余金計算書

(金額単位 百万円)

科目	期別	前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	
		金額	
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高			235
資本剰余金増加高			—
資本剰余金減少高			—
資本剰余金期末残高			235
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高			7,798
利益剰余金増加高			469
合併による未処分利益引継額			8
当期純利益			460
利益剰余金減少高			241
連結子会社合併による減少額			8
配当金			232
利益剰余金期末残高			8,026

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(金額単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	6,400	235	8,026	△ 26	14,635
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△ 116	—	△ 116
剰余金の配当	—	—	△ 116	—	△ 116
当期純利益	—	—	389	—	389
自己株式の取得	—	—	—	△ 3	△ 3
自己株式の処分	—	—	—	1	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	157	△ 2	155
平成19年3月31日残高	6,400	235	8,184	△ 28	14,791

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	△ 488	—	1,121	632	13	15,282
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△ 116
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 116
当期純利益	—	—	—	—	—	389
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 3
自己株式の処分	—	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	402	△ 8	—	393	1	395
連結会計年度中の変動額合計	402	△ 8	—	393	1	550
平成19年3月31日残高	△ 86	△ 8	1,121	1,026	15	15,832

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

連結キャッシュ・フロー計算書

(金額単位 百万円)

科 目	期 別	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金 額	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		789	658
減価償却費		1,746	1,776
連結調整勘定償却額		△ 22	—
のれん償却額		—	△ 22
持分法による投資損益(△)		0	△ 2
貸倒引当金の増減(△)額		791	173
退職給付引当金の増減(△)額		△ 9	△ 35
役員退職慰労引当金の増減(△)額		9	△ 74
資金運用収益		△ 6,172	△ 6,549
資金調達費用		300	555
有価証券関係損益(△)		△ 406	△ 271
為替差損益(△)		△ 1	△ 0
動産不動産処分損益(△)		128	—
有形固定資産処分損益(△)		—	191
無形固定資産処分損益(△)		—	5
貸出金の純増(△)減		△ 7,780	△ 2,428
預金の純増減(△)		5,806	7,325
借入金(劣後特約借入金を除く)の純増減(△)		513	221
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減		△ 2,894	3,041
コールローン等の純増(△)減		900	△ 3,150
普通社債の発行・償還による純増減(△)		200	△ 40
外国為替(資産)の純増(△)減		15	△ 0
外国為替(負債)の純増減(△)		△ 0	△ 0
資金運用による収入		6,299	6,575
資金調達による支出		△ 258	△ 358
その他		148	△ 145
小計		105	7,443
法人税等の支払額		△ 505	△ 684
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 399	6,759
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 22,173	△ 17,654
有価証券の売却による収入		13,496	1,552
有価証券の償還による収入		9,973	9,901
動産不動産の取得による支出		△ 2,121	—
有形固定資産の取得による支出		—	△ 1,762
無形固定資産の取得による支出		—	△ 401
動産不動産の売却による収入		62	—
有形固定資産の売却による収入		—	25
無形固定資産の売却による収入		—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 763	△ 8,339
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
自己株式の取得による支出		△ 5	△ 3
自己株式の売却による収入		0	1
配当金支払額		△ 232	△ 232
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 237	△ 234
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△ 1	0
V 現金及び現金同等物の増減(△)額		△ 1,401	△ 1,815
VI 現金及び現金同等物の期首残高		8,069	6,667
VII 現金及び現金同等物の期末残高		6,667	4,852

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 1社
会社名 松江リース株式会社
(2) 非連結子会社 0社

2 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社 0社
(2) 持分法適用の関連会社 1社
会社名 しまぎんユーシーカード株式会社
(3) 持分法非適用の非連結子会社 0社
(4) 持分法非適用の関連会社 0社

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月末日であります。

4 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式及び受益証券以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
① 有形固定資産
建物 定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。
ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用し、税法基準の160%の償却率による。
動産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。
その他 税法の定める方法による。ただし、構築物は税法基準の160%の償却率による。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：4年～50年
動産：2年～20年
連結される子会社のリース資産については、リース期間定額法、その他の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。
- ② 無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,463百万円であります。
連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を動案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を動案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- (6) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により損益処理
数理計算上の差異：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(8) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結子会社の外貨建資産・負債は該当ありません。

(9) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、当連結会計年度は当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は15百万円（税効果額控除前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当連結会計年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

(11) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当連結会計年度（自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当連結会計年度から適用しております。

当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は15,826百万円であります。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。

表示方法の変更 当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

（連結貸借対照表関係）

- (1) 繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として表示しております。
- (2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
これにより、従来の「動産不動産」中の土地建物動産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として表示しております。
また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。
- (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に表示しております。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

- (1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。
- (2) 「動産不動産処分損益（△）」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「有形固定資産処分損益（△）」、「無形固定資産処分損益（△）」として表示しております。
また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。

注記事項 当連結会計年度（平成19年3月31日）

（連結貸借対照表関係）

- ※1 有価証券には、関連会社の株式24百万円を含んでおります。
- ※2 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券はございません。
- ※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,675百万円、延滞債権額は8,281百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は33百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,469百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,459百万円であります。
なお、上記※3から※6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,297百万円であります。
- ※8 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金 100百万円
有価証券 149百万円
担保資産に対応する債務
借入金 390百万円
上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金9百万円及び有価証券14,284百万円を差し入れております。
また、借入金3,389百万円及び社債に対する銀行保証160百万円の担保として、簿外資産であるリース債権等3,534百万円を差し入れております。
なお、前連結会計年度末においては、借入金3,329百万円及び社債に対する銀行保証200百万円の担保として、簿外資産であるリース債権等3,659百万円を差し入れております。
その他資産のうち保証金は8百万円であります。

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、34,780百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが8,093百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,960百万円

※11 有形固定資産の減価償却累計額 12,268百万円

※12 有形固定資産の圧縮記帳額 316百万円（当連結会計年度圧縮記帳額 -百万円）

※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金900百万円が含まれております。

※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,145百万円であります。

（会計方針の変更）

上記保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,145百万円減少しております。

※15 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 72百万円

（連結損益計算書関係）

※1 その他の経常費用には、債権売却損368百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	46,560	—	—	46,560	
合 計	46,560	—	—	46,560	
自己株式					
普通株式	97	11	4	104	(注)
合 計	97	11	4	104	

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	116	2.50	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	116	2.50	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	116	利益剰余金	2.50	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係) 当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定	10,477百万円
定期預け金	△ 2,189百万円
普通預け金	△ 893百万円
その他	△ 2,542百万円
現金及び現金同等物	4,852百万円

(2) 重要な非資金取引の内容
該当ありません。

(リース取引関係) 当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(貸手側)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高

取得価額	
動産	12,990百万円
その他	767百万円
合計	13,757百万円

減価償却累計額

動産	7,911百万円
その他	540百万円
合計	8,452百万円

年度末残高

動産	5,079百万円
その他	226百万円
合計	5,305百万円

・未経過リース料年度末残高相当額

1年内	1,868百万円
1年超	3,943百万円
合計	5,811百万円

・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

受取リース料	2,047百万円
減価償却費	1,491百万円
受取利息相当額	60百万円

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当行は規約型確定給付企業年金制度及び企業年金基金制度を設けておりましたが、平成18年4月1日より規約型確定給付企業年金制度に統合しております。

連結子会社については、中小企業退職金共済制度に加入しており、退職給付債務の計算は行っておりません。

2 退職給付債務に関する事項

(金額単位 百万円)

区 分	当連結会計年度(平成19年3月31日)	
	金 額	
退職給付債務 (A)	△ 1,584	
年金資産 (B)	912	
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△ 672	
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	379	
未認識数理計算上の差異 (E)	135	
未認識過去勤務債務 (F)	△ 89	
連結貸借対照表計上額純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	△ 247	
前払年金費用 (H)	—	
退職給付引当金 (G) - (H)	△ 247	

(注) 臨時に支払う退職金は含めておりません。

3 退職給付費用に関する事項

(金額単位 百万円)

区 分	当連結会計年度(平成19年3月31日)	
	金 額	
勤務費用	80	
利息費用	35	
期待運用収益	△ 22	
過去勤務債務の費用処理額	△ 19	
数理計算上の差異の費用処理額	23	
会計基準変更時差異の費用処理額	47	
その他(臨時に支払った退職金等)	—	
退職給付費用	145	

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	当連結会計年度(平成19年3月31日)
(1) 割引率	2.4%
(2) 期待運用収益率	規約型確定給付企業年金制度 3.00%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	12年 (発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定率法による)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	12年 (発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定率法による)
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	15年

(税効果会計関係) 当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,172百万円
貸出金償却損金不算入額	326百万円
減価償却費損金算入限度超過額	241百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	100百万円
その他有価証券評価差額金	58百万円
その他	145百万円
繰延税金資産小計	2,044百万円
評価性引当額	△14百万円
繰延税金資産合計	2,030百万円
繰延税金負債	△2百万円
繰延税金負債合計	△2百万円
繰延税金資産の純額	2,028百万円

2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

当該差異が法定実効税率の5/100以下のため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

		当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	円	340.48	
1株当たり当期純利益	円	8.39	

(注) 1 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は19銭減少しております。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度末(平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額			
純資産の部の合計額	百万円	15,832	
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	15	
(うち新株予約権)	百万円	-	
(うち少数株主持分)	百万円	15	
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	15,817	
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	46,455	

3 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	389	
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	
普通株式に係る当期純利益	百万円	389	
普通株式の期中平均株式数	千株	46,459	

4 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

連結リスク管理債権

(金額単位 百万円)

債権の区分	平成18年3月31日	平成19年3月31日
破綻先債権額	1,934	1,675
延滞債権額	7,633	8,281
3ヵ月以上延滞債権額	28	33
貸出条件緩和債権額	3,705	3,469
合計	13,301	13,459

セグメント情報

事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(金額単位 百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	計	消去又は全社	連結
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	7,448	2,351	—	9,799	—	9,799
(2) セグメント間の内部 経常収益	58	96	—	155	(155)	—
計	7,506	2,447	—	9,954	(155)	9,799
経常費用	6,852	2,316	0	9,169	(151)	9,017
経常利益(△は経常損失)	654	131	△ 0	785	3	781
II 資産、減価償却費及び 資本的支出						
資産	324,847	6,756	—	331,604	(2,944)	328,660
減価償却費	231	1,514	—	1,746	—	1,746
資本的支出	97	2,050	—	2,147	—	2,147

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他の事業…クレジットカード業

当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(金額単位 百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	計	消去又は全社	連結
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	7,761	2,263	2	10,027	—	10,027
(2) セグメント間の内部 経常収益	46	97	—	144	(144)	—
計	7,807	2,360	2	10,171	(144)	10,027
経常費用	7,263	2,282	—	9,545	(162)	9,383
経常利益	544	78	2	625	18	644
II 資産、減価償却費及び 資本的支出						
資産	331,401	7,067	—	338,468	(2,944)	335,524
減価償却費	225	1,551	—	1,776	—	1,776
資本的支出	595	1,569	—	2,164	—	2,164

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他の事業…クレジットカード業

所在地別セグメント情報

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

国際業務経常収益

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示

銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号。以下「規則」という。)第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(平成19年3月23日 金融庁告示第15条、いわゆるバーゼルⅡ第3の柱(市場規律))として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、本章で開示しております。

【定性的な開示事項】

1. 連結の範囲に関する事項

イ.自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

- ・連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社のうち、自己資本比率告示第26条第1項に該当し、「連結財務諸表規則第5条第2項の規定を適用しないものとする」としている金融子会社および同条第2項に該当し、保険子法人等として連結グループより除かれている子法人等はありません。

ロ.連結子会社の数ならびに連結子会社の名称および主要な業務の内容

連結子会社数	連結子会社の名称および業務の内容
1社	松江リース株式会社(リース業)

ハ.自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに主要な金融業務を営む関連法人等の名称および主要な業務の内容

- ・該当ございません。

ニ.自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数ならびに主要な会社の名称および主要な業務の内容

- ・該当ございません。

ホ.銀行法(昭和56年法律第59号。以下「法」という。)第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものまたは同項第12号に掲げる会社であって、連結子会社に属していない会社の数ならびに主要な会社の名称および主要な業務の内容

- ・該当ございません。

ヘ.連結子会社内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要

- ・連結子会社内の資金および自己資本の移動に係る制限等はありません。

2. 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段		概要
普通株式	45百万株	完全議決権株式
期限付劣後債務(注)	900百万円	—

(注)期限付劣後債務につきましては、自己資本比率算出上では補完的項目(Tier2)に算入しておりません。

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、自己資本管理が戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、自己資本充実度の評価・モニタリング・コントロール手法等の重要性を踏まえ、自己資本管理の状況を的確に認識し、適正な自己資本管理態勢を整備・確立することにより、リスクに見合った十分な自己資本の維持・増強を図ることを目的に、「自己資本管理規程」を制定しております。

具体的な自己資本充実度の評価方法につきましては、①信用リスクについては、大口与信先の要管理先以下債権の非保全部分が損失となった場合の自己資本に与える影響、②市場リスクについては、金利リスク、株リスク等の所要自己資本の額が自己資本に与える影響、③オペレーショナル・リスクについては、バーゼルⅡ標準的手法における基礎的手法の額が自己資本に与える影響等についてモニタリングを行い、問題点等改善すべき点の有無を確認し、十分な自己資本を確保するよう努めております。

4. 信用リスクに関する事項

イ.信用リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産(オフ・バランス含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、信用リスク管理態勢の整備・確立は、業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であることを認識し、次に掲げる項目を管理することとしております。

(1) 与信先に対する中間管理

信用格付を有効活用することによる個々の与信先管理。

(2) ポートフォリオ管理

「(1) 与信先に対する中間管理」が個々の与信先管理であるのに対して、小口分散等を中心としたポートフォリオ管理。

(3) 担保・保証管理

デフォルト時の損失を最小化する管理。

具体的な管理方法等については、審査機能としての役割として、与信先の財務状況、資金使途および返済財源等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性を踏まえて適切な審査および管理を行うこと、中小・零細企業等である
与信先については、継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努め、きめ細かな経営相談および経営指導等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組むこととしております。

与信管理機能としての役割としては、融資基本方針に基づく「行内格付制度」を主体とした信用リスクの管理強化を行っており、債務者の財務内容、格付機関による格付および信用調査機関の情報等に基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて格付を付与し、与信管理、与信ポートフォリオのモニタリング等を行い、モニタリング結果を定期的に経営に報告しております。

また、問題債権の管理機能としての役割として、問題債権が当行の経営の健全性に与える影響を認識し、問題債権として管理が必要な債権を早期に把握し、必要に応じて再建計画の策定の指導や整理・回収に努めております。

(4) 自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準および償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っております。

資産の自己査定については、各営業店が第一次の査定を行い、専担部門が第二次の査定およびその結果に基づく償却・引当の算定を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、期末債権額に、過去の貸倒実績率に基づき算出した予想損失率を乗じた額を予想損失額として見積もり、一般貸倒引当金に計上しております。「破綻懸念先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額に、過去の貸倒実績率に基づき算出した予想損失率を乗じた額を予想損失額として見積もり、個別貸倒引当金に計上しております。「破綻先」「実質破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額を予想損失額として、直接償却または個別貸倒引当金に計上を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

ロ.標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、保有資産のリスク・ウェイトを判定する上で、エクスポージャーごとに以下の適格格付機関を使用しております。

エクスポージャー区分	適格格付機関の名称
法人向けエクスポージャー	(株)格付投資情報センター (R&I)、(株)日本格付研究所 (JCR)
法人向けエクスポージャー以外のエクスポージャー	(株)格付投資情報センター (R&I)、(株)日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

但し、複数の資産を裏付けとする資産(いわゆる「ファンド」)については、適格格付機関5社の中から、各投信会社が定めた適格格付機関を使用しております。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスクの削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っておりますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保

では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めております。保証では、信用保証協会、信用保証会社、クレジット会社、政府関係機関および、地方公共団体による保証が主となっております。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「融資業務規程」「融資業務取扱要領」等の行内規程に基づいて、適切な取扱いを行っております。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、「不動産担保評価規程」を定めております。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引を対象としており、「融資業務取扱要領」等の行内規程に基づいて手続を行っております。

なお、自己資本比率算出にあたっては、「自己資本管理規程」「信用リスク・アセット算出要領」を制定し、金融庁告示の要件を満たす適格担保および適格保証、および、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しております。適格担保の内容としては自行預金、国債、上場株式等、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものであります。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物取引があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎に信用状況に見合った信用リスク限度枠を設定し、カレント・エクスポージャー方式^(注)により算出したリスク量が、限度枠を超過しないように管理しています。また、当行では、派生商品取引等のオフバランス取引の信用リスク限度枠と、貸出等のオンバランス取引の与信額を合計した総与信枠の管理を行っております。

なお、当行では、派生商品取引に係る担保による保全や引当の算定は行っておりません。

また、一部の派生商品取引では、当行の信用力が低下した場合に、追加的な担保提供が必要となることがありますが、当行は担保として提供可能な資産を充分保有しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ.証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当行は、証券化取引へのオリジネーターやサービサー等としての関与はありません。当行は、投資家として、当行以外のオリジネーターによる証券化商品を購入しております。

当行が保有する証券化エクスポージャーに関しましては、裏付資産の状況（デフォルト率、期限前償還比率等）、金利動向、証券化市場の動向、適格格付機関による格付情報等について、市場営業グループがモニタリングを行っております。

ロ.証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額算出に使用する方式

・当行では、「標準的手法」により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額を算出しております。

ハ.オリジネーターとして関与する証券化取引の会計方針

・当行は証券化取引へのオリジネーターとしての関与はありません。

ニ.証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定には、適格格付機関である(株)格付投資情報センター（R&I）、(株)日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）の格付を使用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ.オペレーショナル・リスク管理の方針および手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「リスク管理規程」に基づく「リスク管理細則」を制定し、オペレーショナル・リスク管理については、総合的にリスクを特定し、リスクの顕在化を未然に防止したり、顕在化したリスクを早期発見・処置したりするコントロールプロセスを構築し、銀行業務すべてに関する事故・損失を最小限に抑止することを基本方針としております。また、連結子会社に所在するリスクに関しても、法令等に抵触しない範囲において総合的に管理することとしております。

具体的な管理体制としては、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの6つに分けて捉え「リスク管理細則」に基づき、統括管理部署である総合企画グループと各リスクを所管する業務管理グループ、人事財務グループが連携し、当行が直面する法務、人的、有形資産および風評等のリスクについて、それぞれのリスクを認識し適切な管理を行っております。

ロ.オペレーショナル・リスク相当額算出に使用する手法

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」^(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の最近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

9. 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続

株式等のリスク管理につきましては、市場リスク管理担当部門において、定期的にリスクを評価し、その状況について、経営への報告を行っております。

株式等の価格変動リスクの計測は、バリュー・アット・リスク (VaR) により行っております。

株式等の評価については、子会社株式および関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日前1ヵ月の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ.市場リスクのリスク管理の方針および手続の概要

市場リスクとは、金利、為替および株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し、損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行では、銀行全体の収益力向上に資する市場取引の実施とそれに沿った市場リスク管理を行うことを基本方針としており、現状のポジションや損益状況を把握し、かつ今後の見通しを踏まえ、ALM (Asset & Liability Management) の一環としてリスク量を適切にコントロールしながら、収益増強を目指しております。

具体的な管理方法等については、「リスク管理規程」に基づく「リスク管理細則」を制定し、ALM管理部門によりバンキング勘定全体の資産・負債の現在価値(または期間収益)に影響を与えるリスクの管理等を行っております。その中で、VaR分析、シナリオイールド別NPV分析、金利感応分析(BPV分析)等により、金利リスクおよび株リスク等の市場リスク量の計測を行い、その状況については、定期的に経営に報告を行っております。また、過去のVaR値計測結果(予測)と実際の現在価値変動額(実績)を時系列で比較検証することにより、VaR値計測のモデルや算出したVaR値の妥当性を検証するバックテストの実施や、ストレス・テストより、金利・株式市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算し、これらについても、定期的に経営に報告を行っております。

ロ.銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行では、バンキング勘定全体の資産・負債における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、VaR分析^(注1)、BPV分析^(注2)およびギャップ分析^(注3)などの計測手法を用いて、計量しております。また、バックテストにより、計量結果の検証を行っております。

その他、ストレス・テストにより金利が大きく変動した場合等に想定しうる金利リスク量や損失額等の把握を行っております。

(注1) バリュー・アット・リスク (VaR) …一定の確立の下の予想最大損失額

(注2) ベーシス・ポイント・バリュー (BPV) …金利が0.01%変化した場合の時価損益の変化

(注3) ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法

なお、金利リスクの算定にあたっては、預金や貸出金の期限前解約・返済は考慮していません。また、普通預金など満期のない預金については、期間を3か月以内として算定しております。

【定量的な開示事項】（平成19年3月期）

1. 非連結子会社で控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当会社はございません。

2. 自己資本の構成および自己資本比率に関する事項

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。なお、平成18年3月31日の計数は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という）に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目		平成18年3月31日(旧基準)	平成19年3月31日(新基準)
基本的項目 (Tier1)	資本金	6,400	6,400
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	235	235
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	948	971
	任意積立金	5,572	—
	次期繰越利益	962	—
	その他利益剰余金	—	6,696
	その他	—	—
	自己株式(△)	26	28
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流失予定額(△)	—	116
	その他有価証券の評価差損(△)	488	86
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	13,602	14,072	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券等(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%相当額	889	889
	一般貸倒引当金	760	782
	負債性資本調達手段等	180	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	180	—
計	1,829	1,671	
うち自己資本への算入額 (B)	—	—	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	189
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	15,432	15,554
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	164,837	147,572
	オフ・バランス取引等項目	3,746	3,573
	信用リスク・アセットの額 (E)	168,584	151,146
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%) (F)	—	12,670
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	1,013
計 (E) + (F) (H)	168,584	163,817	
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)	9.15	9.49	
Tier1比率 = A / H × 100 (%)	8.06	8.59	

(注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質の全てを有するものです。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであります。

5 オペレーショナル・リスクの算定は、基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

項 目		平成18年3月31日(旧基準)	平成19年3月31日(新基準)
基本的項目 (Tier1)	資本金	6,400	6,400
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	235	235
	利益剰余金	7,910	8,184
	自己株式(△)	26	28
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流失予定額(△)	—	116
	その他有価証券の評価差損(△)	488	86
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	13	15
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	14,044	14,603	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券等(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%相当額	889	889
	一般貸倒引当金	763	782
	負債性資本調達手段等	180	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	180	—
計	1,832	1,672	
うち自己資本への算入額 (B)	—	—	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	189
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	15,877	16,086
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	168,461	151,450
	オフ・バランス取引等項目	3,746	3,579
	信用リスク・アセットの額 (E)	172,207	155,030
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	—	12,450
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	996
計 (E) + (F) (H)	172,207	167,480	
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		9.21	9.60
Tier1比率 = A/H × 100 (%)		8.15	8.71

(注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質の全てを有するものです。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項及び第2号)に掲げるものであります。

5 オペレーショナル・リスクの算定は、基礎的手法を採用しております。

3.自己資本の充実度に関する事項

〈単体〉

信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	平成18年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産(オン・バランス項目)】		
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	74	2
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	11	0
国際開発銀行向け	1	0
我が国の政府関係機関向け	879	35
地方三公社向け	625	25
金融機関及び証券会社向け	7,362	294
法人等向け	57,635	2,305
中小企業等向け及び個人向け	36,799	1,471
抵当権付住宅ローン	11,400	456
不動産取得等事業向け	5,091	203
三月以上延滞等	2,228	89
取立未済手形	198	7
信用保証協会等による保証付	3,584	143
株式会社産業再生機構による保証付	—	—
出資等	4,967	198
上記以外	15,897	635
証券化(オリジネーターの場合)	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	795	31
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	18	0
資産(オン・バランス) 計	147,572	5,902
【オフ・バランス取引等項目】		
短期の貿易関連偶発債務	12	0
特定の取引に係る偶発債務	364	14
原契約期間が1年超のコミットメント	113	4
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,471	98
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	555	22
派生商品取引	57	2
オフ・バランス取引等 計	3,573	142
合 計	151,146	6,045

単体総所要自己資本額

項 目	平成18年度	
	所要自己資本額	
信用リスク(標準的手法)	151,146	6,045
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	12,670	506
合 計	163,817	6,552

(注) 1 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

2 平成18年度より、新基準であるバーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)を適用しているため、旧基準とは異なる算定方法となっております。平成17年度の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しております。

〈連結〉

信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	平成18年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産(オン・バランス項目)】		
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	74	2
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	11	0
国際開発銀行向け	1	0
我が国の政府関係機関向け	879	35
地方三公社向け	625	25
金融機関及び証券会社向け	7,438	297
法人等向け	61,911	2,476
中小企業等向け及び個人向け	36,799	1,471
抵当権付住宅ローン	11,400	456
不動産取得等事業向け	5,091	203
三月以上延滞等	2,246	89
取立未済手形	198	7
信用保証協会等による保証付	3,584	143
株式会社産業再生機構による保証付	—	—
出資等	4,475	179
上記以外	15,897	635
証券化(オリジネーターの場合)	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	795	31
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	18	0
資産(オン・バランス) 計	151,450	6,058
【オフ・バランス取引等項目】		
短期の貿易関連偶発債務	12	0
特定の取引に係る偶発債務	364	14
原契約期間が1年超のコミットメント	113	4
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,471	98
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	555	22
派生商品取引	63	4
オフ・バランス取引等 計	3,579	143
合 計	155,030	6,201

連結総所要自己資本額

項 目	平成18年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	155,030	6,201
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	12,450	498
合 計	167,480	6,699

(注) 1 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

2 平成18年度より、新基準であるバーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)を適用しているため、旧基準とは異なる算定方法となっております。平成17年度の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しております。

4.信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

〈単体〉

(単位:百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (注2)
	平成18年度	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引(注1)	債 券	デリバティブ取引	
	平成18年度	平成18年度	平成18年度	平成18年度	平成18年度
国内計	324,795	232,556	55,951	286	4,737
国外計	7,487	93	7,353	—	—
地域別合計	332,282	232,649	63,304	286	4,737
製造業	18,362	17,912	401	—	121
建設業	26,490	26,209	280	—	1,869
卸・小売業	29,350	29,146	200	—	921
不動産業	28,663	28,418	245	—	308
各種サービス業	64,136	37,431	25,752	—	1,086
その他	165,279	93,530	36,424	286	428
業種別計	332,282	232,649	63,304	286	4,737
1年以下	67,881	43,355	7,754	—	
1年超3年以下	33,632	24,706	8,868	2	
3年超5年以下	43,271	32,063	11,171	23	
5年超7年以下	33,741	25,406	8,231	102	
7年超10年以下	35,773	27,005	8,583	150	
10年超	92,481	77,344	15,136	—	
期間の定めのないもの	25,501	2,767	3,558	6	
残存期間別合計	332,282	232,649	63,304	286	

〈連結〉

(単位:百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (注2)
	平成18年度	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引(注1)	債 券	デリバティブ取引	
	平成18年度	平成18年度	平成18年度	平成18年度	平成18年度
国内計	328,922	230,704	55,971	292	4,838
国外計	7,487	93	7,353	—	—
地域別合計	336,409	230,797	63,324	292	4,838
製造業	18,362	17,912	401	—	121
建設業	26,490	26,209	280	—	1,869
卸・小売業	29,350	29,146	200	—	921
不動産業	28,663	28,418	245	—	308
各種サービス業	68,263	35,579	25,772	5	1,187
その他	165,279	93,530	36,424	286	428
業種別計	336,409	230,797	63,324	292	4,838
1年以下	67,830	43,055	7,774	—	
1年超3年以下	33,032	24,104	8,868	4	
3年超5年以下	42,325	31,113	11,171	27	
5年超7年以下	33,741	25,406	8,231	102	
7年超10年以下	35,773	27,005	8,583	150	
10年超	92,481	77,344	15,136	—	
期間の定めのないもの	31,224	2,767	3,558	6	
残存期間別合計	336,409	230,797	63,324	292	

(注) 1 オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

3 平成18年度より、新基準であるパーゼルII(新しい自己資本比率規制)を適用しているため、旧基準とは異なる算定方法となっております。平成17年度の数値については、パーゼルII導入につき算定を行っていないため、記載を省略しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金勘定の期末残高および期中増減額

〈単体〉

(単位:百万円)

	期首残高		当期増減額		期末残高	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
一般貸倒引当金	平成17年度	575	185		760	
	平成18年度	760	22		782	
個別貸倒引当金	平成17年度	3,050	862		3,912	
	平成18年度	3,912	147		4,059	
合 計	平成17年度	3,625	1,047		4,672	
	平成18年度	4,672	169		4,841	

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位:百万円)

	期首残高		当期増減額		期末残高	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
国 内 計	3,050	3,912	862	147	3,912	4,059
国 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	3,050	3,912	862	147	3,912	4,059
製 造 業	81	182	101	334	182	516
農 業	2	—	—2	—	—	—
林 業	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱 業	57	115	58	1	115	116
建 設 業	1,508	1,580	72	—47	1,580	1,533
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	22	23	1	—23	23	—
卸 ・ 小 売 業	1,055	1,372	317	—188	1,372	1,184
金 融 ・ 保 険 業	—	38	38	44	38	82
不 動 産 業	165	325	160	—302	325	23
各 種 サ ー ビ ス 業	126	243	117	297	243	540
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個 人	31	32	1	29	32	61
そ の 他	—	—	—	—	—	—
業 種 別 計	3,050	3,912	862	147	3,912	4,059

〈連結〉

(単位:百万円)

		期首残高		当期増減額		期末残高	
		平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
一般貸倒引当金	平成17年度	577		186		763	
	平成18年度	763		19		782	
個別貸倒引当金	平成17年度	3,396		606		4,002	
	平成18年度	4,002		154		4,156	
合 計	平成17年度	3,974		792		4,766	
	平成18年度	4,766		173		4,939	

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位:百万円)

	期首残高		当期増減額		期末残高	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
国 内 計	3,443	4,039	596	117	4,039	4,156
国 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	3,443	4,039	596	117	4,039	4,156
製 造 業	86	187	101	329	187	516
農 業	2	—	—2	—	—	—
林 業	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱 業	57	115	58	1	115	116
建 設 業	1,508	1,580	72	—47	1,580	1,533
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	22	23	1	—23	23	—
卸 ・ 小 売 業	1,058	1,375	317	—185	1,375	1,190
金 融 ・ 保 険 業	—	38	38	44	38	82
不 動 産 業	165	325	160	—302	325	23
各 種 サ ー ビ ス 業	126	324	198	306	324	630
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個 人	117	32	—85	29	32	61
そ の 他	—	—	—	—	—	—
業 種 別 計	3,396	4,002	606	154	4,002	4,156

(3) 業種別の貸出金償却の額

〈単体〉

(単位:百万円)

	貸出金償却	
	平成17年度	平成18年度
製 造 業	—	—
農 業	—	—
林 業	—	—
漁 業	0	—
鉱 業	—	—
建 設 業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業	—	—
卸・小売業	—	—
金 融・保 険 業	—	—
不 動 産 業	—	—
各種サービス業	—	—
国・地方公共団体	—	—
個 人	0	—
そ の 他	—	—
業 種 別 計	0	—

(注) 償却金額は、全部償却のみで部分償却は含まれておりません。

〈連結〉

(単位:百万円)

	貸出金償却	
	平成17年度	平成18年度
製 造 業	—	—
農 業	—	—
林 業	—	—
漁 業	0	—
鉱 業	—	—
建 設 業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業	—	—
卸・小売業	—	—
金 融・保 険 業	—	—
不 動 産 業	—	—
各種サービス業	—	—
国・地方公共団体	—	—
個 人	0	—
そ の 他	—	—
業 種 別 計	0	—

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高および資本控除した額

〈単体〉

(単位:百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額	
	平成18年度	
0%		61,789
10%		46,053
20%		45,084
35%		32,572
50%		2,678
75%		49,112
100%		86,502
150%		968
自己資本控除		189
合 計		324,950

〈連結〉

(単位:百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額	
	平成18年度	
0%		61,789
10%		46,053
20%		45,482
35%		32,572
50%		2,682
75%		49,112
100%		90,153
150%		969
自己資本控除		189
合 計		329,006

(注) 1 格付が付与されている信用供与の割合が1%未満のため、格付適用、不適用の区分表示による開示を行っておりません。

2 平成18年度より、新基準であるバーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)を適用しているため、旧基準とは異なる算定方法となっております。平成17年度の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しております。

5.信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成18年度
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	3,086
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	44,103

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成18年度
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	2,786
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	44,103

(注)平成18年度より、新基準であるバーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)を適用しているため、旧基準とは異なる算定方法となっております。平成17年度の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しております。

6.派生商品取引に関する事項

(1)派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

(注)カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

(2)派生商品取引、クレジット・デリバティブの想定元本額および与信相当額

〈単体〉

(単位:百万円)

	18年度		
	想定元本額	与信相当額(A)	与信相当額(B)
派生商品取引	22,861	286	286
外国為替関連取引	714	10	10
金利関連取引	22,146	276	276
クレジット・デリバティブ	8	0	0

与信相当額(A)－担保による信用リスク削減効果勘案前
与信相当額(B)－担保による信用リスク削減効果勘案後

〈連結〉

(単位:百万円)

	18年度		
	想定元本額	与信相当額(A)	与信相当額(B)
派生商品取引	23,881	292	292
外国為替関連取引	714	10	10
金利関連取引	23,166	282	282
クレジット・デリバティブ	8	0	0

(うち把握可能なファンド)

(単位:百万円)

	18年度		
	想定元本額	与信相当額(A)	与信相当額(B)
派生商品取引	913	12	12
外国為替関連取引	714	10	10
金利関連取引	199	2	2
クレジット・デリバティブ	8	0	0

- (注) 1 原契約期間が14日以内の外為関連取引の与信相当額は除く。
 2 与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)は、再構築コストおよびグロスのアドオン額(想定元本額に金融庁告示第19号第79条に定める掛け目を乗じた額)の合計額。
 3 平成18年度より、新基準であるバーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)を適用しているため、旧基準とは異なる算定方法となっております。平成17年度の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しております。
 4 クレジット・デリバティブの想定元本額を種別別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額は、把握不能のため、開示を行っておりません。

(3) 信用リスク削減手法に用いた担保の種類および額

該当事項はございません。

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当事項はございません。

7.証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成18年度
オートローン債権	599
クレジットカード債権	437
事業者向け債権	593
商業用不動産	1,509
消費者ローン債権	62
ショッピングクレジット債権	255
リース料債権	100
不動産	189
合計	3,748

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成18年度
オートローン債権	599
クレジットカード債権	437
事業者向け債権	593
商業用不動産	1,509
消費者ローン債権	62
ショッピングクレジット債権	255
リース料債権	100
不動産	189
合計	3,748

- (注) 平成18年度より、新基準であるバーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)を適用しているため、旧基準とは異なる算定方法となっております。平成17年度の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しております。

(2) 投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

〈単体〉

(単位:百万円)

	18年度	
	残高	所要自己資本
AAA-AA (20%)	3,279	131
A (50%)	279	11
無格付 (自己資本控除)	189	7
合計	3,748	149

〈連結〉

(単位:百万円)

	18年度	
	残高	所要自己資本
AAA-AA (20%)	3,279	131
A (50%)	279	11
無格付 (自己資本控除)	189	7
合計	3,748	149

(注) 1 自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)を適用している証券化エクスポージャーは、該当事項ないため、含まれておりません。

2 平成18年度より、新基準であるバーゼルII(新しい自己資本比率規制)を適用しているため、旧基準とは異なる算定方法となっております。平成17年度の数値については、バーゼルII導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しております。

(3) 投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成18年度
不動産	189
合計	189

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成18年度
不動産	189
合計	189

(注) 平成18年度より、新基準であるバーゼルII(新しい自己資本比率規制)を適用しているため、旧基準とは異なる算定方法となっております。平成17年度の数値については、バーゼルII導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しております。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当事項はございません。

8.銀行勘定における出資等に関する事項

(1) 銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額および時価

〈単体〉

(単位:百万円)

	18年度	
	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等	2,728	2,728
上記に該当しない出資等	2,239	—
合計	4,967	2,728

〈連結〉

(単位:百万円)

	18年度	
	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等	2,728	2,728
上記に該当しない出資等	1,747	—
合計	4,475	2,728

(注)平成18年度より、新基準であるバーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)を適用しているため、旧基準とは異なる算定方法となっております。平成17年度の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しております。

(2) 銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額および時価

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度
売却損益額	149	221
償却額	0	0

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度
売却損益額	149	221
償却額	0	0

(3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	348	269
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	348	269
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の変動額

〈単体、連結共通〉

金利ショックに対する経済的価値の変動額(10BPV)

(単位:百万円)

18年度
553

計測方法および前提条件

基準日時点のポートフォリオ構造で、どの期間にどの程度のリスクを保有しているかを分析する手法として、基準日時点のイールドカーブを10BPV(0.1%)平行に変化するシナリオイールドカーブにより計測しております。

なお、当行では、よりの確に金利リスクを把握・測定するため、平成18年10月に新しいALMシステムを導入し、運用を開始したため、平成17年度の開示は省略しております。

■銀行法施行規則 第19条の2 (単体情報)

1. 銀行の概況及び組織に関する事項	
イ. 経営の組織	40
ロ. 大株主一覧	73
ハ. 取締役及び監査役一覧	40
ニ. 営業所の名称及び所在地	38~39
2. 主要な業務の内容	29
3. 主要な業務に関する事項	
イ. 直近事業年度の事業の概況	4~5
ロ. 直近5事業年度の主要業務の状況を示す指標	6
(1) 経常収益	6
(2) 経常利益又は経常損失	6
(3) 当期純利益又は当期純損失	6
(4) 資本金及び発行済株式の総数	6
(5) 純資産額	6
(6) 総資産額	6
(7) 預金残高	6
(8) 貸出金残高	6
(9) 有価証券残高	6
(10) 単体自己資本比率	6
(11) 配当性向	6
(12) 従業員数	6
ハ. 直近2事業年度の業務の状況	
(1) 主要業務の状況を示す指標	
① 業務粗利益、業務粗利益率	53
② 資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支	53
③ 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利ざや	52, 54, 55
④ 受取利息、支払利息の増減	56, 57
⑤ 総資産経常利益率、資本経常利益率	52
⑥ 総資産当期純利益率、資本当期純利益率	52
(2) 預金に関する指標	
① 流動性預金、定期預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	65
② 固定・変動自由金利定期預金、その他の定期預金の残存期間別残高	66
(3) 貸出金等に関する指標	
① 手形貸付、証書貸付、当座貸越、割引手形の平均残高	67
② 固定金利、変動金利貸出金の残存期間別残高	67
③ 担保種類別の貸出金残高、支払承諾見返額	69
④ 使途別貸出金残高	69
⑤ 業種別貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	68
⑥ 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	68
⑦ 特定海外債権残高	68
⑧ 預貸率	69
(4) 有価証券に関する指標	
① 商品有価証券の種類別平均残高	72
② 有価証券の種類別残存期間別残高	72
③ 有価証券の種類別平均残高	71
④ 預証率	71
4. 業務の運営に関する事項	
イ. リスク管理の体制	12~14
ロ. 法令遵守の体制	11

5. 直近2事業年度の財産の状況に関する事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	42~51
ロ. 貸出金のうち次の額及びその合計額	7
① 破綻先債権	7
② 延滞債権	7
③ 3ヵ月以上延滞債権	7
④ 貸出条件緩和債権	7
ハ. 自己資本充実の状況(単体自己資本比率)	91~107
ニ. 次の取得価額又は契約価額、時価、評価損益	59~64
① 有価証券	59~61
② 金銭の信託	62
③ デリバティブ取引	63~64
ホ. 貸倒引当金の期末残高、期中増減額	68
ヘ. 貸出金償却額	69
ト. 会社法による会計監査人の監査	41
チ. 証券取引法に基づく監査証明	41

■銀行法施行規則 第19条の3 (連結情報)

1. 銀行及びその子会社等の概況に関する事項	
イ. 銀行及びその子会社等の主要な事業内容・組織構成	74
ロ. 銀行の子会社等に関する事項	74
2. 銀行及びその子会社等の主要業務に関する事項	
イ. 直近事業年度の事業の概況	75
ロ. 直近5連結会計年度の主要業務の状況を示す指標	76
(1) 経常収益	76
(2) 経常利益又は経常損失	76
(3) 当期純利益又は当期純損失	76
(4) 純資産額	76
(5) 総資産額	76
(6) 連結自己資本比率	76
3. 銀行及びその子会社等の直近2連結会計年度の財産の状況に関する事項	
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書	77~88
ロ. 貸出金のうち次の額及びその合計額	89
① 破綻先債権	89
② 延滞債権	89
③ 3ヵ月以上延滞債権	89
④ 貸出条件緩和債権	89
ハ. 自己資本充実の状況(連結自己資本比率)	91~107
ニ. セグメント情報	90
ホ. 会社法による会計監査人の監査	41
ヘ. 証券取引法に基づく監査証明	41

■金融機能の再生のための緊急措置に関する法律 第7条

資産査定公表	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7
危険債権	7
要管理債権	7
正常債権	7

決算公告

当行では、銀行法第20条に定められた平成18年度の貸借対照表及び連結貸借対照表等の公告として、平成19年6月27日より当行ホームページ(アドレス:<http://www.shimagin.co.jp>)に掲載し、公衆の縦覧に供しております。

DISCLOSURE OF
SHIMANE BANK

しまぎんの現況2007

